

2008

ディスクロージャー誌
かんぽ生命の現状



かんぽ生命

お客さまとともに未来を見つめて 「最も身近で、最も信頼される保険会社」を 目指します。

ブランドマーク



これまで日本郵政公社が培ってきた安心感をベースとして、
より先進的な生命保険会社へと生まれ変わるため、
洗練された鮮やかな青の「かんぽブルー」としました。

会社概要

名称

株式会社かんぽ生命保険
JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.

事業開始日

平成19年10月1日

本社所在地

〒100-8798 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
TEL 03-3504-4411（日本郵政グループ代表番号）



株式会社かんぽ生命保険 本社（東京都千代田区）

取締役兼代表執行役会長 進藤 丈介

取締役兼代表執行役社長 山下 泉

従業員数 5,646名（平成20年7月1日現在）

主な事業所 直営店80（統括支店13、支店67）
サービスセンター 5
コールセンター 1
（平成20年7月1日現在）

資本金 5,000億円

株主 日本郵政株式会社 100%

INDEX

トップメッセージ

2

かんぽ生命について

会社発足の経緯	4
経営理念	6
経営の基本方針	7
経営課題への取組み	7
ビジネス展開	8
日本郵政グループの発足	10

事業の概況・業績

1 契約の状況	14
2 損益の状況	15
3 資産・負債の状況	16
4 健全性の状況	17
5 資産運用の概況(一般勘定)	20

保険会社の運営

1 内部管理態勢	24
2 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底	28
3 リスク管理体制	30
4 個人情報の保護	35
5 「お客さまの声」を経営に活かす取組み	36
6 査定審査会	38
7 お客さまサービスを支える情報システム	39
8 CSR(企業の社会的責任)の取組み	40
9 ディスクロージャーの充実	43

商品・サービスの紹介

1 かんぽ生命の保険商品及び特徴	46
2 ご契約のお申込みから成立まで	49
3 コンサルティングセールスの充実	51
4 契約期間中の情報提供	53
5 保険金のお支払いについて	55
6 引受・支払体制の強化	58
7 新規開発商品・サービスの状況	59
8 企業経営者の方へ	61
9 お客さま相談窓口	62
10 民営・分社化についてのかんぽ生命からのお知らせ	63
11 生命保険契約者保護機構	66

会社情報

69

業績データ

77

用語解説

132

生命保険協会統一開示項目索引

134

五十音順索引

136

平素から、私ども株式会社かんぽ生命保険をご愛顧、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

ここに、当社発足後初めてとなりますディスクロージャー誌を発行し、当社の業績や取組みについて、ご紹介させていただきます。

本誌を通じて、新生かんぽ生命に対するご理解を一層深めていただけたら、幸いに存じます。

民営化

既にみなさまご存知のとおり、当社は、国営の簡易保険事業の創設から91年目に当たります昨年10月1日、日本郵政公社の民営・分社化により発足いたしました。

新会社は概ね円滑なスタートを切ることができましたが、これもひとえに、みなさまのご支援ご協力の賜物と感謝申し上げます。

法律で定められた「民営化」の取組みに区切りがつきましたので、現在は新しいビジネスモデルの下、名実ともに「民間会社」となるための取組み、「民間化」へ向けての展開を進めております。

商品・サービスを向上させるとともに、透明性とスピード感をもった経営を展開し、地域と密着した郵便局との連携により、「躍動感をもって前進し続ける民間生命保険会社」となるよう、全社員が一丸となって力を尽くしてまいります。



取締役兼代表執行役社長 山下 泉

取締役兼代表執行役会長 進藤 丈介

平成19年度の業績について

当社は、民営・分社化時に、保険5,518万件、保険金額152兆円及び年金保険656万件、年金額2兆4千億円を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から再保険として受再するとともに、平成20年3月までの民営・分社化後半年間で、個人保険59万2千件、金額1兆6,350億円、個人年金保険6万2千件、金額2,173億円の新契約をお引受けしました。

新契約実績は、少子高齢化による生命保険市場の縮小など厳しい事業環境の下、民営・分社化に伴う制度変更や、パートナー（代理店）である郵便局株式会社との連携が緒についたばかりであったことから、必ずしも満足できる結果ではございませんが、その後の状況は月を追うごとに改善しております。今後も、郵便局株式会社との更なる連携強化に努め、新契約の獲得に注力してまいります。

資産運用におきましては、金銭の信託で保有する株式及び外国証券を、民営・分社化に際し時価で承継した経緯もあり、その後の大幅な株安・円高の影響を受けて、資産運用費用を4,948億円計上しましたが、市場環境の悪化等に備えて積み立てておりました内部留保（価格変動準備金及び危険準備金）の取崩しにより対応した結果、当期純利益はほぼ計画通りの76億円となりました。今決算における取崩し後においても、内部留保は、価格変動準備金残高5,590億円、危険準備金残高3兆762億円となっており、ソルベンシー・マージン比率も1,116%と高い水準を確保しております。なお、保険会社の基礎的な期間収益の状況を示す基礎利益は2,672億円を確保しました。

平成20年度を迎えて

今年度は引き続き、当面する経営課題を一つずつ着実に解決し、株式上場に向けた経営基盤の整備を進めることにより、お客さまサービスの向上に努めてまいります。まず、事務・システム面では、お客さまの利便性向上の観点から、募集、引受、保全、支払サービス事務の合理化・迅速化のため、システム改革、サービスセンター改革などの取組みを推進してまいります。また、コンプライアンス態勢の強化にも、引き続き全力で取り組んでまいります。

営業面では、政府にご認可をいただいた新規業務として、本年6月に法人向け商品の受託販売、本年7月に新入院特約「その日から」の販売を開始いたしました。法

人向け商品の受託販売は、当社直営店の法人営業において、既存の自社商品を補完し、自社商品ではカバーできなかった経営者のみなさまのニーズにお応えできるものと考えております。また、新入院特約「その日から」は、これまでに寄せられた多くのお客さまの声にお応えする商品であり、パートナーである郵便局株式会社との密接な連携により、幅広い層のお客さまにご提供してまいります。これからも、分かりやすい商品特性を堅持しつつ、お客さまのニーズを踏まえた商品開発を進め、ラインアップの拡充を図ってまいりたいと考えております。

また、当社は、経営理念で掲げる「健康づくりへの積極的な貢献」の一環として、ラジオ体操の普及・促進に努めております。NHK及び全国ラジオ体操連盟と協力して、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会等の各種行事を開催し、ラジオ体操を通じて、豊かで充実した生活に欠かせない、みなさまの健康づくりを応援してまいります。

お客さまとともに未来を見つめて

当社は、大正5年に創設された簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という社会的使命を受け継ぎつつ、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」という経営理念の下、コンプライアンスの推進を図り、常にお客さまの立場に立って、分かりやすく利用しやすい商品・サービスの提供に努めてまいります。日本郵政グループの一員として、個人のお客さまには全国に広がる郵便局ネットワークを通じ、また法人のお客さまには当社の直営店などを通じて、確かな保障をお届けしてまいります。

生命保険業界は、少子高齢化など大きな社会経済構造の変化の中で、変革を迫られております。当社は、こうした事業環境の変化に対応し、91年の伝統と新しい日本郵政グループの総合力をフルに活かして、お客さまに新しい価値、「あたらしいふつう」をお届けできるよう、高い志をもって挑戦し続けます。

かんば生命のこれからの、どうぞご期待ください。

平成20年7月

取締役兼代表執行役会長

連原丈介

取締役兼代表執行役社長

山下 泉

かんぽ生命について

会社発足の経緯

当社は、郵政民営化法に基づき、日本郵政株式会社が発起人となり、平成18年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、生命保険業を行うための準備を行ってきました。

その後、平成19年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣から認可された「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に基づいて、日本郵政公社から簡易生命保険に係る業務及び機能を引き継ぎ、同年10月1日から生命保険業を開始しています。

(参考) 郵政民営化法(平成十七年十月二十一日 法律第九十七号)【抜粋】

(基本理念)

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

(公社の解散及び新会社の設立)

第五条 公社は、平成十九年十月一日に解散するものとする。

2 公社の機能を引き継がせるため、次の各号に掲げる業務を営む株式会社として当該各号に定める株式会社を新たに設立するものとする。

五 生命保険業 郵便保険会社(第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。)

(定義)

第二百六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(実施計画)

第百六十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

3 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指示があったときは、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

(公社の解散及び業務等の承継)

第百六十六条 公社は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、承継会社等は、その時ににおいて、第百六十三条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。)において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。

(参考) 生命保険業開始時の状況 (平成19年10月1日現在)

■ 従業員数、承継財産等

- 従業員数 5,388人
- 承継財産 全国5か所のサービスセンター(日本郵政公社時の名称は簡易保険事務センター)に係る不動産ほか生命保険業の運営に必要な資産を承継

■ 貸借対照表

(単位:億円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預貯金	11,306	保険契約準備金	1,107,547
金銭の信託	59,329	その他負債	12,543
有価証券	842,898	(機構預り金)	11,823
国債	672,193	(仮受金)	503
地方債	36,282	賞与引当金	27
社債	120,480	退職給付引当金	528
外国証券	13,941	価格変動準備金	6,725
貸付金	214,131	負 債 合 計	1,127,373
有形固定資産	876	純 資 産 の 部	
無形固定資産	341	資本金	5,000
代理店貸	2,200	資本剰余金等	5,000
その他資産	6,296	純 資 産 合 計	10,000
貸倒引当金	▲ 7	負債及び純資産合計	1,137,373
資 産 合 計	1,137,373		

経営理念

「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指して

当社は、日本郵政グループの一員として、日本郵政グループ経営理念（P11参照）を踏まえ、かんぽ生命経営理念を策定しています。

また、グループ会社として、グループ経営方針、グループ行動憲章に則り行動しています。

お客さまとともに未来を見つめて「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指します。

1. お客さまへの約束

- ① お客さまとのふれあいを大切にします。
- ② 分かりやすく利用しやすい商品とサービスを提供します。
- ③ お客さまから安心いただけるよう、正確な情報の提供を行います。

2. 株主への約束

- ① 株主の附託に応え、継続的な企業価値の向上を目指します。
- ② 適切なリスク管理により、健全な経営を実現します。
- ③ 株主、投資家の皆さまと密接なコミュニケーションを図ります。

3. 社会への約束

- ① コンプライアンスを最重要視した業務運営を行います。
- ② 健康づくりに積極的に貢献します。
- ③ 人と環境にやさしい事業運営に努めます。

4. 事業パートナーへの約束

- ① 緊密な連携ときめ細かな支援により、共に成長する関係を築きます。
- ② 事業パートナーと一体となって商品とサービスの提供、品質改善を推進します。
- ③ 日本郵政グループの一員としてブランド価値の向上を目指します。

5. 社員への約束

- ① 明るく働き甲斐のある職場環境を作ります。
- ② 社員ひとりひとりを尊重し、等しくチャンスを提供します。
- ③ 社員の能力向上を積極的に支援します。

経営の基本方針

平成19年10月の新会社スタート以来、当社はコンプライアンスの徹底、製販分離モデルに対応した営業推進態勢の構築や事務システム改革の推進等、民間企業としての足腰固めに取り組んでまいりました。また『『民営化』から『民間化』へ』をスローガンとする「民間化推進プロジェクト」を立ち上げ、お客さまサービスの向上、社内のコミュニケー

ションの改善、“ムリ・ムラ・ムダ”の排除による業務の効率化等に取り組んでいます。

今後も、株式上場に向けた経営基盤の整備に積極的に取り組み、商品・サービスで最高の信頼を提供するエクセレントカンパニーとして持続的な成長を目指します。

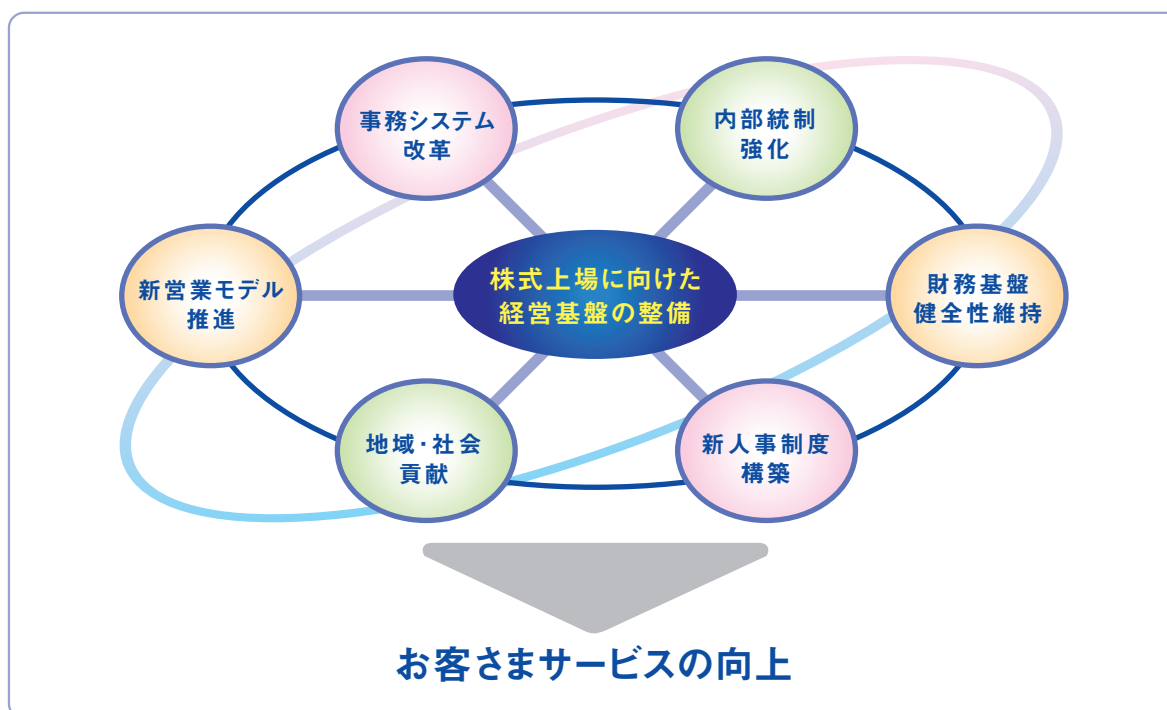
経営課題への取組み

**当社独自の強みの発揮と民間キャッチアップ要素の取り込み(弱み克服)により
新しいビジネスモデルの実現を通じて、お客さまサービスの向上を目指します。**

営業モデルにおいては、郵便局株式会社との密接な連携により、販売チャネルを強化し、既存顧客基盤を活用した募集活動の推進を図ります。商品面では、無診査(告知扱)かつ基本保障中心で分かりやすい商品特性を堅持しつつ、ラインアップの拡充を図り、未加入層の多い青壮年層へのアプローチを進めていきます。また、お客さまの利便性向上の観点から、事務・システム改革により募集、引受、保全、支払サービス事務の合理化・迅速化を推進していくとともに、コンプライアンス態勢の強化にも取り組んでまいります。

人事面では、中長期的な営業人材育成プログラムを構築していくほか、人事・給与体系の見直しにより、社員モチベーションの更なる向上に取り組んでまいります。財務面では、適切なALM・リスク管理により安定的な利益水準と健全な財務基盤を堅持するとともに、運用対象の拡大による利回り向上を図ります。

また、当社の経営理念で社会への約束として掲げました「健康づくりへの積極的な貢献」と「人と環境にやさしい事業運営」を実現するため、地域・社会に貢献できる施策を積極的に推進し、企業としての社会的責任を果たしてまいります。



ビジネス展開

1 事業運営の枠組み

当社は、全国津々浦々に設置されている郵便局を商品ご提供や各種手続きサービスの拠点として、お客さまに喜んでいただけるサービスを提供してまいります。

(1) 当社商品・サービスのご提供の拠点

当社は、代理店チャンネル(事業パートナーである郵便局株式会社(郵便局)、簡易郵便局)及び直営店チャンネルを販売チャンネルとして事業展開を図っています。

1) 代理店チャンネル

郵便局株式会社は、全国津々浦々に設置されていた郵便局を承継しています。郵便局においては、住域・個人マーケットを中心にシンプルで分かりやすい商品(小口・簡易)・サービスを全国の郵便局ネットワークを活かしてご提供します。

また、当社の特長を活かしつつお客さまニーズに対応した商品開発、マーケット／チャンネル開拓、営業プロセスの高度化を郵便局株式会社とともに一体となって推進してまいります。

なお、平成20年3月末現在の生命保険募集を行う郵便局は、20,203局です。

簡易郵便局(郵便窓口業務等受託者)においては、郵便局チャンネルと同様にシンプルで分かりやすい商品・サービスをご提供します。

なお、平成20年3月末現在の生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局は、860店です。

※このほか、郵便局に対してお客さまを紹介する業務を行う簡易郵便局があります。

2) 直営店チャンネル

直営店の法人営業部は、全国の主要都市80か所に設置しており、中小企業を中心とする法人・職域マーケットを主力に商品やサービスをご提供します。

直営店チャンネルにおいては、マーケット動向の把握や販売ノウハウ等の蓄積に加えて、営業体制の整備により、お客さまの多様なニーズに応えてまいります。

(2) 各種手続きの拠点

当社とのご契約(かんぽ生命保険契約)について、保険料の収納や保険金のお支払いなど各種手続きについては全国津々浦々に設置されている郵便局においてサービスを提供しています。

また、民営・分社化に伴い、日本郵政公社から簡易生命保険契約の管理業務を承継した「独立行政法人郵便貯金・簡易

生命保険管理機構(以下本誌において「管理機構」といいます。)]から、業務を受託しています。管理機構から受託した業務のうち、保険料の収納や保険金のお支払いなど受託業務の一部を郵便局株式会社へ再委託を行うことにより、民営・分社化前と変わりなく郵便局でサービスを提供しています。

2 新たな業務の展開

(1) 新規業務への取組み

1) 法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しを内容とする新規業務

郵政民営化法第138条第1項及び第3項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、平成19年11月26日に認可申請を行い、平成20年4月18日に認可されました。

これらの業務を実施することにより、お客さまの利便性向上や当社の経営の安定のために大きく資するものと考えています（P59、60参照）。

2) 運用対象の自由化（含むデリバティブ取引）

郵政民営化法第138条第2項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、平成19年10月4日に認可申請を行い、シンジケートローン（参加型）、信託受益権の取得等の業務が同年12月19日に認可されました。

運用対象の自由化は、当社の経営の安定のために大きく資するものと考えています。

(2) 日本生命保険相互会社との一部業務の提携

当社と日本生命は、「郵政民営化の趣旨を踏まえ、両社が適切な競争関係を保ちながら、相互に協力して多様で良質なサービスを提供し、お客さまの利便性を高めるとともに、企業価値を向上させることにより、生命保険市場の発展に寄与していくことが必要である」との認識に至り、一部業

務の提携を行うことに合意いたしました（平成20年2月22日）。

今後、両社において、当社の商品開発、事務・システムの構築などについて、両社を取り巻く競争環境にも留意しつつ、具体的な協力施策を検討してまいります。

■ 業務提携の内容

1 商品開発

かんぽ生命と日本生命は、お客さまの利便性向上や生命保険市場の発展の観点から、適切な競争関係を保ちつつ、相互に協力して、今後、かんぽ生命のメインチャネルである郵便局を通じて提供する商品・サービスを検討し、両社が合意した保険商品に関し、日本生命は、かんぽ生命が行う商品開発に必要なデータ・ノウハウを提供します。

2 事務・システムの構築

かんぽ生命がお客さま保護に資する引受・支払管理態勢を実現するための事務・システムを構築するに当たって、日本生命は、必要なデータ・ノウハウを提供し、これをサポートします。

3 リスク管理上の方策等

1及び2を通じて開発した商品に関して、リスク管理上の方策や、販売量拡大のためのマーケティング方策についても、両社で検討してまいります。

以上の合意を実現するために、必要な人材交流を両社で協議・検討してまいります。



▲ホテルオークラ東京にて行われた記者会見の様子。
日本生命岡本園衛代表取締役社長（写真左）と
当社進藤丈介代表執行役会長

日本郵政グループの発足

郵政事業は、明治4年の郵便創業以来130年あまりの間、時代とともに歩んでまいりました。

そして、平成19年10月1日、持株会社である日本郵政株式会社のもと、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の各社は、日本郵政グループとして新たな一歩を踏み出しました。

■ 日本郵政グループ発足式の模様



◀ 日本郵政グループ各社CEO、COOの挨拶



◀ 福田内閣総理大臣、小泉元内閣総理大臣ほか、ご来賓の皆さまによるテープカット

主な日本郵政グループ会社

日本郵政グループ

日本郵政
HOLDINGS
(日本郵政株式会社)

郵便局
NETWORK
(郵便局株式会社)

日本郵便
POST
(郵便事業株式会社)

ゆうちょ銀行
BANK
(株式会社ゆうちょ銀行)

かんぽ生命
INSURANCE
(株式会社かんぽ生命保険)

グループ経営理念

これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、
民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客さまの期待に応え
お客さまの満足度を高めお客さまとともに成長します。
経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

グループ経営方針

1. お客さまの視点を最優先し、
創造性を発揮し真にお客さまに評価される商品・サービスを全国ネットワークで提供します。
2. 4事業それぞれが自立した企業経営を行うためのガバナンス、監査・内部統制を確立し
コンプライアンスを徹底します。
3. 適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の株式の早期処分を目指します。
持株会社である日本郵政株式会社についても金融2社と同時期の上場が可能となるよう準備を行います。
5. 働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、
そして一人ひとりが成長できる機会を創出します。

グループ行動憲章

1. 信頼の確保
 - ・お客さまの立場に立ち、お客さまの期待に応えることにより、お客さまの信頼を獲得します。
 - ・情報の保護と管理を徹底し、お客さまと社会に対して安心を約束します。
 - ・透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たします。
2. 規範の遵守
 - ・法令や社会規範、社内ルールを遵守し、誠実な企業活動を継続します。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。
 - ・責任と権限を明確にし、プロセスと結果を厳正に評価して職場規律を維持します。
3. 共生の尊重
 - ・環境に配慮し、企業活動を通じて積極的に社会に貢献します。
 - ・多様なステークホルダーとの対話を重視し、持続的な共生を目指します。
 - ・人権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保します。
4. 価値の創造
 - ・お客さまの期待を超える価値、質の高いサービスを提供します。
 - ・効率性を追求し、安定的な価値を創出します。
 - ・相互理解と連携を推進し、企業価値の創造に向けて社員一人ひとりが役割と責任を果たします。
5. 変革の推進
 - ・変化に機敏に対応し、スピードを重視して変革を実現します。
 - ・広い視野、高い視点に立って、創造性を発揮します。
 - ・世界とつながり世界へ広がるビジネスに、積極果敢にチャレンジします。



事業の概況・業績

1	契約の状況	14
2	損益の状況	15
3	資産・負債の状況	16
4	健全性の状況	17
5	資産運用の概況(一般勘定)	20



事業の概況・業績

1 契約の状況

平成19年度（平成19年10月1日～平成20年3月31日）の新契約は、個人保険の件数が59万2千件、金額が1兆6,350億円となり、個人年金保険の件数が6万2千件、金額が2,173億円となりました。

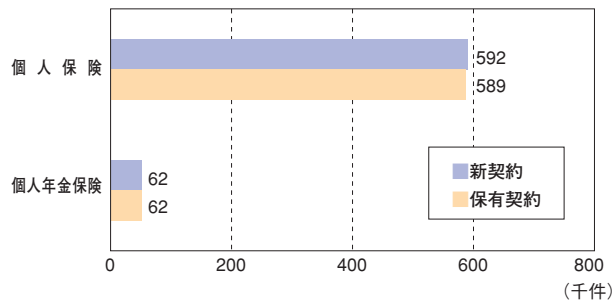
平成19年度末保有契約は、個人保険の件数が58万9千件、金額が1兆6,270億円となり、個人年金保険の件数が6万2千件、金額が2,160億円となりました。

平成19年度の解約失効は、個人保険の件数が2,588件、金額80億円となり、個人年金保険の件数が88件、金額が3億円となりました。

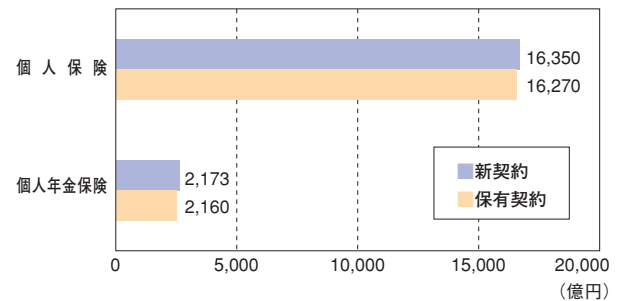
なお、当社は、民営・分社化時に簡易生命保険契約を承継した管理機構から、保険契約5,518万件、保険金額152兆2,989億円及び年金保険契約656万件、年金額2兆4,045億円を再保険として受再しています。

新契約及び保有契約状況

■ 件数



■ 金額



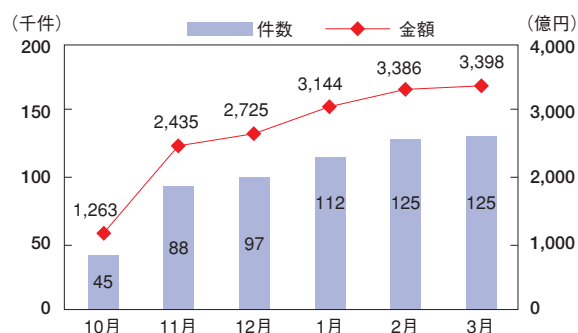
【参考】受再している簡易生命保険契約の状況

(単位：千件、億円)

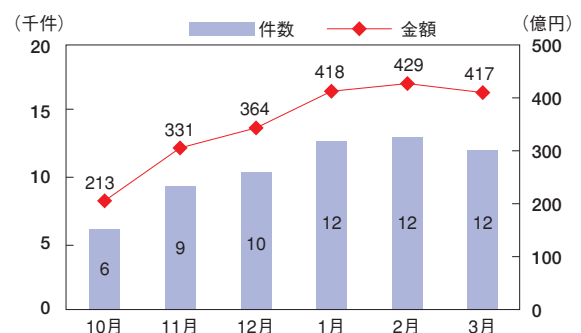
	平成19年度末 (保険者：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構)		平成19年9月末 (保険者：日本郵政公社（当時）)	
	件数	保険金額・年金額	件数	保険金額・年金額
保 険	52,180	1,441,564	55,180	1,522,989
年金保険	6,298	23,102	6,563	24,045

(注) 計数は、管理機構及び日本郵政公社における公表基準によるものです。

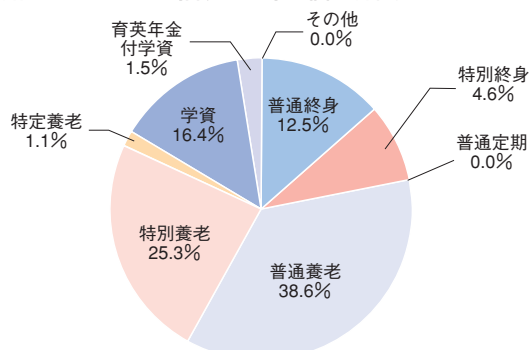
■ 月別新契約状況（個人保険）



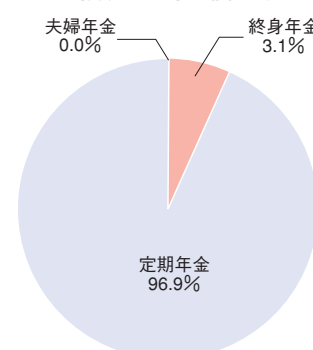
■ 月別新契約状況（個人年金保険）



■ 商品別新契約状況（件数割合）：個人保険



■ 商品別新契約状況（件数割合）：個人年金保険



2 損益の状況

当社は、日本郵政公社からその他有価証券区分の資産を民営・分社化時に時価承継したため、承継した金銭の信託及び外国証券について、株安・円高による影響を受け、資産運用費用4,948億円を計上しましたが、危険準備金2,400億円の戻入等により、経常利益は119億円となりました。

経常利益に、特別損益として価格変動準備金戻入額1,135億円等を加え、契約者配当準備金として1,069億円を繰り入れた結果、税引前当期純利益は184億円となり、当期純利益は76億円となりました。

(単位：億円)

	平成19年度（当社） （平成19年4月1日～ 平成20年3月31日）	【参考】平成19年度（日本郵政公社） （平成19年4月1日 ～平成19年9月30日）
経常収益	76,868	73,362
保険料等収入	38,866	45,702
資産運用収益	8,713	16,637
その他経常収益（注1）	29,288	11,022
経常費用	76,748	68,957
保険金等支払金	61,496	65,802
責任準備金等繰入額	7,395	115
資産運用費用（注2）	4,948	223
事業費	2,665	2,563
その他経常費用	242	252
経常利益	119	4,404
特別利益（注3）	1,135	103
特別損失	1	3,596
契約者配当準備金繰入額（注4）	1,069	911
税引前当期純利益	184	—
法人税及び住民税	1,545	—
法人税等調整額（注5）	▲1,438	—
当期純利益	76	—

※勘定科目のうち主要な科目について掲載しています。詳細は財務諸表をご参照ください。

保険料等収入には、管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が32,582億円含まれています。

保険金等支払金には、管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が61,474億円含まれています。

（注1） その他経常収益は、責任準備金戻入額2兆9,228億円等で、この中には、危険準備金の戻入額2,400億円が含まれています。

（注2） 資産運用費用は、金銭の信託で保有する株式の減損2,443億円、外国証券の減損1,055億円等によるものです。

（注3） 特別利益は、価格変動準備金が保険業法施行規則で定める積立限度額を超過したことに伴う戻入1,135億円等です。

（注4） 契約者配当準備金繰入額は平成19年度上半期（日本郵政公社）における繰入額との合計で1,980億円となり、平成18年度の1,774億円より206億円増加しています。

（注5） 法人税等調整額は、主に金銭の信託の減損、既発生未報告支払備金、審査中の支払備金等の将来減算一時差異です。

3 資産・負債の状況

総資産は、当社事業開始時から半年間で1兆2,126億円減少し、112兆5,246億円となりました。

純資産は、その他有価証券の評価差額金が▲1,236億円発生したため、9,042億円となりました。

(単位：億円)

	平成19年度末① (平成20年3月31日現在)	事業開始時② (平成19年10月1日現在)	差額 ①－②
資 産	1,125,246	1,137,373	▲ 12,126
現金及び預貯金	20,801	11,306	9,495
金銭の信託 (注1)	18,615	59,329	▲ 40,714
有価証券	855,688	842,898	12,790
貸付金 (注2)	199,212	214,131	▲ 14,919
有形固定資産	978	876	102
無形固定資産	443	341	101
代理店貸 (注3)	1,377	2,200	▲ 822
その他資産	2,758	6,296	▲ 3,537
繰延税金資産 (注4)	2,341	0	2,341
負債及び純資産	1,125,246	1,137,373	▲ 12,126
負 債	1,116,204	1,127,373	▲ 11,168
保険契約準備金	1,084,799	1,107,547	▲ 22,748
その他負債	25,289	12,570	12,718
退職給付引当金	523	528	▲ 5
価格変動準備金 (注5)	5,590	6,725	▲ 1,135
純資産	9,042	10,000	▲ 957
資本金	5,000	5,000	0
資本剰余金	5,000	5,000	0
利益剰余金	278	▲ 0	279
株主資本合計	10,279	10,000	279
その他有価証券 評価差額金	▲ 1,236	—	—

※勘定科目のうち主要な科目について掲載しています。詳細は財務諸表をご参照ください。

(注1) 金銭の信託で保有していた外国証券2.9兆円を平成19年11月に自家運用へ移管しました。

(注2) 貸付金の減少は、管理機構に承継された地方公共団体及び財投機関への貸付が減少したためです。

(注3) 「代理店貸」は、当社が郵便局株式会社に委託している保険金等の支払に充てるために前渡している資金です。

(注4) 繰延税金資産は、主に金銭の信託の減損、既発生未報告支払備金、審査中の支払備金等の将来減算一時差異、その他有価証券評価差額金等による差異です。

(注5) 価格変動準備金は、保険業法施行規則で定める積立限度額を超過した1,135億円を戻入したことにより減少したものです。

4-2 ソルベンシー・マージン比率

(単位：億円)

1,116.3%

生命保険会社は将来の保険金等の支払いについて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の大暴落などの通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。

この比率が200%を下回った場合は、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

平成19年度末におけるソルベンシー・マージン総額は4兆5,153億円、ソルベンシー・マージン比率は1,116.3%となりました。当社は、今後も引き続き十分な支払余力の確保に努めてまいります。

【参考】

事業開始時（平成19年10月1日）
1,117.9%

項 目	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	45,153
資本金等	10,279
価格変動準備金	5,590
危険準備金	30,762
一般貸倒引当金	0
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	▲ 1,938
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	25
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	154
負債性資本調達手段等	—
控除項目	—
その他	281
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_3)^2+(R_2+R_5+R_7)^2+R_4}$ (B)	8,089
保険リスク相当額 R_1	1,927
予定利率リスク相当額 R_2	828
資産運用リスク相当額 R_3	6,009
経営管理リスク相当額 R_4	214
最低保証リスク相当額 R_7	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,977
ソルベンシー・マージン比率 (A) $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,116.3%

(注) 上記は保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

● (A) ソルベンシー・マージン総額 [=下記の合計額]

資本金等、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額金×90%（※）、土地の含み損益×85%（※）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、控除項目、その他
（※） マイナスの場合100%

● (B) リスクの合計額について

保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク等通常予想できる範囲を超える諸リスクを数値化して算出します。

保険リスク相当額 (R1)	・・・大災害の発生等により、保険金支払いが急増するリスク相当額
予定利率リスク相当額 (R2)	・・・運用環境の悪化により、資産運用利回りが予定利率を下回るリスク相当額
資産運用リスク相当額 (R3)	・・・株価暴落・為替相場の激変等により資産価値が大幅に下落するリスク、および貸付先企業の倒産等により貸倒れが急増するリスク相当額
経営管理リスク相当額 (R4)	・・・業務の運営上通常の予想を超えて発生し得るリスク相当額
最低保証リスク相当額 (R7)	・・・変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関するリスク相当額
第三分野保険の保険リスク相当額 (R8)	・・・入院特約などのいわゆる第三分野保険について保険金等の支払いが急増するリスク相当額

4-3 危険準備金及び価格変動準備金の積立状況

3兆6,352億円

生命保険会社では、金融資産の価格変動、大災害の発生等、生命保険事業の経営環境の変化に伴うリスクに備え、将来にわたる健全で安定的な経営を確保するために、価格変動準備金と危険準備金を積み立てることとしています。

当社において、平成19年度末での残高は危険準備金3兆762億円、価格変動準備金5,590億円となり、合計で3兆6,352億円となりました。

(単位：億円)

	平成19年度末 (平成20年3月31日)	事業開始時 (平成19年10月1日)
危険準備金	30,762	33,162
限度額	35,690	35,305
価格変動準備金	5,590	6,725
限度額	5,590	(注) 6,626
計	36,352	39,887

(注) 日本郵政公社から承継した価格変動準備金は、保険業法施行規則で定める積立限度額を超過しているため、平成19年度末において超過額を戻入しています。

4-4 実質純資産額

6兆131億円

「実質純資産額」とは、資産全体を時価評価して求めた資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を引いたものであり、決算期

末の保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つです。この数値がマイナスになると実質的な債務超過と判断され、業務停止命令等の対象となることがあります。

当社において、平成19年度末の実質純資産額は6兆131億円と十分な水準を確保しています。

4-5 有価証券含み損益の状況

1兆3,316億円

当社は、日本郵政公社からその他有価証券区分の資産を時価承継したため、その後の株安・円高の影響により同区分の資産について含み損が発生しましたが、国内金利の低下により国内公社債の含み益が増加し、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券を含めた有価証券全体では1兆3,316億円の含み益を確保しました。

(単位：億円)

	帳簿価額	含み損益（税効果適用前）	
	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	事業開始時 (平成19年10月1日現在)
満期保有目的の債券	313,669	8,205	1,203
責任準備金対応債券	440,371	7,048	▲3,787
その他有価証券	132,347	(注1) ▲1,938	(注2) —
有価証券等	111,564	229	—
金銭の信託	20,783	▲2,167	—
合計	886,388	13,316	▲2,583

(注1) 税効果適用後の金額は▲1,236億円になります。

(注2) その他有価証券は、時価評価した価格で日本郵政公社から当社へ承継されたため、事業開始時の含み損益はゼロとなっています。

4-6 証券化商品等への投資及びサブプライム関連投資の状況

■ 証券化商品等への投資状況

(単位：億円)

区分	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	
	時価	含み損益
RMBS	1,807	30

(注) RMBS（住宅ローン債権担保証券）とは、住宅ローンを担保として発行される証券です。
なお当社で保有するRMBSは、日本国内の住宅ローンを裏付資産としたものです。

■ サブプライム関連投資の状況

サブプライム関連への投資は行っていない。

4-7 リスク管理債権の状況

リスク管理債権はありません。

5 資産運用の概況（一般勘定）

5-1 当社の運用方針

当社では、健全経営を維持し保険金等の支払いを確実に
行うため、ALMに基づく運用を基本としています。具体的
には将来発生する負債のキャッシュフローに、負債の特性

と親和性の高い円金利資産のキャッシュフローをマッチン
グさせる運用を基本とし、金利変動リスクの軽減を図りつ
つ安定的な収益獲得を目指しています。

5-2 平成19年度の運用環境

平成19年度下期の日本経済は、輸出がアジア向けを中心
に好調を維持したことに加え、民間消費や設備投資が堅調
だったことから景気は底堅く推移しました。海外経済は、
米国の住宅市場の悪化が継続する中、金融市場の混乱やエ

ネルギー高の進行により企業・消費マインド悪化に加え、
雇用低迷から個人消費が減速し、景気減速基調が強まりま
した。FRBは市場への新たな流動性供給策を打ち出す一方、
政策金利の大幅引き下げを行いました。

(1) 国内債券市場

期初は、日銀短観が景気の底堅さを示す内容となったこ
とや、米国雇用統計が大幅上方修正されたことなどを受け、
債券相場は軟調な展開となり、10年国債利回りは1.7%台半
ばまで上昇しました。その後、米金融機関の業績悪化によ
り、サブプライム問題が再燃すると株安・債券高の動きが
強まり、12月初旬にかけて1.4%程度まで低下しました。更
に、米経済指標の悪化による景気後退懸念、相次ぐ米金融

機関の追加損失発表を受けて、平成20年から世界的に株式
相場は大幅下落となり、1月中旬に1.3%台前半まで急低下
しました。FRBの利下げや米モノライン（金融保証会社）
の救済観測から株価が反発する場面では、一時的に金利低
下に歯止めがかかったものの、3月に入って米大手証券の経
営危機から金融システム不安が強まり、10年国債利回りは、
1.2%台へ低下しました。

●10年国債利回り 平成19年9月末 1.675% 平成19年度末 1.275%

(2) 国内株式市場

日経平均株価は、日銀短観において景気の底堅さが確認
されたこともあり、期初は17,500円まで回復する展開で始
まりました。その後、円高進行やサブプライム問題に対す
る懸念拡大を背景にじり安となり15,000円を割り込みまし
た。12月には投資ファンドによる欧米大手金融機関への資
本参加報道が相次いだことで、金融不安が後退し、一時的

に落ち着いた動きとなったものの、1月に発表された雇用統
計等米国経済指標の悪化を受け、国内株式市場も下落基調
が続きました。2月に入ると米金融保証会社各社に対する
格下げ懸念が生じたことや、急速な円高進行、米国景気後
退局面入り観測の広がりにより、一時12,000円を割り込む
場面も見られました。

●日経平均株価 平成19年9月末 16,785.69円 平成19年度末 12,525.54円

(3) 外国為替市場

ドル円は、米国の良好な経済指標を受け、118円台まで円安が進んで始まったものの、その後、住宅市場の低迷、住宅ローン関連証券の損失拡大懸念、利下げ観測から、ドルは軟調に推移しました。12月には、住宅ローン利用者救済策や5カ国中央銀行による短期金融市場への協調対応、大手金融機関に対する中東・アジア投資家の出資が好感され、115円近辺までドルが反発する場面も見られたものの、米国経済指標の悪化を受け米国景気後退懸念の高まりによる

リスク回避的な動きに伴う円キャリートレードの巻き戻しなどを背景に、円高ドル安基調で推移し、米大手証券会社の経営不安の高まりもあり、一時95円台まで下落する場面がありました。

ユーロ円は、欧州当局者によるユーロ高率制発言や金利差に着目したユーロ買い、欧州景気が堅調に推移したこともあり、概ね160円台での推移となりました。

●ドル/円	平成19年9月末	115.43円	平成19年度末	100.19円
●ユーロ/円	平成19年9月末	163.38円	平成19年度末	158.19円

5-3 運用実績の概況

(1) 資産の状況

当社の平成19年度末の総資産残高は当社事業開始時（平成19年10月1日113兆7,373億円）から1兆2,126億円減少し、112兆5,246億円となりました。

平成19年度の資産運用に当たっては、円金利資産といった確定利付資産を中心に運用を行いました。

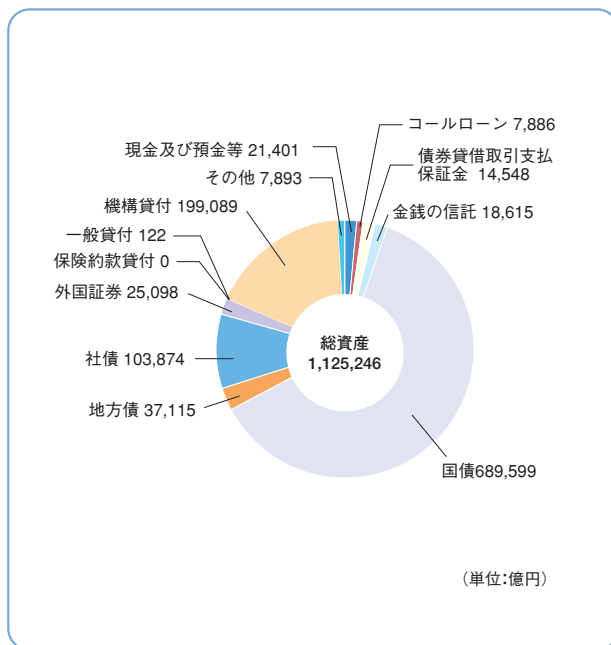
公社債については、安定的な収益が確保できる資産として長期債を中心に積み増しを行いました。

外国証券については、金銭の信託で運用していた外国証券（2.9兆円）を運用コスト削減と効率的な運用を図るため平成19年11月に全額を自家運用に移管するとともに為替リスクに留意し残高を減らしました。

金銭の信託については、現在、国内株式と不動産について運用していますが、株式についてはリスク性資産を圧縮する観点から残高を減らしました。

貸付金については、現在、新規に行っているのは保険約款貸付と一般貸付における地方公共団体貸付のみであり、管理機構への貸付金の償還により貸付金の残高は減少しました。

■資産構成



(2) 資産運用利回り

当社は、日本郵政公社からその他有価証券区分の資産を時価承継したため、その後の株安、円高の影響により平成19年度の運用利回りは0.67%にとどまりました。

■運用利回り

平成19年度（当社） (平成19年10月1日～平成20年3月31日)	【参考】平成19年度（日本郵政公社） (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
0.67 % [1.68 %]	2.87 % [1.69 %]

(注) 運用利回りは、キャピタル損益等を含めた利回りです。
[] 内は利子利回りです。

保険会社の運営

1 内部管理態勢	24
2 コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底	28
3 リスク管理体制	30
4 個人情報の保護	35
5 「お客さまの声」を経営に活かす取組み	36
6 査定審査会	38
7 お客さまサービスを支える情報システム	39
8 CSR(企業の社会的責任)の取組み	40
9 ディスクロージャーの充実	43

保険会社の運営

1 内部管理態勢

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから最も信頼される保険会社となるためには、内部管理態勢の整備・強化が極めて重要であると認識しています。自己責任の原則

に基づく業務執行態勢を確立し、引き続き当社の組織・態勢の強化に取り組んでまいります。

1-1 組織・態勢の概要

当社は委員会設置会社であり、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしています。また、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置し、取締役会の経営監督機能の公正性を確保しています。具体的には、以下の役割をそれぞれの委員会に担わせています。

- ・指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を行います。
- ・監査委員会は、取締役と執行役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の決定、取締役が会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行います。
- ・報酬委員会は、取締役と執行役の報酬に関する方針の策定、個人別の報酬内容の決定を行います。

業務執行面においては、経営上の重要事項や各部門における業務の基本方針等を協議する場としてすべての執行役で構成する経営会議を設置しています。さらに、これら経営会議における協議事項について専門的かつ円滑な協議を促進するために、以下の7つの専門委員会を設置し、定期的に開催しています。

① 収益管理委員会

当社の資産と負債の総合的な管理を行うための態勢整備について検討するほか、年度の運用方針・販売方針等について協議を行います。

② リスク管理委員会

保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等の管理に関する基本方針について協議を行うほか、定期的にリスク管理状況の報告が行われます。

③ コンプライアンス委員会

法令等遵守、保険募集管理に関する基本方針等の協議を行うほか、コンプライアンスの遵守状況の報告が行われます。

④ CS委員会

苦情対応に関する基本方針の協議を行うほか、お客さま満足度の向上策の検討等を行います。

⑤ 商品開発委員会

商品の新設や改廃について関係する部門との連携を図り、その進捗管理を行うとともに、保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスクの検証状況等の協議を行うほか、新設や改廃された商品の状況について事後確認を行います。

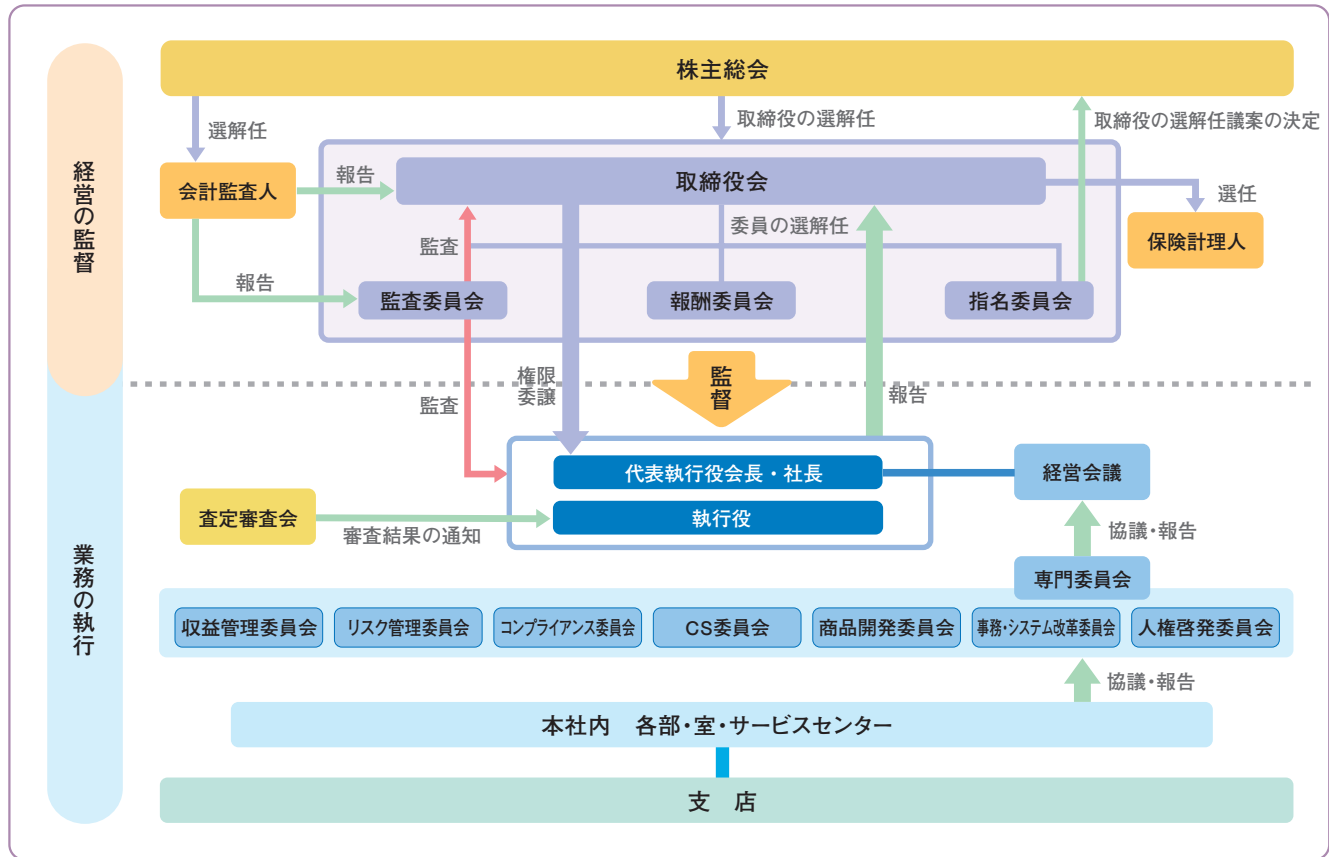
⑥ 事務・システム改革委員会

システム対応を含めた事務フローの効率化に関する検討を行うほか、システム開発の基本方針等について協議を行います。

⑦ 人権啓発委員会

セクシュアル・ハラスメント防止体制の整備等、人権啓発に向けた諸施策の検討と人権保護に関する方針等について協議を行います。

■ 内部管理体制図



かんぽ生命について

事業の概況・業績

保険会社の運営

商品・サービスの紹介

1-2 内部統制の取組み

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めており、この方針に従い、適切な内部統制システムの構築に努めています。

なお、この方針は、会社法第416条第1項1号口及びホ並びに同法施行規則第112条にも則しています。

「内部統制システムの構築に係る基本方針」

1 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社（以下「親会社」という。）が定めるグループの行動憲章に従い、当社の役員及び社員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、親会社が定めるコンプライアンス基本方針に基づき、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- (4) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- (5) 法令又は社内規則等の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役員及び社員に周知する。
- (6) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、当社の役員及び社員に対しリスク管理についての取組方針、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
- (2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、親会社が定めるグループの危機管理基本方針に基づき、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 親会社との間でグループ経営管理契約を結ぶとともに、経営の重要事項に関して親会社が定めた各種グループ基本方針を遵守し、親会社に対して、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項等について、事前承認申請又は報告を行う。
- (2) 親会社を含むグループ会社との取引については、親会社が定めるグループ内取引に関する基本方針に基づき、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。

6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の社員を配置する。

7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の社員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

8 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
- (2) 役員及び社員は、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- (3) 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について速やかに監査委員に報告する。
- (4) 役員及び社員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。

9 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、親会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

2 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底

当社におけるコンプライアンスとは、当社のあらゆる活動で役員及び社員が法令等を遵守することをいいます。より具体的には、単に法令・諸規則のみならず、社内諸規程、社会規範、企業倫理までも遵守することをいいます。

当社は、経営理念である「お客さまとともに未来を見つ

めて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」に基づき、コンプライアンスを最重要視した業務運営を行うこととしており、そのためにコンプライアンスの徹底に全社一丸となって取り組んでいます。

2-1 コンプライアンスに関する方針等

当社は、日本郵政グループとして定めている「日本郵政グループ行動憲章」及び「日本郵政グループコンプライアンス基本方針」並びに当社の「経営理念」などに基づき、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を策定しています。

また、コンプライアンスを実現するための具体的手引書として、当社の役員及び社員が遵守しなければならない各種規程類やコンプライアンス項目について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、本社・支店等の全部署に配布しています。さらに、同マニュアルのうち役員及び社員全員が最低限知っておくべき事項を抽出し、編集

した「コンプライアンス・ハンドブック」や、「日本郵政グループ行動憲章」、「経営理念」などをいつでも確認できるようにコンパクトにまとめた携帯用小冊子「お客さまの『安心と信頼』のために」を役員及び社員全員に配布しています。

このほか、毎年度、本社においてコンプライアンスを推進するための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これをもとに各支店等においては自店等の「実践計画」を作成し、コンプライアンスの徹底に関する取組みを行っています。これらの実施状況は、本社が定期的に確認することとしています。

2-2 コンプライアンス推進体制

当社は、コンプライアンスを推進するため、当社の幹部を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの遵守状況に関する報告や協議を行っているほか、定期的に経営会議及び取締役会に当社のコンプライアンス状況について報告を行う態勢としています。

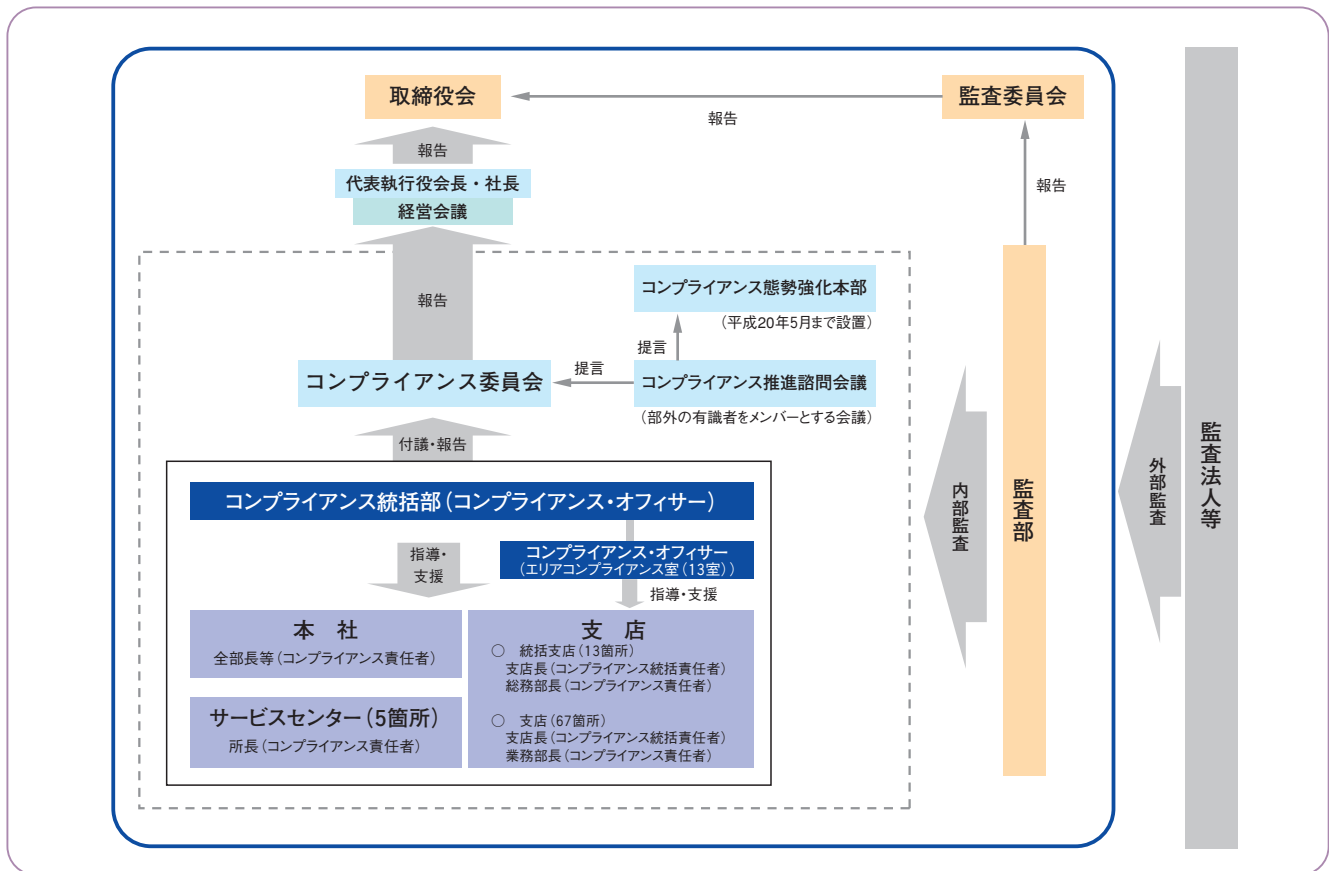
また、コンプライアンスに関する事項全般を統括する部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関する事項の企画・調整を行っているほか、全国13箇所に受持ち地域内のコンプライアンスに関する事項全般を統括する部署として、本社直轄の「エリアコンプライアンス室」を設置し、コンプライアンスの指導・支援及びコンプライアンス違反事案の調査・解明を行っています。

このほか、コンプライアンス統括部及びエリアコンプライアンス室にコンプライアンスを担当する管理者として「コンプライアンス・オフィサー」を配置しているほか、コ

ンプライアンスの推進に責任を持つ者として、本社及びサービスセンターに「コンプライアンス責任者」を、支店に「コンプライアンス統括責任者」及び「コンプライアンス責任者」を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する体制を構築しています。

なお、平成19年度の取組みとして、代表執行役社長が本部長の「コンプライアンス態勢強化本部」を設置（日本郵政公社簡易保険事業総本部から引き続き設置）し、法令等遵守態勢の強化について検討を行ってきたほか、有識者の皆さまからなる「コンプライアンス推進諮問会議」を設置し、当社のコンプライアンスの現状、施策の取組状況について客観的・専門的立場から評価や今後の方向性等に係る提言をいただき、コンプライアンス態勢の強化に役立ててきました。

■ コンプライアンス推進体制図



かんぽ生命について

事業の概況・業績

保険会社の運営

商品・サービスの紹介

2-3 コンプライアンス教育の実施等

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、本社・支店等のコンプライアンス責任者等を対象とした研修を開催し、コンプライアンス責任者等の役割や実務に即したコンプライアンス上の留意点等について説明・指導するほか、役員及び社員全員を対象にコンプライアンスに関する知識の付与等を目的としてインターネットを活用したeラーニングを実施しています。

また、本社・支店等の各職場においては、業務研究会やミーティングを利用し、職場単位でもコンプライアンス意識の浸透を図る取組みを行っています。

さらに業務の委託先である郵便局株式会社におけるコンプライアンスの推進状況を把握し、適切なコンプライアンス態勢が整備されるよう支援を行っています。

3 リスク管理体制

お客さまの大切な資金をお預かりし、万一の時の生活保障手段を提供するために、経済情勢等事業を取り巻く経営環境が大きく変化する中で、将来にわたり健全な事業経営を維持し、お客さまに安心してご利用いただくためには、適切なリスク管理を行うことがますます重要になってきています。

このような状況を踏まえ、当社では、生命保険事業に係る様々なリスク特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うことを経営上の重要課題として認識し、管理体制や管理手法等の基本的事項を「リスク管理基本方針」として定め、この基本方針に基づきリスク管理を実施しています。

3-1 リスク管理体制

当社のリスク管理体制については、牽制機能を確保することを原則とし、リスク区分ごとにリスクを管理する体制としています。

リスク区分ごとのリスク管理担当は、原則として業務執行担当と別の担当とし、業務執行担当への牽制機能を確保しています。リスク管理担当は、業務執行担当との相互牽制の下、リスク管理基準の設定を含め、自らが担当するリスクの管理を行っています。各リスク管理担当の担当執行役は、それぞれの担当するリスク管理態勢を整備し、運営する責任を有しています。

各リスクを総合的に管理する組織として、「リスク管理統括部」を設置し、内部管理態勢の強化を図っています。リスク管理統括部は、各リスク管理担当の定めるリスク管理基準及び各リスク管理担当の行うリスク管理状況の適正性

の検証を行うとともに、会社のリスクを総合的に把握しています。リスク管理統括部の担当執行役は、総合的なリスク管理態勢を整備し、運営する責任を有しています。

また、当社の幹部を委員としたリスク管理委員会を設置し、リスク関連事項を報告、協議しているほか、定期的に経営会議及び取締役会にリスク管理状況の報告を行う体制としています。

このリスク管理体制については、監査部による内部監査を受け、その適切性・有効性をチェックすることにより、さらに内部牽制機能の強化を図っています。

なお、当社がリスク管理を行うに当たっては、同じ日本郵政グループの日本郵政株式会社及び郵便局株式会社のリスク管理部門と連携して取り組んでいます。

3-2 総合的リスク管理

当社の総合的リスク管理は、会社の経営の健全性を確保するために会社が管理すべきリスクのうち、定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量とリスク資本を管理

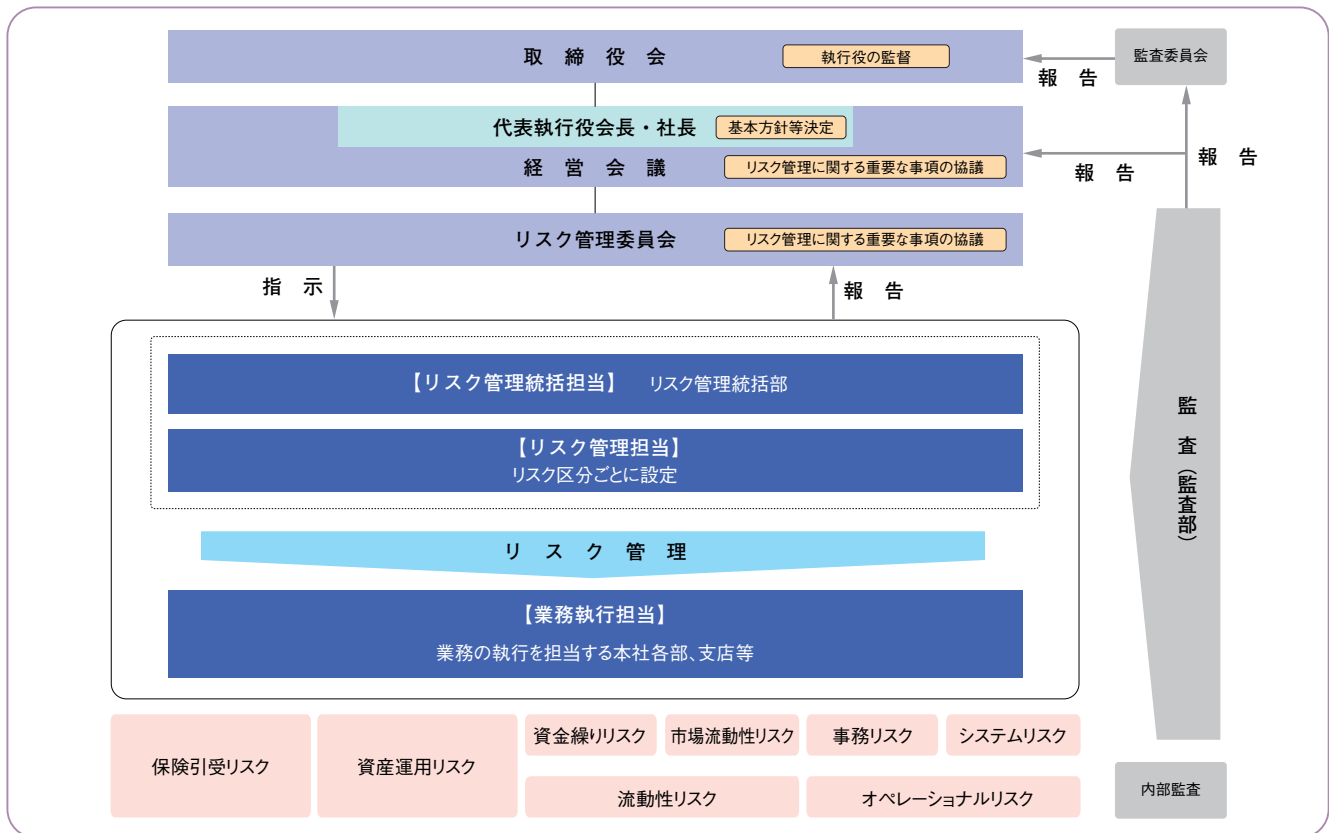
することを総合的リスク管理の基本原則とし、定量化できないリスクについては、リスク管理基準又は管理手法を定めることにより管理を行うこととしています。

3-3 ストレステストの実施等

当社では、市場環境等が大きく変化した際の影響を把握するため、過去10年間に起こった金融相場の最大下落等を利用したストレスシナリオに基づき、潜在的な損失額を計測しています。また、大地震による保険金支払の増加等、

経営に大きな影響をもたらすリスク（巨大リスク）を試算しています。ストレステストの結果等については、定期的にリスク管理委員会及び経営会議に報告し、健全な経営の確保に役立てています。

■ リスク管理体制図



かんぽ生命について

事業の概況・業績

保険会社の運営

商品・サービスの紹介

3-4 主なリスクの種類と内容

当社では、直面するリスクの種類・内容を以下のとおり分類・定義し、リスク特性に応じた管理態勢や規程等を整

備し、適切なリスク管理に向けた各種の取組みを実施しています。

リスク区分	定義
保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
資産運用リスク	次の信用リスク、市場リスク及び不動産投資リスクからなるリスク
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスク。なお、市場リスクは次の3種類からなる
金利リスク	金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク
価格変動リスク	有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク
為替リスク	外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク
不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産に係る収益が減少する、又は市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、損失を被るリスク
流動性リスク	次の資金繰りリスク及び市場流動性リスクからなるリスク
資金繰りリスク	財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク
市場流動性リスク	市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク。なお、当社で対象となるオペレーショナルリスクは、次の事務リスク及びシステムリスクからなります
事務リスク	役職員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク

3-5 各種リスクへの取組み

(1) 保険引受リスク

生命保険契約は、お客さまが抱える死亡、病気、ケガ等のリスクを長期間にわたり保障する契約です。このため、保険引受時に今後、どのようなリスクの発生が予想されるのか、的確に把握・分析し、適切に保険料に反映させる必要があります。

このような観点から、業務執行担当においては、保険料率の設定の検証のほか、保険事故発生状況の把握・分析を行っています。

リスク管理担当においては、販売商品の将来収支分析による保険引受リスク量の計測、既存保険料の適正性等の検証及び医学上の引受基準の適正性の検証等を行うことにより保険引受リスクの管理を行っています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況等を検証し、リスク管理委員会に報告を行っています。

(2) 資産運用リスク

生命保険契約に基づき、お客さまからお預かりした資金は、将来の保険金等の支払に備え、大切に運用する必要があります。当社では、健全な経営を維持し、お客さまに安心して当社をご利用いただけるよう、長期・固定金利という負債特性に応じ、国債を中心とした円金利資産への投資により、安定的な運用を行うことを基本とする運用方針を定めています。このため、業務執行担当において運用方針等に掲げる計画等に基づく資産運用を行い、リスク管理担当においては、業務執行担当からの報告を受け、運用計画の進捗等の管理及び資産運用リスク量の計測・管理を行う

ことで、相互牽制作用を働かせることにより資産運用リスクの管理を行っています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理担当のリスク管理状況等を検証し、リスク管理委員会に報告を行っています。

資産運用リスクは、信用リスク、市場リスク及び不動産投資リスクに分類し、管理しています。資金の一部については、信託銀行、投資顧問に委託して運用していますが、これらの運用に係る資産運用リスクについても把握し、会社全体の資産運用リスクを統一的に管理しています。

(3) 流動性リスク

生命保険事業を運営するためには、保険金等の支払をはじめ、資金の運用を行うなど、お客さまや取引先との資金の受払が必要となりますが、受払の際、資金決済に支障が生じれば、関係者の方々にご迷惑をおかけするばかりでなく、会社運営そのものが行えなくなる事態に繋がることとなります。こうしたことから、当社では、資金繰りリスクと市場流動性リスクをあわせて流動性リスクとして定義して管理しています。

当社における資金管理においては、日々の保険料・保険金等の受払などの際に支障が生じないように準備資金を設定し、この準備資金を確保することにより、資金繰りリス

クに適切に対応しています。また、金融市場の現状を考慮した上で、市場流動性リスクのリスク管理基準を設定し、流動性資産等の検証を行うことで市場流動性リスクの管理を行っています。

リスク管理担当においては、資金繰り状況のひっ迫度に応じた区分を定義し、それぞれの区分ごとに準備資金にリミットを設定し、管理検証することにより資金繰りに支障をきたすことのないようにしています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理状況等の検証を行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(4) オペレーショナルリスク

1) 事務リスク

事務の取扱上の事故等が発生するとお客さまに多大なご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失うことにもなります。このため、当社では業務執行担当において、過去に起きた事務事故及び今後起こり得る可能性のある事務事故等を把握し、適切に事務処理できるよう事務規程等を策定・整備するとともに、教育、啓発等に取り組んでいます。

リスク管理担当においては、業務執行担当によるリスク管理が適切に実施されているかを検証し、相互牽制作用を働かせることにより事務リスクの軽減を図るとともに、事務事故等が発生した場合には、必要に応じて調査を行うことにより再発防止に努めています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理状況等の検証を行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

うことにもなります。このため、当社のメインシステムであるかんぽ総合情報システムについて、電子計算システムのメインコンピューターセンターを東西2ヶ所に設置し、相互バックアップ体制を構築することにより、システムダウン等によるリスクに対応するとともに、重大な障害が発生した際の対応マニュアルを策定し、迅速な対応を行うことができる態勢を整備しています。

また、株式会社かんぽ生命保険情報セキュリティ宣言に基づき、各種セキュリティ対策を実施し、情報資産の保護に努めています。

リスク管理担当においては、システムの所管元である業務執行担当によるリスク管理が適切に実施されているかを検証し、相互牽制作用を働かせることによりシステムリスクの軽減を図っています。また、システム障害等が発生した場合には、お客さまへの影響を調査し、原因分析等を行うことにより再発防止に努めています。

リスク管理総括担当においては、リスク管理担当からの報告を踏まえ、リスク管理状況等の検証を行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

2) システムリスク

事務の取扱いの広範な部分を情報システムに依存している現状においては、システムダウン等大きな障害等が発生した場合、事務リスクが顕在化したときと同様、お客さまに多大なご迷惑をおかけするとともに、当社への信用を失

情報セキュリティ宣言

株式会社かんぽ生命保険が提供する各種サービスは、多くのお客さまにご利用いただいております。わたしたちがお取り扱いさせていただいているお客さまに関する情報は、厳重な管理・対応が要求され、また、ご利用していただくサービスは、安全なものではないものと考えています。お客さまに安心してサービスをご利用していただくために、わたしたちは、情報セキュリティの重要性を認識し、情報セキュリティに配慮した行動に努めます。このためには、不正な侵入による情報の流出、紛失、事故・災害によるサービスの中断等からお客さまの大切な情報を守り、安全に管理するために、以下の事項に取り組んでまいります。

- 1 わたしたちは、情報セキュリティの管理を推進していくために、株式会社かんぽ生命保険の情報セキュリティ規程、情報セキュリティ手続及び情報セキュリティマニュアルを定め、それを遵守してまいります。
- 2 わたしたちは、継続的な情報セキュリティ教育により、常に情報セキュリティに関する重要性を認識し、意識向上に努めます。
- 3 わたしたちは、情報セキュリティを維持向上させるために、継続的に点検を実施して、見直し、改善を続けます。

3-6 第三分野保険のリスク管理 (保険業法第121条第1項第1号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性)

(1) リスク管理の考え方

当社は、医療保障等に対するご契約者のニーズに対応するため、病気に伴う入院、手術あるいは介護といった保障をおもに基本契約に付加する特約として提供しています。これらの第三分野保険は保障内容が多様であり、保険事故の発生率に関する不確実性を有していることから、適切なリスク管理を行う必要があります。

このため、リスク管理体制や管理手法等の基本事項を定めた「リスク管理基本方針」、保険引受リスクを適切に管理

するための事項を定めた「保険引受リスク管理規程」に基づき、第三分野保険のリスク管理を行っています。

また、将来の保険金等の支払いを確実に行うため平準純保険料式により計算した責任準備金を積み立てるとともに、第三分野保険について、あらかじめ設定した発生率(予定発生率)がリスクを十分にカバーしているかを確認するためのストレステストを実施しています。

(2) ストレステストの実施

ストレステストは、入院保険金等の支払実績に基づき、将来10年間にわたり、入院保険金等の支払いの変動を一定の確率でカバーする発生率(危険発生率)を予測し、将来発生すると見込まれる支払保険金額と予定発生率に基づく支払保険金額を比較するものです。その結果、将来発生すると見込まれる支払保険金額が大きい場合には、危険準備金の積立てを行うこととしています。

さらに、ストレステストの結果、責任準備金の積立水準を確認する必要がある場合は、保険計理人が負債十分性テストを実施した上、将来の保険金等の支払いに支障を来たすおそれがあると認められる場合には、追加して責任準備金の積立てを行うこととしています。

なお、ストレステストは、簡易生命保険の該当する商品に対しても実施しています。

(3) テストの結果

第三分野保険について、あらかじめ設定した予定発生率が将来発生すると見込まれるリスクを十分にカバーしてお

り、ストレステストによる危険準備金、責任準備金を追加して積み立てる必要がないことを確認しています。

4 個人情報の保護

(1) 個人情報の取扱い

当社では、個人情報保護に関する社会的要請の重要性を十分認識し、個人情報保護に関係する諸法令等に基づき、

個人情報を適切に保護するための取組みを推進しています。

(2) 個人情報保護の体制

当社では、個人データの安全管理を図るための内部管理体制として、会社全体の個人情報の保護に関する事務を統括する個人情報保護統括責任者のほか、個人情報保護責任

者、個人情報保護管理者等を置いて、個人情報の適切な保護と取扱いを行っています。

プライバシーポリシー

株式会社かんぽ生命保険（以下「当社」といいます。）は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを実行いたします。

1 法令等の遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報保護に関係する諸法令、国が定める指針及び本プライバシーポリシーで定めた事項（以下「法令等」といいます。）を遵守いたします。

2 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
なお、当社における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- (1) 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

3 個人情報の取得

当社は、前項で特定した利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により個人情報を取得いたします。

4 個人情報の安全管理措置

当社は、生命保険業を営む上で保健医療に関する情報等を含む個人情報を取得及び利用することを十分に認識し、取り扱う個人情報を正確かつ最新の状態で保管及び管理するよう努めるとともに、個人情報の漏えい、滅失又はき損等を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。また、従業者や委託先について、適切に監督いたします。

5 個人情報の外部への提供

当社は、法令等で定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者へ提供することはありません。

また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令等で定める必要事項をあらかじめご通知、又は公表させていただいた上で実施いたします。

6 開示請求等の手続

当社は、法令等で定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正又は利用停止等のご請求があった場合には、誠実な対応に努めます。

7 お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求その他個人情報の取扱いに関するご意見、ご要望及びお問い合わせについて下記窓口にて承ります。

8 継続的な改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化を踏まえて、個人情報保護のための管理体制及び取組みについて継続的に見直し、その改善に努めます。

●お問い合わせ窓口

- ・かんぽコールセンター

電話番号：0120-552950

受付時間：平日 9:00～21:00

土日休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）

- ・開示請求等に関する問い合わせ先

電話番号：03-3504-4584

受付時間：平日 10:00～17:00

5 「お客さまの声」を経営に活かす取組み

当社は、「お客さまの声」は貴重な「財産」とであると認識をしており、「お客さまの声」をもとにサービスを日々見直し、お客さま満足の向上に取り組む続けることは、経営改善の基本と考えています。

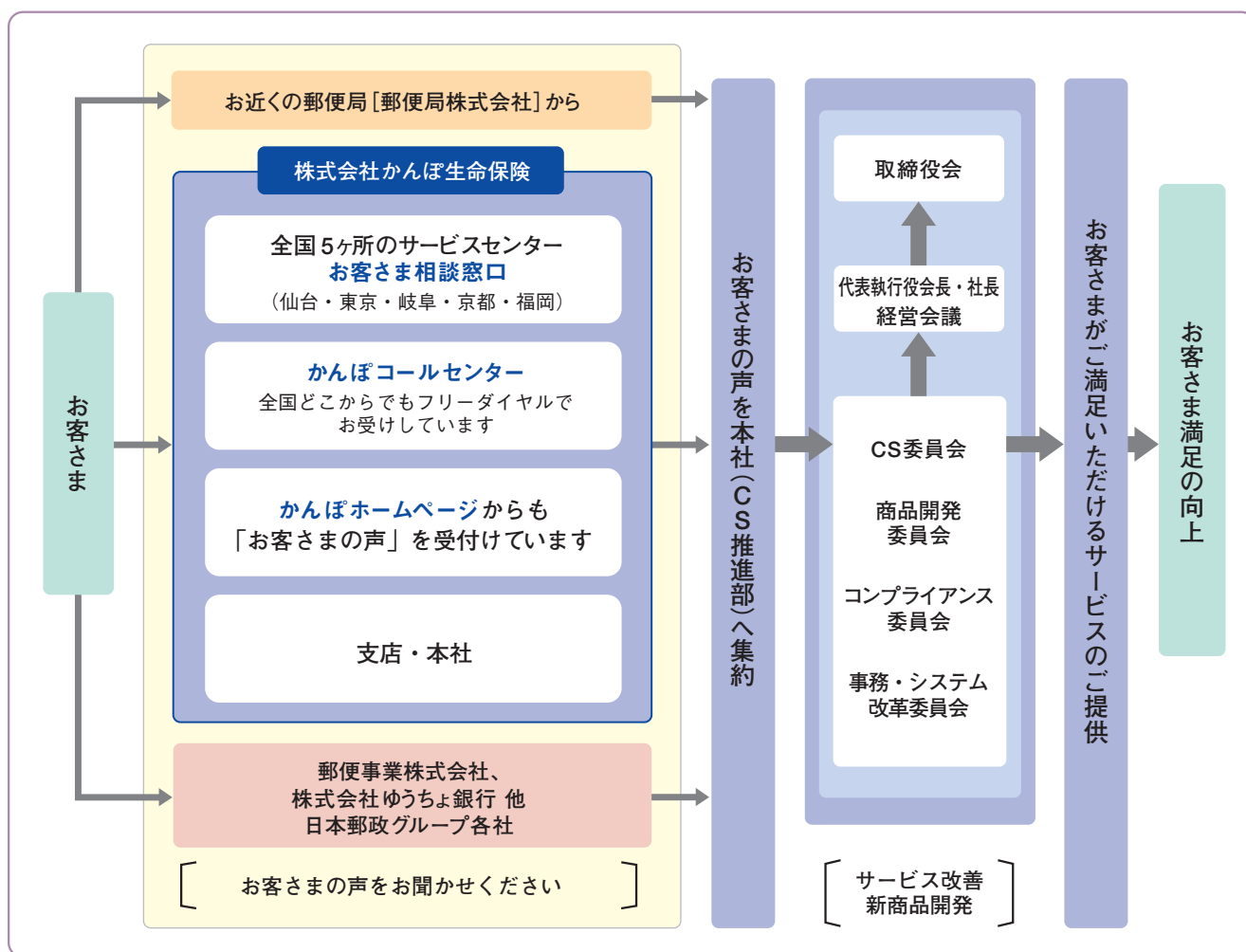
「お客さまの声」をもとに、商品・サービスの開発、改善を行うことはもとより、「お客さまの声」を役員はじめ、社員一人ひとりが真摯に受け止め、行動していくことにより、会社の健全かつ適正な経営を確保してまいります。

5-1 一人ひとりの「お客さまの声」からお客さま満足の向上へ

当社は、お客さまからお寄せいただいた声を集約分析し、経営課題として抽出します。そしてその対応策等を検討し

てサービスの向上、商品開発等につなげ、お客さまがご満足いただけるサービスのご提供を目指します。

■「お客さまの声」を経営改善に活かす取組み



なお、当社では現在のところ契約者懇談会は開催していません。

5-2 「お客さまの声」の集約

平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間にお客さまから寄せられた、当社に関する「お客さまの声（苦情）」の件数は次のとおりです。

内 容	平成19年10月～平成20年3月	占 率
保険契約へのご加入に関するもの	5,684件	7.7%
保険料のお払込みなどに関するもの	5,084件	6.9%
ご契約後のお手続き・配当金等に関するもの	8,713件	11.9%
保険金・給付金のお支払いに関するもの	24,381件	33.2%
払込証明書に関するもの	23,625件	32.2%
その他	5,988件	8.1%
合 計	73,475件	100.0%

※当社では、「お客さまからの不満足の実情」を「苦情」と定義させていただいています。

5-3 「お客さまの声」をもとにした改善事例

お客さまの声 重度障がいとなって自ら保険金支払請求できない場合、保険金支払請求を代理人ができるようにしてほしい。

●ご対応内容

平成20年7月より、指定代理請求特則を新設しました。

なお、簡易生命保険契約も含め、平成20年7月1日以前にご加入いただいたご契約についても同様の制度のご利用が可能です。

お客さまの声 かんぽホームページに年金の支払請求の際の必要書類等の記載がないのは不親切だと思います。

●ご対応内容

年金の支払請求の際の必要書類のご案内をかんぽホームページに掲載いたしました。

お客さまの声 1泊2日の入院でも、入院保険金がもらえるような商品がほしい。

●ご対応内容

平成20年7月より、日帰り入院（0泊1日）から保障する新しい入院特約を創設しました。平成19年10月以降にご加入された契約につきましては、新しい入院特約に契約変更ができます。

お客さまの声 70歳を超えても加入できるような保険を発売してほしい。

●ご対応内容

平成20年7月より、加入年齢の範囲を75歳までとする普通養老保険の発売を開始いたしました。

6 査定審査会

当社は、保険金のお支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいています。

これらのお客さま相談窓口等の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合（紛争が生じた場合）は、保険契約者等からの審査の請求に基づき、社外の弁護士等により構成される査定審査会において、中立かつ公平な審査を行い、査定業務の適正な執行の維持を図るとともに、保険契約者等の正当な利益の保護を図ることとしています。

■ 査定審査会の概要

● 審査の対象

保険金のお支払いなど、契約上の権利義務に関する事項に係る紛争について、当社が行った査定の妥当性の審査を行います。（損害賠償請求等は審査の対象外となります。）

● 審査手続の流れ

保険契約者等から提出していただいた審査請求書と当社の査定担当部署から提出された査定資料の写しに基づき審査を行い（書面審理）、審査結果がでた場合は、審査結果通知書を送付します。

当社は、審査結果を尊重するものとしています。

なお、審査の請求に係る紛争について、民事調停や民事訴訟が終了し又は係属中である場合等は、審査を行わないこととしています。

● 委員の構成

7人以内。弁護士、医師及び消費者問題に見識のある者のうちから委嘱することとしています。

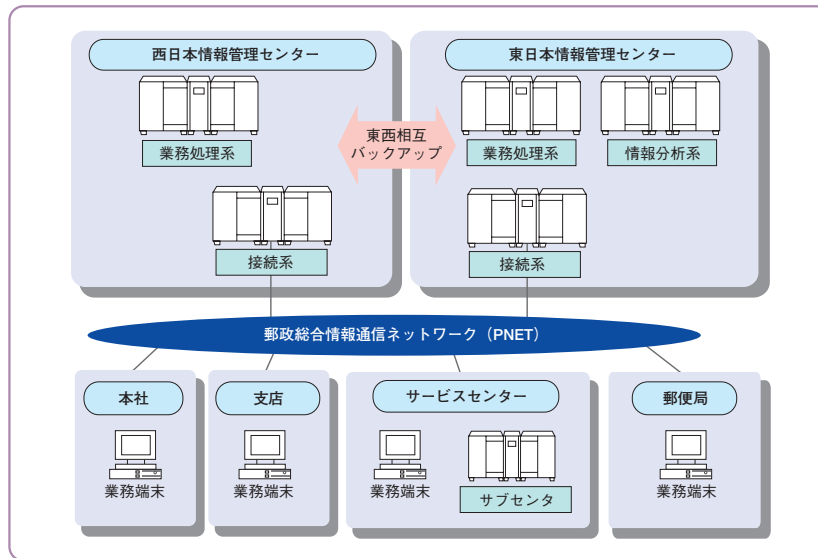
7 お客さまサービスを支える情報システム

7-1 システムの構成と役割

当社のシステムは、東日本情報管理センター、西日本情報管理センター、サービスセンター、当社の本社、統括支店、支店、郵便局株式会社の本社、支社等及び全国の郵便

局をデータ通信回線で結ぶ構成になっており、より良いサービスを提供する事業基盤としての役割を果たしています。

■ システム構成図



7-2 システム開発への取組み

当社は、日本郵政公社の簡易保険のシステムを承継しています。

本システムの端緒は、大正15年の事務の機械化であり、昭和52年からは全国規模のオンラインシステムのサービスを開始、以降、システムの強化が図られ、平成5年からは、信頼性確保のためのバックアップシステムが取り入れられ、被災時運用も強化されました。

平成19年10月の民営・分社化対応に当たっては、この情報システムを基礎として、お客さまにご迷惑をおかけすることがないことを第一にシステム対応作業が進められました。

現在は、以下のようなシステム開発に取り組んでおり、今後も引き続き、より良いお客さまサービスに対応してまいります。

(1) 新システムへの更改

平成21年1月からのサービス開始を目指して、新システムへの更改作業を進めています。

新システムには最新のIT技術を導入することにより、

これにより、より一層のセキュリティ強化・信頼性確保を行います。

(2) 次期システムへの対応

お客さまサービスの向上や事務の効率化を目指した次期システム計画を策定しました。

業界標準の汎用技術を採用し、将来の技術革新も取り込むことができるよう、基幹システム構成の見直しについ

でも検討していきます。

また、アプリケーションの品質・開発生産性の向上を目指したシステム開発態勢整備のための実施計画を策定しました。

8 CSR(企業の社会的責任)の取り組み

当社は、公共性の高い生命保険事業を営む企業として、「健康づくりに積極的に貢献します」「人と環境にやさしい事業運営に努めます」を経営理念に掲げ、社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

今後も、お客さまとともに未来を見つめて、「最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指して、社会貢献活動に継続的に取り組んでいきます。

8-1 健康づくりへの貢献

(1) ラジオ体操の普及推進

現在、ラジオ体操は「いつでも、どこでも、だれでも」できる気軽な体操として、老若男女問わず広く国民の皆さまに親しまれています。当社は、ラジオ体操に関係した行事を行い、ラジオ体操の一層の普及を図ることで、国民の皆さまの健康づくりに積極的に貢献していきます。



▲第46回1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭
(平成19年8月 熊本県民総合運動公園「パークドーム熊本」)

■ラジオ体操のあゆみ

ラジオ体操は、昭和3年、当時の通信省簡易保険局が、国民の健康の保持・増進を図るために、昭和天皇の御即位の大礼を記念して制定したものです。

ラジオ体操の制定以降、通信省やその流れをくむ郵政省・日本郵政公社は、NHK及び全国ラジオ体操連盟（昭和37年設立）と共同でその普及に当たってきました。

昭和28年から開始した「夏期巡回ラジオ体操会」は、夏休み期間中の43日間、全国43会場を巡回して開催しており、小中学生からお年寄りまでの幅広い方々が参加しています。

昭和37年からは、夏期巡回ラジオ体操会のうち1ヶ所を「1000万人ラジオ体操祭」として、1万人から3万人を集める盛大なものとして開催しています。

昭和3年	国民保健体操（旧ラジオ体操）の制定。
昭和26年5月	現行のラジオ体操第一の放送開始。
昭和27年頃	ラジオ体操出席カードの配布開始。
昭和28年7月	夏期巡回ラジオ体操会の開始。
昭和37年10月	1000万人ラジオ体操祭の開始。
平成11年9月	みんなの体操を制定。



▲初期のラジオ体操ポスター
(昭和4年)



▲北海道留萌市ラジオ体操の様子
(昭和33年)



▲ラジオ体操制定75周年
第42回1000万人ラジオ体操・
みんなの体操祭中央大会
(平成15年)

(2) ウォーキング大会への特別協賛

平成19年10月から11月にかけて、健康づくり支援のため「かんぽで完歩、かんぽで歓歩」をスローガンに掲げ、全国13会場において、当社の事業開始を記念する「かんぽ全国

ふれあいウォーキング」に特別協賛いたしました。

全国各地で、約34,000名の皆さまに参加していただきました。



▲第13回宇都宮歩け歩け大会



▲第16回富士河口湖もみじマーチ

(3) 健康づくりシンポジウムの開催

健康づくりに関する情報を広く社会に向けて発信するため、平成20年3月にメルパルク東京メルパルクホールにおいて、柔道家古賀稔彦さんによる基調講演と各界の著名人によるパネルディスカッションの二部構成のシンポジウム「健康づくりと夢づくり」を開催しました。



▲古賀稔彦さんによる基調講演

8-2 人と環境にやさしい事業運営

(1) 人にやさしい事業運営

1) 災害時の特別な取扱い

天災やその他非常の災害が発生し、被害にあわれたお客さまに対して緊急な需要を満たす必要があると認められるときに、右記の特別な取扱いを行うこととしています。また、特別な取扱いを行う支店及び業務委託先である郵便局に、その内容及び期間を掲示します。

- 保険料の払込猶予期間の延長
- 保険金及び未経過保険料の非常即時払
- 基本契約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払
- 特約の解約の非常取扱い及びその解約返戻金の非常即時払
- 普通貸付金の非常即時払
- 保険料前納払込みの取消しによる保険料の払戻しの非常取扱い
- 契約者配当金の非常即時払
- 払込猶予金に代える保険金額の減額変更の非常取扱い

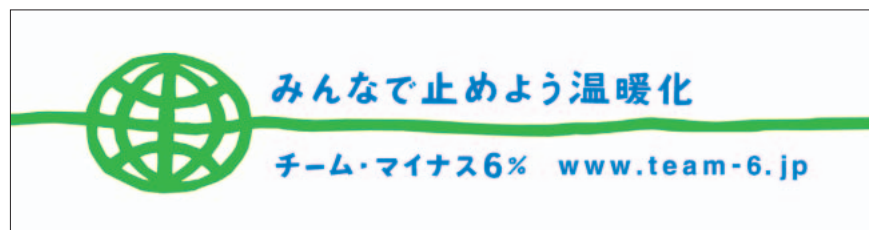
2) 点字による各種ご案内の発行

保険契約者さま等からの請求に基づき、「契約内容のお知らせ」を点字により発行するほか、保険契約の状態に応じ、「満期のご案内」、「年金のお支払いのご案内」、「貸付内容のご案内」及び「貸付金返済のご案内」を点字により発行します。

(2) 環境にやさしい事業運営

環境省が主導する、京都議定書の目標（温室効果ガス排出量6%削減）を達成するための国民的プロジェクトであ

る「チーム・マイナス6%」に参加し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

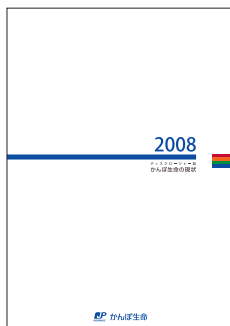


9 ディスクロージャーの充実

当社では、お客さまをはじめとするステークホルダーのみなさまに当社の経営内容についてご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャーの充実是非常に重要と認

識しており、本誌「かんぽ生命の現状2008」をはじめ、かんぽ生命ホームページ等を通じて積極的なディスクロージャーに努めています。

9-1 ディスクロージャー資料の発行と備え置き



◀ ディスクロージャー誌
「かんぽ生命の現状2008」

多くのお客さまに当社の現状についての理解を深めていただくため、全国の支店（80箇所）、代理店である全国の郵便局等に当ディスクロージャー誌を備え置き、どなたでもご覧いただけるようにしています。

9-2 ホームページでの各種情報提供



▲ かんぽ生命ホームページ
<http://www.jp-life.japanpost.jp/>

決算資料等の財務データや各種商品・サービスのご紹介をはじめとした、当社の幅広い情報をご案内しております。携帯サイトも合わせて公開しており、一部の情報は携帯電話からでもご覧頂くことができます。

また、当ディスクロージャー誌もホームページへ掲載しています。



▲ かんぽ生命ホームページ財務情報
http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/financial/abt_fnc_index.html

● 契約状況等の公表

当社は、ホームページにおいて月次での契約状況、資産の運用状況を公表しています。

商品・サービスの紹介

1	かんぼ生命の保険商品及び特徴	46
2	ご契約のお申込みから成立まで	49
3	コンサルティングセールスの充実	51
4	契約期間中の情報提供	53
5	保険金のお支払いについて	55
6	引受・支払体制の強化	58
7	新規開発商品・サービスの状況	59
8	企業経営者の方へ	61
9	お客さま相談窓口	62
10	民営・分社化についてのかんぼ生命からのお知らせ	63
11	生命保険契約者保護機構	66

商品・サービスの紹介

1 かんぽ生命の保険商品及び特徴

1-1 保険種類一覧

(平成20年7月2日現在)

ご契約の目的	保険種類	愛称・加入年齢範囲									
		0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
生涯保障をお考えの方へ	定額型終身保険				新ながいきくん（定額型） 20～65歳						
生涯保障のバランスをお考えの方へ	2倍型終身保険				新ながいきくん（ばらんす型2倍） 20～60歳						
	5倍型終身保険				新ながいきくん（ばらんす型5倍） 20～55歳						
生涯保障に「楽しみ」をプラスしたい方へ	特別終身保険				新ながいきくん（おたのしみ型） 20～65歳						
老後の不安解消に一役	介護保険金付終身保険				新シルバー保険 20～65歳						
少ない負担で保障は大きく	普通定期保険				新普通定期保険 15～50歳						
保障と満期のお楽しみをお考えの方に	普通養老保険	新フリープラン 0～75歳									
充実した保障と満期の楽しみをお考えの方に	2倍型特別養老保険				新フリープラン（2倍保障型） 15～65歳						
	5倍型特別養老保険				新フリープラン（5倍保障型） 15～60歳						
	10倍型特別養老保険				新フリープラン（10倍保障型） 15～55歳						
病気と一緒にがんばる方へ	特定養老保険						新一病壮健プラン 40～65歳				
教育資金の準備をお考えの方へ	学資保険	新学資保険 0～12歳									
					18～55歳（男性）						
					16～55歳（女性）						
教育資金の準備にさらに安心をプラスしたい方へ	育英年金付学資保険	新育英学資 0～12歳									
					18～55歳（男性）						
					16～55歳（女性）						
生涯の保障と年金がセットに	終身年金保険付終身保険					新トータルプランしあわせ 25～55歳					
生涯のゆとりある老後をお考えの方へ	定額型終身年金保険				新定額型終身年金保険 20～75歳						
長生きのパートナーに	逓増型終身年金保険				新逓増型終身年金保険 20～75歳						
要介護の状態をサポート	介護割増年金付終身年金保険					新シルバー年金あんしん 25～65歳					
ゆとりある老後をお考えの方へ	定期年金保険						新定期年金保険 45～70歳				
勤労者の財産形成に	財形積立貯蓄保険				15～65歳						
	財形住宅貯蓄保険				15～54歳						
	財形終身年金保険						36～54歳				

※学資保険及び育英年金付学資保険の加入年齢は、 が被保険者、 が保険契約者です。

1-2 主な特約・特則一覧

(平成20年7月2日現在)

特約・特則の名称	特約の概要
災害特約	不慮の事故による死亡や身体障がい備える特約
介護特約	不慮の事故による死亡、身体障がい、病気又は不慮の事故による特定要介護状態に備える特約
無配当傷害入院特約	不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
無配当疾病傷害入院特約	病気又は不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
指定代理請求特則	保険金等の受取人（被保険者）ご本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、ご本人に代わって指定代理請求人（ご家族等）が保険金等を請求できます。（P59参照）

※特約保険金のお支払事由やお支払いの制限事項等各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

1-3 加入限度額について

当社の保険契約については、法律及び政令により、被保険者さま1人についてご加入いただける保険金額の限度（加入限度額）が定められています。この加入限度額を超えたお申込みがあった場合は、そのお申込みをお断りすることになります。また、ご契約又は特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、そのご契約又は特約を解除

させていただきます。

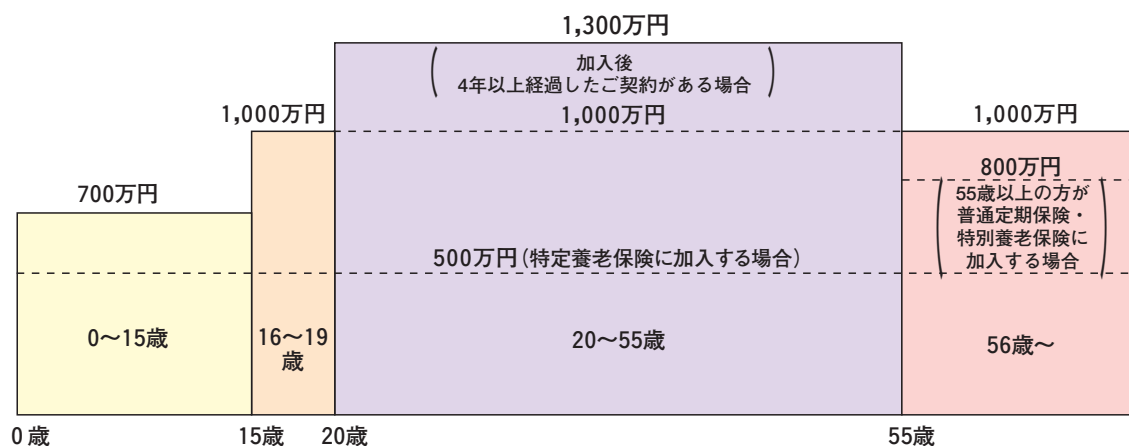
なお、被保険者さまが、管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険契約にご加入されている場合には、当社の生命保険にご加入いただける保険金額は、加入限度額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

■ 保険（基本契約）の加入限度額

15歳以下	被保険者さま1人につき	700万円
16歳以上	被保険者さま1人につき	1,000万円

(注1) 特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の被保険者さまが普通定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までとなります。

(注2) 20歳以上55歳以下の被保険者さまは、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できます。



※法令で定める加入限度額の仕組みを図示したものであり、実際に加入できる年齢と相違する部分があります。

■ 年金（基本契約）の加入限度額

被保険者さま1人につき 初年度年額90万円

■ 特約の加入限度額

特約種類	加入限度額	備 考
災害特約	被保険者さま 1 人につき 合計 1,000万円	・ 特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が 限度となります。
介護特約		
傷害入院特約	被保険者さま 1 人につき 合計 1,000万円	・ 災害特約及び介護特約とは別枠です。 ・ 特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が 限度となります。
疾病入院特約		
疾病傷害入院特約		
無配当傷害入院特約		
無配当疾病傷害入院特約		

■ 基本契約ごとに付加できる特約の種類

保険種類 \ 特約種類	災害特約	介護特約	無配当傷害入院 特約	無配当疾病傷害 入院特約
普通養老保険	○	—	○	○
特別養老保険	○	—	○	○
特定養老保険	○	—	○	—
学資保険	○	—	○	○
育英年金付学資保険	○	—	○	○
普通終身保険	○	—	○	○
特別終身保険	○	—	○	○
介護保険金付終身保険	○	○	○	○
普通定期保険	○	—	○	○
終身年金保険	○	—	○	○
定期年金保険	○	—	○	○
介護割増年金付終身年金保険	—	—	○	○
終身年金保険付終身保険	○	—	○	○

(注 1) 基本契約 1 件に付加できる特約は、災害特約又は介護特約のいずれか 1 種類と、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約のうち 1 種類又は 2 種類の合わせて最高 3 種類までとなります。

(注 2) 平成19年10月1日から平成20年7月1日までにご契約された夫婦保険、夫婦年金保険及び夫婦年金保険付夫婦保険にもこれらの特約を付加することができます(介護特約を除きます。)。この場合、主たる被保険者さまのみに特約を付加することができます。

2 ご契約のお申し込みから成立まで

個人保険のご加入時の、一般的なお手続きの流れは、次のとおりです。

(1) プランの検討

商品別リーフレット、保障設計書（契約概要）等により、お客さまのニーズに合ったプランをお選びいただけます。

(2) 重要事項説明・デメリット情報の提供

お客さまが商品や制度の内容を知らなかったために不利益を被られることのないよう、保障内容、保険金支払に関する制限事項、告知義務違反、加入限度額に関する事項等、お客さまに特にご確認いただきたい事項をまとめた「保障

設計書（契約概要）」「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」等を事前にご説明し、お渡ししています。

「ご契約のしおり」とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みください。

当社は、生命保険にご加入されるお客さまが、その生命保険商品、制度等を知らなかったために、デメリット（不利益）を被ることがないよう、お客さまへの商品説明の際、「デメリット情報」の提供を徹底しています。この「デメリット情報」については、お申込みの際に「保障設計書（契約概要）」及び「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」並びに「ご契約のしおり」に明示しているほか、お客さま向けの各種ご案内書等にも記載し、その徹底を図っています。

（注）平成20年7月から、契約内容を具体的にご説明する「保障設計書（契約概要）」と「ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）」を改訂し、従来の「特に重要なお知らせ」の記載内容を取り込むことで、手続きに必要な書類の削減に努め、お客さまによりわかりやすい内容の帳票としました。



(3) お申込み

ご契約者さまご自身に「ご意向確認書」をご記入いただき、ご要望に合った商品内容であるかどうか等、お申込みの前に改めてご確認いただきます。「保険契約申込書」は、

ご契約者さま・被保険者さまご自身で記入・押印いただき、「ご契約のしおり」の受領確認印もいただいています。

(4) 告知

当社は、お客さまから正しい告知をいただくために、生命保険の募集及び告知を受領する際にお客さまに特にご留意いただきたい事項を商品別リーフレット、保障設計書（契約概要）、ご契約に関する注意事項（注意喚起情報）、質問表（告知書）に記載しています。

●告知をしていただく義務について

被保険者さま（学資保険又は育英年金付学資保険の場合はご契約者さまを含みます。以下同様とします。）には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。被保険者さまの過去の傷病歴や現在の健康状態等については、「質問表（告知書）」に事実をありのまま正確に漏れなく告知してください。

●告知義務違反について

告知していただく内容は質問表（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、悪意又は重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、真実と違うことを告知された場合、原則として責任開始の日から起算して2年以内であれば、当社は、告知義務違反としてご契約又は特約を解除することがあります。この場合には、原則として保険金等のお支払いを行うことができず、お客さまに不利益となりますので、十分にご注意ください。

(5) 保険料のお支払い

お申込みに際しては、第1回保険料相当額をお支払いいただきます。

お申込みの際には、当社所定の「保険料充当金領収証」をお渡ししています。この「保険料充当金領収証」には、お申込みの際の受領金額等が記載されていますので、記載内容をご確認ください。

(6) 当社でのお引受けの判断

ご契約のお申込みを承諾させていただくかどうかについては、お申込みいただいた後、加入限度額（P47参照）、健康状態等に関する告知内容、過去のご契約のお申込み、入院保険金等のご請求内容等を考慮して判断させていただきます。

なお、基本契約と特約を同時にお申込みいただいた場合、健康状態等に関する被保険者さまからの告知内容、過去のご契約のお申込み、入院保険金等のご請求内容等により基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申込みを承諾できないことがあります。

●ご契約の責任を開始する時期について

ご契約のお申込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料（第1回保険料相当額）のお支払い及び告知がともに完了した時点に遡及して、当社はご契約上の責任を負います。

●当社からのご契約確認

ご契約のお申込みの際、又はご契約締結後に、本社・サービスセンター・支店又は郵便局の担当者からお申込み内容や告知内容について、書面、電話又は訪問により確認させていただく場合があります。

(7) ご契約の成立

保険契約申込書に記載された保険種類等のお申込みの内容は、お申込みの承諾の通知に代えて後日お届けする「保険証券」に記載してあります。「保険証券」が届きましたら、保険種類、保険金額、ご契約者さま・被保険者さまの氏名や生年月日・性別、その他の記載事項をお確かめの上、大切に保管してください。

万一、お申込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター（0120-552950）にお知らせください。なお、保険証券を送付する際に、申込年月日、受領金額等を記載した挨拶状を同封しておりますので、この内容についても必ずご確認ください。

●クーリング・オフ制度

お申込みされた方（契約締結後はご契約者さま）は、「保険契約の申込日」又は「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回（契約締結後は解除）することができます。

この場合、撤回をされる方が正当な権利者（お申込みされた方又はご契約者さま）であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険被保険者証等（原本））をご持参の上、お申込みを撤回する旨及び必要事項を記載した書面を、前記の期間内に支店又は郵便局にご提出又はご送付ください（郵送でも可能です）。

3 コンサルティングセールスの充実

当社は、全役職員の商品知識及びコンサルティング能力の向上に努めることを勧誘方針に掲げており、営業職員や代理店への研修・教育を通じて、お客さま一人ひとりのラ

イフプランに応じたコンサルティングセールスの向上に努めています。

3-1 営業職員

(1) 営業職員の概要

当社は、全国80の直営店営業職員により職域・法人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

(2) 研修の概要

当社の営業職員に対しては、法人のお客さまが抱えるニーズに的確にお応えできるよう、高度な知識と倫理観を持った営業職員の育成に努めています。

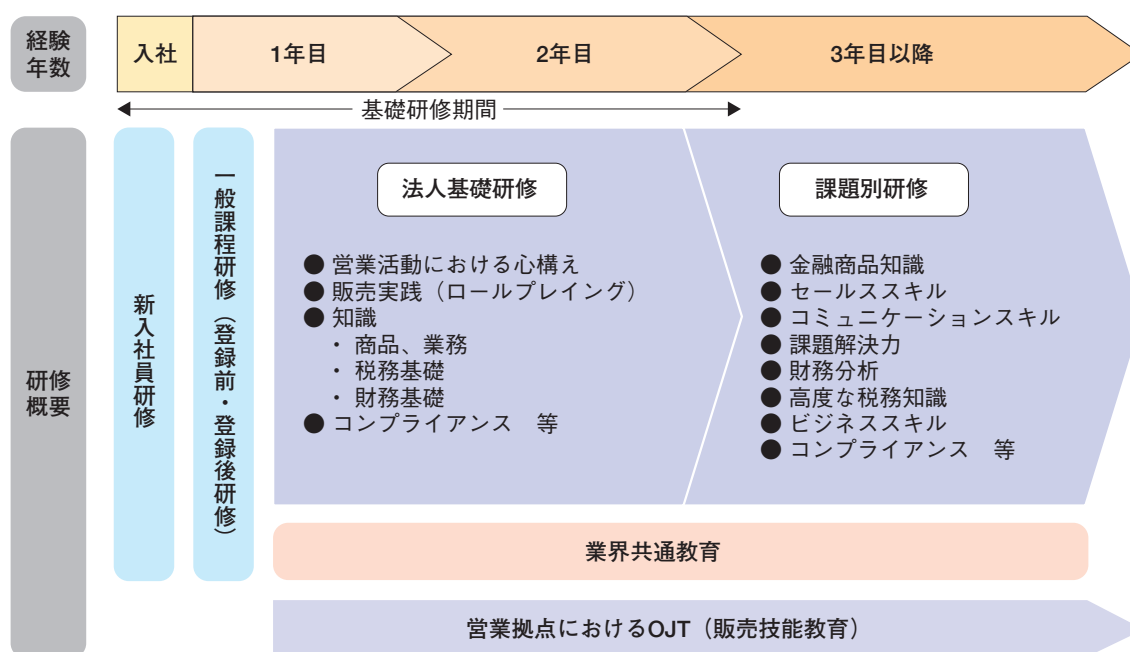
入社後2年間で基礎研修期間と位置づけ、本社で開催する集合研修・業界共通教育等を通じてコンサルティング営

業に必要な能力を習得します。

また3年目以降についても、質の高いコンサルティング営業ができる豊富な知識とスキルを兼ね備えた人材の育成を目指し、課題別に各種の研修を実施しています。

●当社が目指す営業職員の人材育成

- 1 お客さまとのふれあいを大切にする人材の育成
- 2 お客さまから安心いただけるよう、正確な情報を責任をもって提供できる人材の育成
- 3 一人ひとりのお客さまのニーズを踏まえた保険商品の提案が行える人材の育成



3-2 募集代理店

(1) 募集代理店の概要

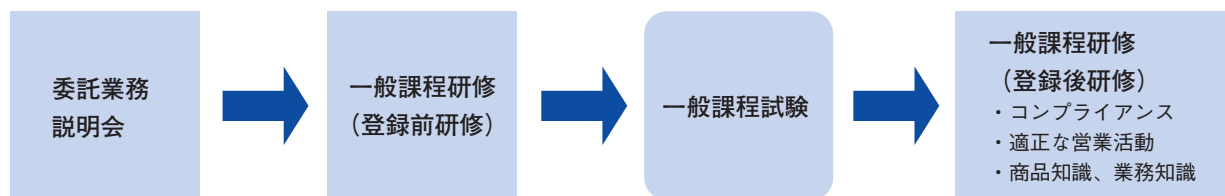
当社は、郵便局株式会社と生命保険募集代理店委託契約を締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて住域・個人マーケットを中心とした保険募集を行っています。

また、簡易郵便局（郵便窓口業務等受託者）と生命保険募集委託契約を締結しています。

(2) 研修の概要

生命保険募集人となる者に対し、当社の支店の社員により、コンプライアンスの徹底、適正な営業活動、業務知識の向上等を目的に研修を実施しています。

このほか、郵便局株式会社が実施する研修等に対して、当社の社員を講師として派遣するなどの支援を行っています。



株式会社かんぽ生命保険の勧誘方針

I 基本方針

当社は、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」という経営理念のもと、常にお客さま一人ひとりの立場に立って、分かりやすく利用しやすい商品とサービスをご提供することに努めてまいります。また、商品の販売にあたっては、法令及び社会規範等を遵守した適正な販売に努めてまいります。

- 1 お客さまへの適切な商品提案とご理解いただける商品説明に努めます。
お客さまのご意向、知識や経験、資産状況、ライフプラン等を踏まえた適切な商品提案に努めるとともに、商品内容をお客さまに十分ご理解いただけるよう「契約概要」、「注意喚起情報」等を書面でお渡ししてご説明いたします。
- 2 お客さまの立場に立った適切な勧誘に努めます。
お客さまへの訪問・電話連絡等にあたっては、お客さまの立場に立ち、販売の方法、場所、時間帯等に配慮いたします。
- 3 お客さまサービスの向上のための教育・研修に努めます。
教育・研修体系の充実を図り、全役職員の商品知識及びコンサルティング能力の向上に努め、最適な保障プランを提供できるよう、お客さまサービスの一層の向上を図ります。
- 4 お客さまに関する情報は適正に取り扱います。
商品の提供にあたって知り得たお客さまに関する情報は、厳正に管理を行うなど、適正に取り扱います。

II お客さま窓口

ご相談・お問い合わせについては、下記までお願いします。

● かんぽコールセンター 0120-552950（通話料無料）
（ここにきこう）

平日 9:00～21:00 土・日・休日 9:00～17:00
（1月1日～3日を除きます。）

4 契約期間中の情報提供

4-1 「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込証明書」の送付

毎年1回、ご加入のご契約の現況について、保障内容やご利用いただける契約者貸付の金額等をお知らせする「ご契約内容のお知らせ」をお送りしています。

また、毎年1回、生命保険料又は個人年金保険料に係る

所得控除の申告書を提出する際に必要な生命保険料又は個人年金保険料のお払込みを受けたことを証明する「保険料払込証明書」をお送りしています。

葉書又は封書による通知の別	送付条件等
「ご契約内容のお知らせ」と「保険料払込証明書」が一体となった葉書をお送りします。	同一のご契約者さまのご契約が複数件数ある場合、ご契約の件数によっては、封書が2通以上になったり、封書と葉書の2種類でお知らせすることがあります。
「ご契約内容のお知らせ」と「保険料払込証明書」が一体となった通知を封書にてお送りします。	
「ご契約内容のお知らせ」のみ記載した葉書をお送りします。	保険料の払込みを要しなくなったご契約等所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。
「保険料払込証明書」のみ記載した葉書をお送りします。	保険料の払込状況やご契約者さまの住所・氏名の情報等が、所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。
「保険料払込証明書」のみ記載した通知を封書にてお送りします。	同一のご契約者さまのご契約が複数件数ある場合で、保険料払込状況やご契約者さまの住所・氏名の情報等が、所定の要件に該当するご契約に対してお送りするものです。

※上記の送付条件等に該当しても、所定の要件に該当するご契約については、「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込証明書」をお送りしていない場合があります。

4-2 その他の大切なお知らせ

当社より、ご契約の満期のご案内、保険料のお払込みのご案内等、各種の通知をお送りすることがございますが、いずれも大切なご案内ですので、必ずご確認くださいませようお願いします。

また、当社からの各種の通知を確実にお届けするために、ご契約者さま及び被保険者さまのご住所の変更やお名前を改姓等された場合には、ご契約者さまからすみやかに当社又は郵便局までお届けいただきますようお願いいたします。

4-3 インターネットによる契約情報提供及びお手続きのご案内等

(1) かんぽネットクラブ

当社が提供する「かんぽネットクラブ」をご利用の方については、利用登録をされたご契約について、次のようなサービスを行っています。

●契約情報提供サービス

「ご契約の内容」「お貸付けできる金額」「お貸付けの弁済額」等をご利用者のパソコン又は携帯電話端末のブラウザにてご確認いただけるサービスです。

●ネット通知サービス

「ご契約内容のお知らせ」「保険料払込みのご案内」「貸付金返済のご案内」をご利用者のパソコンのブラウザにてご確認いただけるサービスです。

なお、ネット通知サービスのご利用期間中は、ネット通知サービスの対象となる各種の通知について、郵送による送付を行っていません。

(2) 住所等変更届の受付

当社のホームページより、住所や電話番号の変更の受付を行うことができます。

この場合、後日、郵便局等からお電話等で確認させていただきます。

(3) 保険料払込証明書の再発行の受付

保険料払込証明書の紛失等により、再発行をご希望される場合、当社のホームページよりご請求いただくことがで

きます。この場合、登録されているご住所に保険料払込証明書を郵送いたします。

(4) 各種手続き・届出方法のご案内

契約内容の変更、保険証券（保険証書）の紛失、保険金の請求をする場合の手続き・届出の方法や、必要書類の詳

細を当社ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

5 保険金のお支払いについて

保険金の支払請求時に、保険金受取人さまからご提出いただきました書類の内容に基づいて、保険金の支払可否について、審査を行います。

審査の結果、保険契約の責任開始前に疾病にかかっていたなどの理由により、保険金等をお支払いできない場合もございます。

当社は、保険金の速やかなお支払いを実現するため、査定人材の育成を進めているほか、システム支援による事務

処理の簡素化・支払体制の強化に努めています。

また、平成19年12月に入院保険金、死亡保険金等の手続きについて解説した冊子「保険金等のご請求について」を作成し、郵便局等に備え付けています。この冊子は、入院保険金等の手続きに関するお問い合わせを目的として郵便局等に来局されたお客さまに交付しているもので、保険金の支払請求の手続きがスムーズに行えるよう配慮しています。

■ 平成19年度の保険金等お支払いの状況等

● お支払い件数とお支払いできなかった件数

(単位：件)

区 分	件 数
お支払いできなかった件数	121,216
お支払い件数	18,858,390

(注1) 件数には死亡保険金、入院保険金、手術保険金等を含みます。

(注2) 件数には簡易生命保険契約にかかる件数を含みます。

● お支払いできなかった件数の理由別内訳

(単位：件)

理 由	件 数
詐欺無効	0
不法取得目的無効	0
告知義務違反解除	298
重大事由解除	0
免責事由該当	651
支払事由非該当	120,267
その他	0
お支払いできなかった件数の合計	121,216

5-1 保険金をお支払いできる事例とお支払いできない事例

次の事例1から事例6において、保険金等をお支払いできる場合又はお支払いできない場合を分かりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として挙げています。ご契

約の保険種類、特約種類、ご加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

事例1 死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

保険契約に加入する前の「慢性C型肝炎」での通院治療の事実について、会社所定の質問表（告知書）に正しい告知をしないで加入された場合

お支払いできる場合	お支払いできない場合
ご加入後1年で「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で死亡されたケース	ご加入後1年で「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡されたケース

【ご説明】

保険契約にご加入いただく際には、申込時における被保険者さま（学資保険等の場合は、ご契約者さま及び被保険者さま）の健康状態について正確に告知をしていただく必要があります。

しかしながら、悪意又は重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実とは異なる内容を告知された場合には、保険契約を解除させていただき、死亡保険金はお支払いしません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と死亡の原因に全く因果関係のないことが認められたときには、保険契約は解除となりますが死亡保険金はお支払いします。

事例2 保険金の倍額支払（免責事由への該当）

お支払いできる場合	お支払いできない場合
●被保険者さまの不注意 被保険者さまがうっかりわき見運転で路肩に衝突して死亡されたケース ●軽度の酒酔い状態での事故 被保険者さまが飲酒をしていたが、横断歩道を通常歩行中に、走行してきた車にはねられ死亡されたケース	●被保険者さまの重大な過失 被保険者さまが自動車を運転し、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突して死亡されたケース ●泥酔の状態を原因とする事故 被保険者さまが泥酔して車道上に寝込んでいたところを走行してきた車にはねられ死亡されたケース
【ご説明】 被保険者さまがかんぽ生命保険契約の契約日から起算して（簡易生命保険契約の場合は効力発生後）1年6か月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡されたときは、普通保険約款又は簡易生命保険約款に定める保険金をお支払いします。ただし、被保険者さまに重大な過失がある場合、泥酔の状態を原因として招いた事故等の場合には、お支払いはいたしません。	

事例3 重度障がいによる死亡保険金のお支払い（障がいの状態と回復の見込み）

お支払いできる場合	お支払いできない場合
両方の眼球が完全に失明された（眼鏡等により矯正した視力が0.02以下となり回復の見込みが全くないと診断された）ケース	眼鏡等により矯正された視力が0.02以下となったが回復の見込みがあるため、現在治療中であるケース
【ご説明】 被保険者さまが普通保険約款又は簡易生命保険約款に定める重度障がいの状態に該当し、また、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、ご契約者さまからその通知を受けて被保険者さまへ死亡保険金をお支払いします。	

事例4 入院保険金のお支払い（責任開始時前の発病）

お支払いできる場合	お支払いできない場合
保険契約にご加入された後に「椎間板ヘルニア」にかかり入院されたケース	保険契約にご加入される前にかかっていた「椎間板ヘルニア」が保険契約に加入された後に悪化して入院されたケース
【ご説明】 入院保険金は、責任開始の時期（簡易生命保険契約の場合は効力発生日、以下同様とします。）以後にかかられた疾病又は不慮の事故により受けた傷害（ケガ）を原因とする入院に対しお支払いするものですから、責任開始の時期前にかかられていた疾病又は不慮の事故により受けられた傷害（ケガ）を原因とする入院については、お支払いの対象とはならないものです。 なお、ご契約（特約）により、責任開始の時期以後一定期間経過後は、責任開始の時期前の疾病を原因とする入院でもお支払いする場合があります。	

事例5 入院保険金のお支払い（支払日数限度の超過）

お支払いできる場合	お支払いできない場合
胃がんにより130日入院した後に退院し、その1年2か月後に再び胃がんにより130日の入院をされたケース 1回目の入院について120日分お支払いいたします。2回目の入院についても、新たな疾病による入院とみなして120日分お支払いいたします。	胃がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に再び胃がんにより130日の入院をされたケース 1回目の入院については、120日分お支払いいたしますが、2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度（120日）を超えることになり、お支払いできません。

【ご説明】

当社の入院特約及び簡易生命保険の入院特約は、一つの疾病又は傷害（ケガ）による入院について、お支払いする入院保険金は、120日分を限度としています。ただし、疾病による入院の場合、ご契約（特約）により、被保険者さまが病院を退院後1年（無配当疾病傷害入院特約の場合は180日）を経過してから再度同じ疾病を原因として入院したときは、新たな疾病にかかったものとみなして入院保険金をお支払いします。

事例6 手術保険金のお支払い（所定の手術への該当）

お支払いできる場合	お支払いできない場合
手術保険金のお支払対象は、入院保険金の支払われる入院期間中に、特約条項又は簡易生命保険約款の別表に定める手術に該当する手術を受けた場合となります。	
【ご説明】 各入院関係の特約条項又は簡易生命保険約款の別表において、手術保険金の支払対象となる手術の種類を定めています。いずれの手術にも該当しない場合、いずれかの手術に該当しても、その手術をした入院に係る入院保険金が支払われない場合、又は入院をしないで手術のみ受けた場合は、手術保険金をお支払いしません。	

※所定の手術につきましては「ご契約のしおり」に記載の特約条項をご確認ください。

5-2 「支払通知書払渡未済通知書」によるご案内

当社は、保険金、年金、解約等による還付金及び契約者配当金等を、通常払によりご請求いただきましたお客さまに対して「支払通知書」を発行し、ご指定の郵便局の窓口等において、お受け取りいただくようご案内しています。

また、「支払通知書」発行後、3か月、6か月又は1年を経過してもなお、お受け取りになられていないお客さまには、

「支払通知書払渡未済通知書」を発行し、できるだけ早くお受け取りいただきますようご案内をしています。保険金等をまだお受け取りになられていないお客さまは、「支払通知書」、印章及びご本人であることを確認できる健康保険証・運転免許証等の証明書類をご持参の上、お近くの郵便局の窓口等においてお受け取りいただきますようお願い申し上げます。

5-3 「支払請求案内」の送付の徹底

例えば、死亡保険金の請求があった場合に、被保険者さまが病院で亡くなっていることが確認できたときは、亡くなる前に入院されていた可能性がありますので、入院給付金のご請求を案内するなど、お客さまから保険金の支払請

求がされていない場合であっても、保険金を支払うことができるもの及び保険金を支払うことができる可能性があるものについて、「支払請求案内」を送付しています。

6 引受・支払体制の強化

当社は、以下の取組みを通じて、適正で公平なお引受け、お支払いの審査（査定）に努めています。

6-1 引受査定担当者の指導・教育

新商品や新制度の創設時に行う制度改正講習会、医的査定基準の改正時等に行う業務研究会等を実施するとともに、

医的査定標準の遵守に係る自主点検を継続的に行い、引受査定担当者の審査能力向上に努めています。

6-2 ご契約をお引受けする際の査定

被保険者さまの健康状態等に基づき査定を行っています。当社では、ご契約者さま間の公平性を保つため、保険金のお支払いの発生率に応じたお引受けを行っております。傷病歴等を告知された場合、告知された傷病歴等の内容によっては、ご契約又は特約をお断りすることもございます。

なお、傷病歴等を告知された場合は、支店又は郵便局の担当者から、ご契約のお申込み後に告知内容についてご確認させていただく場合があります。

6-3 支払査定担当者の教育・研修

当社の支払査定担当者に対する教育として、新商品・新サービスの新設時に行う制度改正講習会に加え、定期的な審査能力向上訓練等を実施しているほか、一定の要件を満

たした社員を対象に、平成20年度より、生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の資格取得を推進し、支払査定能力の更なる向上を図ります。

6-4 保険金支払拒絶契約に対する弁護士審査の実施

「被保険者さまの重過失又は酒に酔っている間に生じた事故により倍額保険金の支払を拒絶する保険契約」、「被保険者さまの自殺又はご契約者さま等の故殺により基本契約に係る死亡保険金の支払を拒絶する保険契約」については、客観的・中立的な視点で審査結果を確認するため、サービ

スセンターの審査とは別に弁護士の審査を受けることとしています。弁護士により不十分と判断された案件については、再調査等を行ったうえ、改めて審査を行い、弁護士の再審査を受けることとしており、お客さまからの保険金請求に対して客観性・中立性の高い審査を行っています。

6-5 支払管理態勢の検証・見直し

お客さまの目線での各種サービス向上をめざすため、保険金支払業務プロセスの全般的な総点検を行い、迅速かつ適正な支払業務を実現すべく組織、規程、事務取扱及びシステムの改善に取り組んでまいります。

また、支払査定業務の品質向上と安定的なサービス提供

を図るため、支払査定業務の経験や専門性を要する人材の育成に中長期的に取り組むとともに、支払査定業務の中心的な役割を担うサービスセンターの業務改革を推進してまいります。

7 新規開発商品・サービスの状況

お客さまにとって「分かりやすく、利便性の高い商品」開発の第1弾として、お客さまからのご要望が多かった入院特約の内容を見直すとともに、保険金等の請求における

利便性の向上を図るため、「指定代理請求特則」の取扱いを開始しました。また、法人向け商品の受託販売も始めています。

7-1 無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約 かんぽ生命 入院特約 その日から <平成20年7月>

入院特約「その日から」は、1日以上入院を支払対象とするとともに、従来の手術保険金の支払対象を公的医療保険制度に連動させ大幅に拡大するなど、基本的な保障を

シンプルで分かりやすくご提供する商品として平成20年7月に販売を開始しました。

■「その日から」の保障内容

無配当疾病傷害入院特約、入院保険金日額15,000円（特約保険金額1,000万円）の場合

● 病気・ケガで入院したとき【入院保険金】

1日以上入院（日帰り入院^{*1}を含みます）についてお支払い

15,000円×入院日数
（入院保険金日額） （120日限度）

● 病気・ケガで手術を受けたとき【手術保険金】

入院を伴う手術^{*2}についてお支払い

手術の種類により
15,000円×5倍、10倍、20倍、40倍
（入院保険金日額）

● 病気・ケガで長期入院したとき【長期入院一時保険金】

入院日数が継続して120日になった場合についてお支払い

30万円（特約保険金額の3%）

*1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

*2 入院を伴うへんとう腺切除術等、所定の公的医療保険制度対象の手術を手術保険金のお支払い対象に拡大しました。

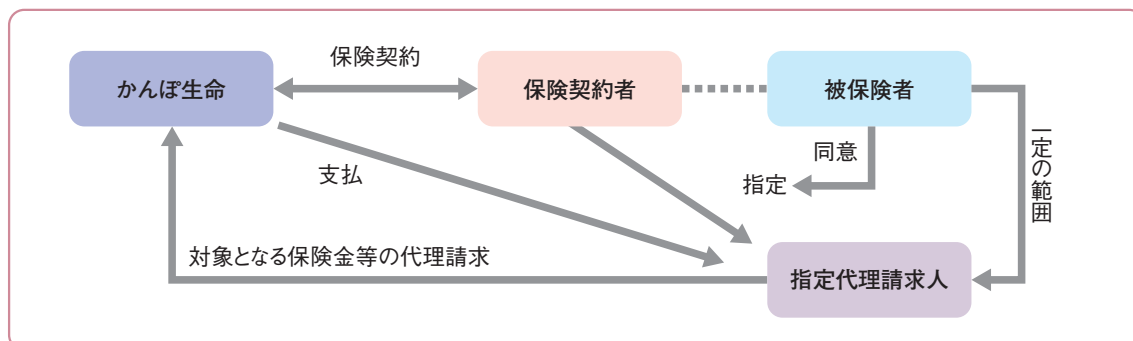
※特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項等各事項についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

7-2 「指定代理請求特則」の取扱い <平成20年7月>

指定代理請求特則をご利用いただきますと、重い病気を患ったため意思表示ができなくなり被保険者ご本人が受取

人である保険金等のご請求ができないような場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただけます。

■「指定代理請求特則」の仕組み



(1) 指定代理請求が可能な場合

保険金等の受取人である被保険者（保険料の払込免除の請求等又は重度障がいによる死亡保険金に係る重度障がいの通知の場合には、被保険者と同一人である保険契約者）

が保険金等の請求をできない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

保険金等の請求をできない主な事情	具体例
○ 保険金等の請求の意思表示が困難であると当社が認めた場合	○ 長期間こん睡状態にある場合や、慢性的な意識障がいがあり周囲との意思疎通が完全に喪失している場合が対象
○ 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合	○ 悪性新生物が対象

(2) 指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する方を、指定代理請求人に指定することができます。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同じく、又は被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(3) 対象となる保険金等

- ・被保険者が受け取ることとなる保険金等の請求（例 入院保険金、手術保険金、被保険者が受取人に指定されている場合の満期保険金、生存保険金 等）
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求等
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障がいの通知

(4) 付加対象商品

すべての基本契約についてご利用が可能です。

(5) その他

この特則をご利用するに当たり、新たな保険料の払込みは必要ありません。

【参 考】

平成19年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険のご契約（確定拠出終身年金保険を除きます。）につきましても、指定代理請求制度をご利用いただくことが可能です。

7-3 法人向け商品の受託販売 〈平成20年6月〉

お客さま利便性の向上及び収益源の多様化を図るため、主として経営者の死亡退職金、弔慰金及び事業承継資金の確保を目的とした定期保険及び当該保険に付加する特約の受託販売を平成20年6月より全ての直営店で開始しました。商品の供給を受ける生命保険会社は、アイエヌジー生命保険株式会社、アクサ生命保険株式会社、アメリカン・ライ

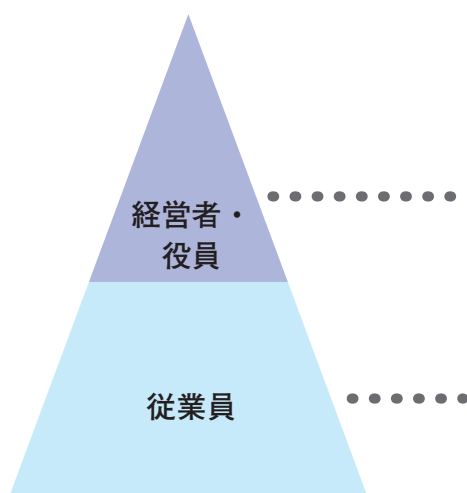
フ・インシュアランス・カンパニー、住友生命保険相互会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、三井住友海上きらめき生命保険株式会社及び明治安田生命保険相互会社です。なお、生命保険会社によって商品数や販売開始時期が異なります。

8 企業経営者の方へ

8-1 企業経営におけるリスクと資金需要

企業経営には、さまざまなリスクが伴います。とりわけ従業員の退職金やケガ・死亡時の保障、経営者・役員の方々の万が一の際の一時的な資金需要に対しては、会社の

業績や資金繰りに影響が及ばぬよう、平常時からの計画的な資金確保が求められます。



経営者・役員のニーズ

- 事業保障対策
- 勇退退職金対策
- 死亡退職金対策
- 事業承継・相続対策

従業員のニーズ

- 福利厚生対策
- 退職金対策
- 死亡退職金対策
- 休業補償対策

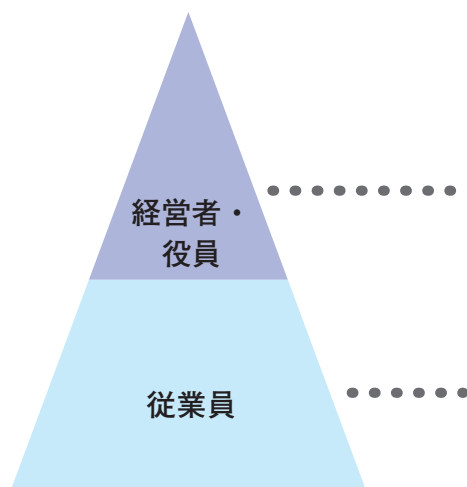
8-2 法人向けの主な商品

当社では、さまざまなニーズに対応した商品を充実させております。自社商品として、養老保険及び定期保険のほか、平成20年6月から他の生命保険会社の法人向け商品の受託販売を開始し、今まで以上に企業経営者の皆さまの幅

広いニーズにお応えできるように努めています。

企業経営者の皆さまが抱えている主なニーズとそれに対応できる商品を以下の表でご紹介します。

■ ニーズに対応する商品例



活用される生命保険商品

- 定期保険
 - ・大型保障で企業防衛
 - ・退職金・弔慰金に活用可能
- 増え定期保険
 - ・退職金・弔慰金準備に有効
 - ・増加する保障で企業成長を支援

活用される生命保険商品

- 養老保険（全員加入型）
 - ・死亡弔慰金・見舞金・退職金等の福利厚生制度の充実がはかれます。

■ 法人向け商品一覧

	具体的な商品名
自社引受商品	☐ 新フリープラン（普通養老保険） ☐ 新フリープラン2・5・10倍型（特別養老保険） ☐ 新一病壮健プラン（特定養老保険） ☐ 新普通定期保険（普通定期保険）
受託販売商品	☐ 遡増定期保険 ☐ 長期平準定期保険

9 お客さま相談窓口

9-1 お電話でのお問い合わせ

フリーダイヤルでかんぽコールセンター又はサービスセンターお客さま相談窓口につながります（相談内容に

よっては、かんぽコールセンターからサービスセンターに転送することがあります。）。

相談窓口名	所在地	電話番号
かんぽコールセンター	〒905-0017 名護市大中1-19-24	0120-552-950 ※おかけ間違いのないよう ご注意ください。
仙台サービスセンター	〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	
東京サービスセンター	〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	
岐阜サービスセンター	〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	
京都サービスセンター	〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	
福岡サービスセンター	〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	

■ 受付時間

- かんぽコールセンター
平日／9：00～21：00
土・日・休日／9：00～17：00
(1月1日～3日を除く。)
- サービスセンターお客さま相談窓口
平日／9：00～17：00

かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内等一般的なご相談にお答えしています。

なお、各種保険金請求後の支払状況についての確認等個

別の契約に関する事などは、サービスセンターお客さま相談窓口からお答えします。

- ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- ※個別の契約に関するお問い合わせの際は、保険証券（保険証書）番号をあらかじめお確かめのうえ、おかけください。
- ※ご契約者ご本人さまもしくは正当な請求権者以外の方からのお問い合わせ・お申し出につきましては、ご回答できない場合があります。
- ※かんぽコールセンター及びサービスセンターへのお電話は、電話対応品質の向上、お客さまとの通話内容確認のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

9-2 インターネットでのお問い合わせ

ホームページでの受付は24時間行っています。ご回答は、原則営業日の9：00～17：00の間の対応とさせていただきます。

- ※ご回答については、電話か電子メールのうち、ご希望の方法をお選びください。
- ※かんぽネットクラブに関するお問い合わせには、電子メールでご回答させていただきます。
- ※ご照会を受け付けた時間やご照会内容により、即日にご回答でき

ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。土日休日にご照会された場合は、ご回答は翌日以降（12月31日～1月3日にご照会された場合は1月4日以降）の営業日になります。

● かんぽホームページ

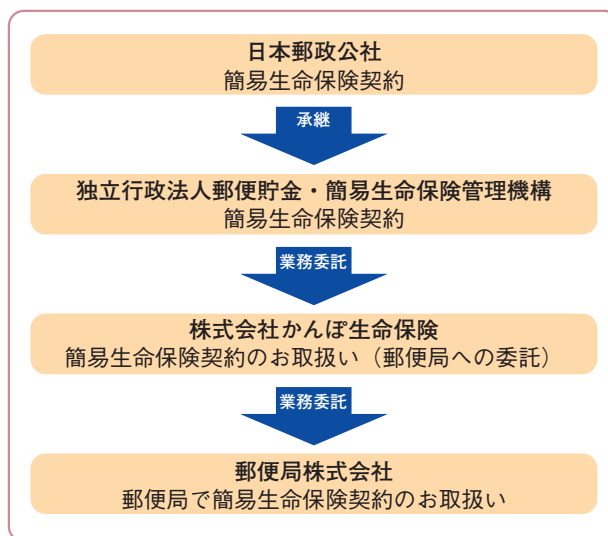
http://www.jp-life.japanpost.jp/contact/cnt_index.html

10 民営・分社化についてのかんぽ生命からのお知らせ

10-1 民営・分社化の概要

平成19年10月1日、日本郵政公社の民営・分社化により、持株会社である「日本郵政株式会社」の下、グループ会社である「郵便事業株式会社」、「郵便局株式会社」、「株式会社ゆうちょ銀行」、「株式会社かんぽ生命保険」の4つの事業会社が誕生しました。

民営・分社化により、簡易生命保険契約に係る権利及び義務は、管理機構に承継されましたが、保険金等のお支払い、保険料の収納、住所変更、各種お申し出への対応等の実際の業務は当社に委託されています。また、簡易生命保険に関するこれらの業務は、当社から郵便局株式会社に業務委託していますので、簡易生命保険のサービスを郵便局でもご利用いただいています。



■ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構とは

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、郵政民営化に当たり、郵便貯金（定期性の郵便貯金等）、及び簡易生命保険を日本郵政公社から承継し、適正かつ確実に管理を行うとともに、郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務を確実に履行することを目的とする独立行政法人です。

郵政民営化法では、簡易生命保険契約に基づく管理機構の保険責任のすべてを当社に再保険すること、及び簡易生命保険契約の管理に関する業務を当社に委託することが定められています。

この規定に基づき簡易生命保険契約を日本郵政公社から承継することにより、簡易生命保険契約の保険者は「日本郵政公社」から「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」に変更となりました。

10-2 政府保証について

民営・分社化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が管理機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。

当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険

契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度（P66、67参照）が適用されます。

10-3 簡易生命保険契約の契約変更について

民営・分社化により簡易生命保険法が廃止されたため、民営・分社化以降は簡易生命保険の新たなご契約のお申込みはできません。したがって、民営・分社化前にご加

入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更もできなくなりました。

※財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。

■ 簡易生命保険契約について、平成19年10月1日以降、お取扱いはできない契約変更

1. 基本契約の変更増額契約による変更
2. 基本契約の同種増額契約による変更（財形年金養老保険に係るものを除く。）
3. 保険期間延長契約による変更
4. 払込期間延長契約による変更
5. 介護割増年金額の増額契約による変更
6. 特約の追加変更契約による変更
7. 特約の同種増額契約による変更
8. 特約の種類変更契約による変更
9. 特約の種類変更増額契約による変更
10. 配偶者追加変更契約による変更
11. 保険料一時払による年金額の増額（更正後の基本年金額が即時型の年金保険への変更前の基本年金額を上回ることとなるものに限る。）
12. 保証期間付定額型据置終身年金保険から保証期間付通増型据置終身年金保険への変更
13. 保証期間付通増型据置終身年金保険から保証期間付定額型据置終身年金保険への変更
14. 保証期間なし定額型据置終身年金保険から保証期間付定額型据置終身年金保険への変更
15. 保証期間なし定額型据置終身年金保険から保証期間付通増型据置終身年金保険への変更
16. 保証期間付定額型据置終身年金保険から保証期間なし定額型据置終身年金保険への変更
17. 保証期間付通増型据置終身年金保険から保証期間なし定額型据置終身年金保険への変更
18. 据置夫婦年金保険への変更
19. 年金支払期間の延長
20. 据置終身年金保険への変更
21. 年金額のみの増額変更
22. 保険期間の延長変更（財形住宅貯蓄保険を除く。）
23. 保険料額の増額変更（財形住宅貯蓄保険及び財形終身年金保険を除く。）
24. 保険料払済契約の復旧（財形住宅貯蓄保険、財形終身年金保険及び財形年金養老保険を除く。）
25. 一時払保険料額の増額変更

10-4 加入限度額について

法令により、民営・分社化後も被保険者1人当たりの加入限度額が定められており、被保険者1人当たりの保険と年金保険の基本契約及び特約の加入限度額について、民

営・分社化後も民営・分社化前と変更はございません。ただし、その管理方法に一部相違点がございますのでご注意ください。

■ 管理方法の主な相違点

1. 簡易生命保険契約及び当社の生命保険契約の通算で加入限度額の管理を行います。
2. 生存保険金のお支払いにより保険金額が差し引かれるタイプの保険に加入している場合、加入限度額の管理方法は、簡易生命保険契約と当社の生命保険契約とで異なります。
簡易生命保険契約では、生存保険金の支払事由が発生した後、生存保険金額を差し引いた後の保険金額で管理しますが、当社の生命保険契約では、生存保険金をお支払いした後も、ご加入時点での基本契約の保険金額で加入限度額の管理を行います。
3. 簡易生命保険又は当社の生命保険に加入している被保険者さまの契約が失効し、復活のお申込みをされる場合、簡易生命保険契約及び当社の生命保険契約を通算した金額と、復活の時点での被保険者さまの満年齢により加入限度額の管理を行います。このため、ご加入時点では加入限度額の条件を満たしていても、復活時点での被保険者さまの満年齢で加入限度額の管理を行った結果、加入限度額を超過する場合は、その契約の復活はできません。

10-5 個人情報の承継について

民営・分社化時点で日本郵政公社が保有していた簡易生命保険契約に係るご契約者さま、被保険者さま等（以下本項で「お客さま」といいます。）の個人情報に関しましては、郵政民営化法に基づき政府の認可を受けた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」により、管理機構及び当社が日本郵政公社から承継する業務・機能に必要な範囲内において承継させていただいています。

当社が承継により取得したお客さまの個人情報（入院履歴等の保健医療に関する情報を含みます。）に関しましては、従来と同様に生命保険の業務の適切な運営を確保するため、以下の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

※保健医療に関する情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い及び医事研究・統計等の目的に限定して利用させていただきます。

■ 日本郵政公社から承継した個人情報の利用目的

1. 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
【例】各種保険契約の引き受け、維持管理、保険金等の支払いのための調査
2. かんぽ生命からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
【例】商品・サービスのご案内のための訪問、ダイレクトメールの発送
3. かんぽ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
【例】ディスクロージャー冊子のご送付、商品・サービス等の開発
4. お客さまとのお取引の適切かつ円滑な履行
【例】お取引に関するお問い合わせ、ご相談への対応

11 生命保険契約者保護機構

民営・分社化後の当社の生命保険契約は、民営・分社化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いに

についての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

11-1 生命保険契約者保護機構とは

生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{*1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、責任準備金等^{*3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^{*4}）。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】＝ 90% － {(過去5年における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

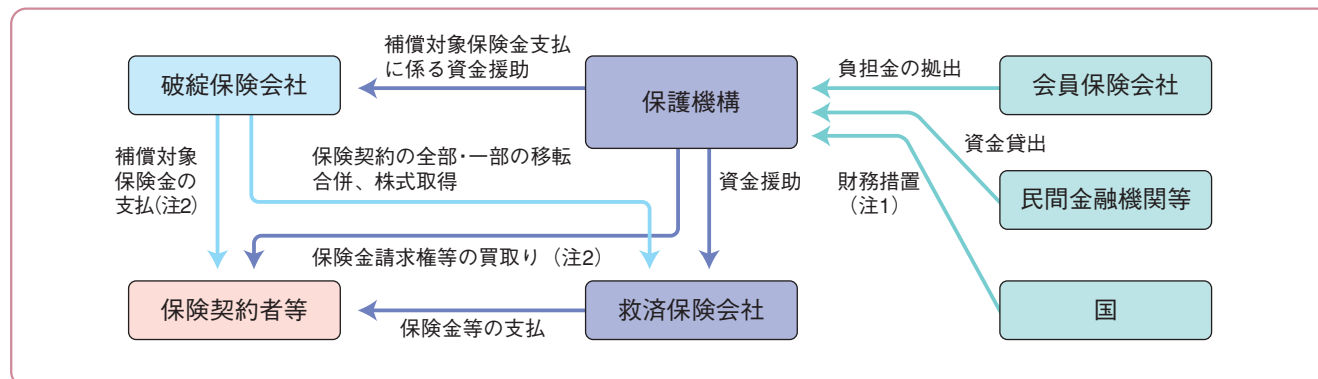
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社又は保護機構のホームページで確認いただけます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

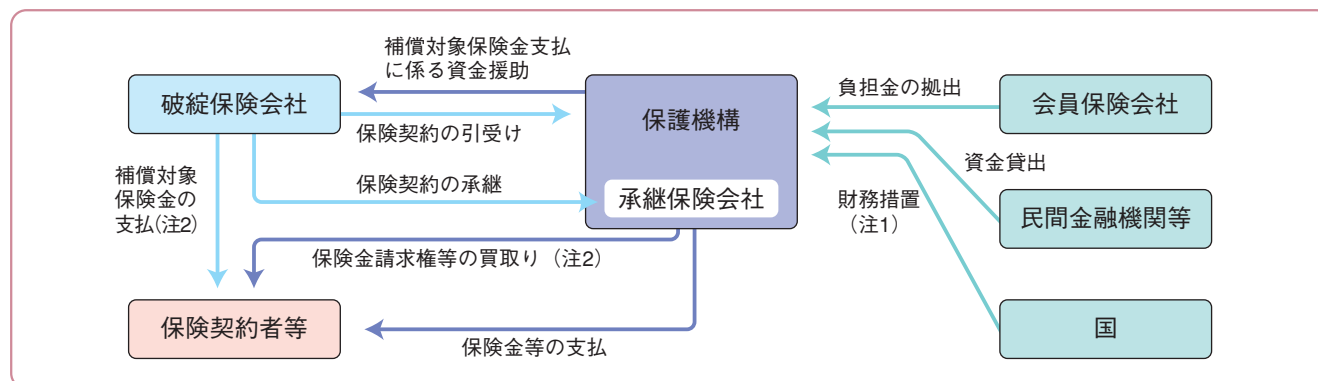
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

11-2 仕組みの概略図

■ 救済保険会社が現れた場合



■ 救済保険会社が現れない場合



（注1）上記の「財務措置」は、平成21年（2009年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率及び買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります。）。

※補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

会社情報

会社の概況及び組織

1 沿革	70
2 主要な業務の内容	70
3 経営の組織	71
4 店舗網一覧	72
5 資本金の推移	74
6 株式の総数	74
7 株式の状況	74
8 主要株主の状況	74
9 取締役及び執行役	75
10 会計参与の氏名又は名称	76
11 従業員の在籍・採用状況	76
12 平均給与（内勤職員）	76
13 平均給与（営業職員）	76

会社の概況及び組織

1 沿革

当社は、郵政民営化法に基づき、平成18年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、平成19年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行ってまいりました。同年10月1日に、商号を「株式会社かん

ぽ」から「株式会社かんぽ生命保険」に変更し、同日以降は、日本郵政公社の業務・機能の一部を引き継ぎ、生命保険業及び管理機構の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を行っています。

平成17年10月	郵政民営化関連法成立
18年 9月	株式会社かんぽ発足
19年10月	日本郵政グループ発足 株式会社かんぽ生命保険に商号変更 株式会社かんぽ生命保険開業 「かんぽ全国ふれあいウオーキング」(特別協賛)実施 「かんぽ生命クリスマスギフトキャンペーン」実施 新テレビコマーシャル実施
12月	新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
20年 2月	日本生命保険相互会社との一部業務の提携
3月	グループ一体のキャンペーン「春のありがとうフェア」実施
4月	保険料口座払込みの対象金融機関拡大 新規業務(法人向け商品の受託販売、入院特約の見直し)の認可取得
6月	法人向け商品の受託販売開始 グループ一体のキャンペーン「夏のありがとうフェア」実施
7月	「かんぽ生命 入院特約 その日から」発売開始 指定代理請求特則の取扱開始 新フリープラン(普通養老保険)の加入年齢の拡大

【参考】

■ 簡易生命保険の沿革

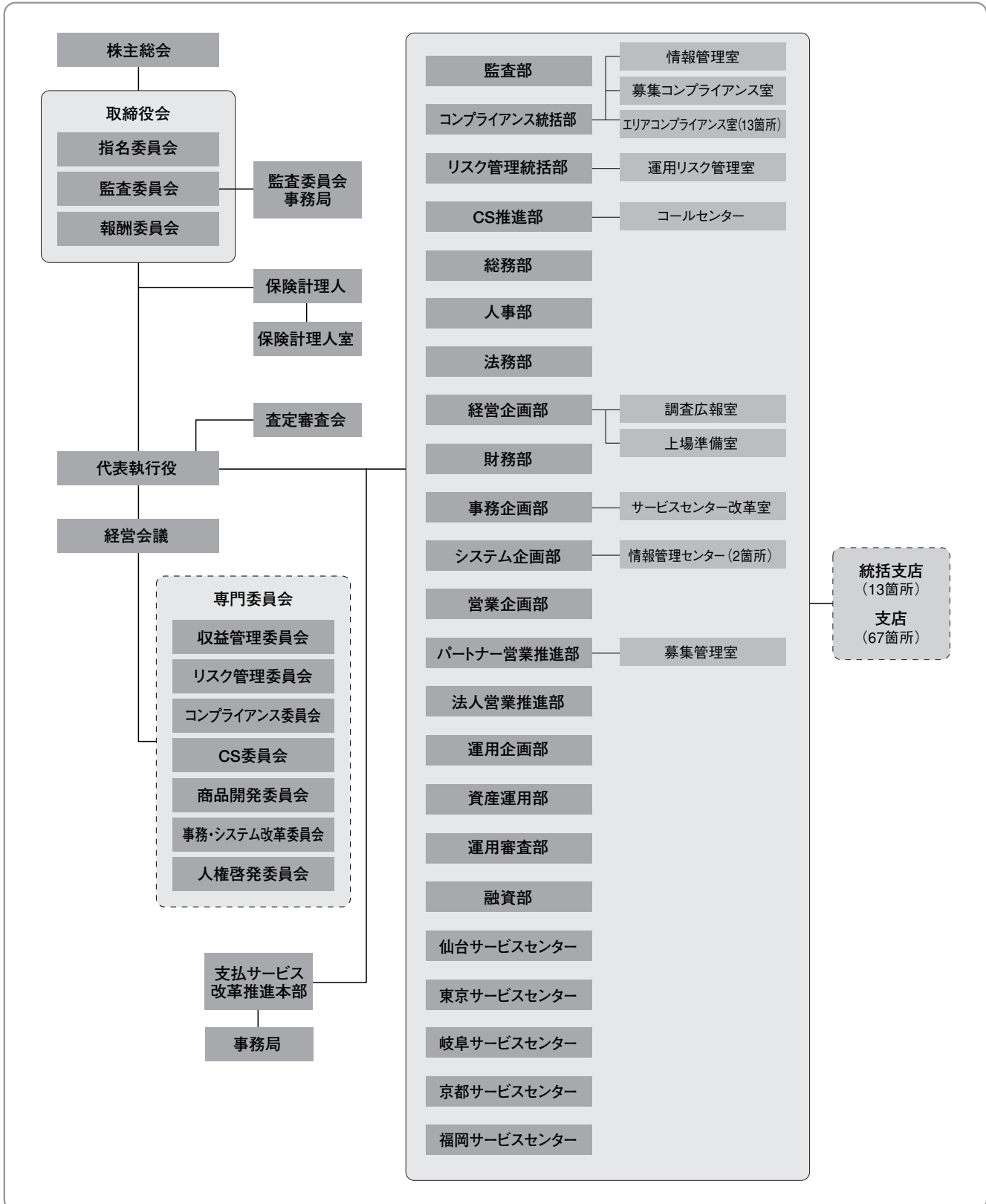
大正 5年10月	簡易保険事業創業
15年10月	郵便年金事業創業
昭和24年 6月	郵政省発足
平成13年 1月	省庁再編に伴い、郵政事業庁発足
15年 4月	日本郵政公社発足

2 主要な業務の内容

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債又は政府保証債の売買、地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務及び保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (4) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から委託された、簡易生命保険管理業務
- (5) その他前各号に掲げる業務に付帯又は関連する事項

3 経営の組織

■ 組織図（平成20年7月1日現在）



4 店舗網一覽

■ 直営店の名称及び所在地等

(平成20年7月1日現在)

名称 (注: ★は統括支店)		所 在 地		
		郵便番号	住 所	代表番号
北海道	札幌支店★	060-0041	北海道札幌市中央区大通東2-1	011-221-6375
	旭川支店	070-8799	北海道旭川市六条通6-28-1	0166-26-1141
	函館支店	040-8799	北海道函館市新川町1-6	0138-22-9156
	帯広支店	080-8799	北海道帯広市西三条南8-10	0155-23-5418
東北	青森支店	030-8799	青森県青森市堤町1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	020-8799	岩手県盛岡市中央通1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	980-8797	宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	010-8799	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1	018-823-1271
	山形支店	990-8799	山形県山形市十日町1-7-24	023-623-5973
	福島支店	960-0199	福島県福島市鎌田字下田4-2	024-553-8615
関東	茨城支店	312-0052	茨城県ひたちなか市東石川1-10-20	029-275-3928
	土浦支店	300-8799	茨城県土浦市城北町2-21	029-824-6010
	宇都宮支店	320-8799	栃木県宇都宮市中央本町4-17	028-346-3302
	群馬支店	370-1201	群馬県高崎市倉賀野町1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	330-9797	埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2066
	熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波3-195	048-527-0451
	川越支店	350-1199	埼玉県川越市小室22-1	049-247-8914
	千葉支店	260-8799	千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-9480
	柏支店	277-0021	千葉県柏市中央町6-19	04-7168-3801
	船橋支店	273-0012	千葉県船橋市浜町2-1-1	047-437-2731
南関東	横浜支店★	231-8799	神奈川県横浜市中区日本大通5-3	045-212-3928
	藤沢支店	251-8799	神奈川県藤沢市藤沢115-2	0466-50-9075
	川崎支店	210-8799	神奈川県川崎市川崎区榎町1-2	044-222-5192
	橋本支店	229-1199	神奈川県相模原市西橋本5-2-1	042-774-6046
	山梨支店	400-0199	山梨県甲斐市名取12-1	055-276-7594
東京	日本橋支店	103-8799	東京都中央区日本橋1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	106-8799	東京都港区麻布台1-6-19	03-3583-9928
	浅草支店	111-8799	東京都台東区西浅草1-1-1	03-3842-9145
	深川支店	135-8799	東京都江東区東陽4-4-2	03-3649-2185
	足立支店	120-0023	東京都足立区千住曙町42	03-3879-9075
	新宿支店	163-8799	東京都新宿区西新宿1-8-8	03-3340-9522
	巣鴨支店	170-0002	東京都豊島区巣鴨4-26-1	03-3910-0493
	渋谷支店	150-8799	東京都渋谷区渋谷1-12-13	03-5469-9814
	大森支店	143-8799	東京都大田区山王3-9-13	03-5742-5755
	小金井支店	184-8799	東京都小金井市本町5-38-20	042-383-2465
	八王子支店	192-0083	東京都八王子市旭町9-1	042-646-3747
信越	新潟支店	951-8799	新潟県新潟市中央区東堀通7番町1018	025-222-2364
	長岡支店	940-1106	新潟県長岡市宮内3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	380-8797	長野県長野市栗田801	026-231-2342
	松本支店	390-0815	長野県松本市深志2-1-9	0263-33-4264

名称（注：★は統括支店）		所在地		
		郵便番号	住 所	代表番号
北 陸	富山支店	930-8799	富山県富山市桜橋通り6-6	076-433-6795
	高岡支店	933-8799	富山県高岡市御馬出町34	0766-28-7817
	金沢支店★	920-8797	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3171
	福井支店	910-8799	福井県福井市大手3-1-28	0776-30-1261
東 海	岐阜支店	500-8799	岐阜県岐阜市清住町1-3-2	058-262-2257
	浜松支店	430-8799	静岡県浜松市中区旭町8-1	053-453-2401
	静岡支店	420-8799	静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-253-2089
	名古屋支店★	469-8797	愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6351
	北名古屋支店	481-8799	愛知県北名古屋市弥勒寺西2-33	0568-22-3114
	春日井支店	486-8799	愛知県春日井市柏井町3-102-1	0568-81-4337
	岡崎支店	444-8799	愛知県岡崎市戸崎町字原山4-5	0564-71-0815
	四日市支店	510-8015	三重県四日市市松原町5-42	059-365-9813
近 畿	京都支店	600-8799	京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2039
	大津支店	520-2153	滋賀県大津市一里山3-34-14	077-545-8294
	大阪支店★	530-8797	大阪府大阪市中央区北浜東3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	542-8799	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-2	06-6252-8968
	布施支店	577-8799	大阪府東大阪市永和2-3-5	06-6729-5138
	堺支店	590-8799	大阪府堺市堺区南瓦町2-16	072-222-7445
	神戸支店	650-8799	兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	672-8799	兵庫県姫路市飾磨区中島1139-29	079-233-8292
中 国	鳥取支店	680-8799	鳥取県鳥取市東品治町101	0857-22-1527
	松江支店	690-8799	島根県松江市東朝日町138	0852-28-9745
	岡山支店	700-8799	岡山県岡山市中山下2-1-1	086-233-2864
	福山支店	720-8799	広島県福山市東桜町3-4	084-924-1570
	広島支店★	730-8797	広島県広島市中区東白島町19-8	082-224-5165
	防府支店	747-8799	山口県防府市佐波2-11-1	0835-38-8719
四 国	徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町1-42-1	088-625-3387
	高松支店	760-0025	香川県高松市古新町8-1	087-821-3352
	松山支店★	790-8797	愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5612
	高知支店	780-8799	高知県高知市北本町1-10-18	088-822-7906
九 州	福岡支店	810-8799	福岡県福岡市中央区天神4-3-1	092-713-2419
	北九州支店	802-8799	福岡県北九州市小倉北区萩崎町2-1	093-951-3162
	佐賀支店	849-8799	佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5	0952-30-5097
	長崎支店	852-8794	長崎県長崎市岩川町9-17	095-842-4469
	佐世保支店	857-0863	長崎県佐世保市三浦町3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	860-8797	熊本県熊本市城東町1-1	096-328-5343
	大分支店	870-8799	大分県大分市府内町3-4-18	097-532-2417
	宮崎支店	880-0002	宮崎県宮崎市中央通3-30	0985-31-3615
	鹿児島支店	890-8794	鹿児島県鹿児島市武1-8-8	099-250-7861
沖 縄	那覇支店★	900-8799	沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-833-5516

5 資本金の推移

年 月 日	増（減）資額	増（減）資後資本金	摘 要
平成19年10月1日	499,950百万円	500,000百万円	民営化による増資

6 株式の総数

発行可能株式総数	80,000千株
発行済株式総数	20,000千株
当期末株主数	1名

7 株式の状況

（1）発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	20,000千株	—

（2）大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本郵政株式会社	20,000千株	100%	—	—

8 主要株主の状況

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	設 立 年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
日本郵政株式会社	東京都 千代田区	3,500,000百万円	日本郵政グループ の経営管理	平成18年1月23日	100%

9 取締役及び執行役

(1) 取締役

(平成20年7月1日現在)

取締役	進藤 丈介	(しんどう じょうすけ)	代表執行役会長
取締役	山下 泉	(やました いずみ)	代表執行役社長
取締役	勝島 敏明	(かつしま としあき)	公認会計士
取締役	越田 弘志	(こしだ ひろし)	大和証券投資信託委託株式会社顧問
取締役	日野 正晴	(ひの まさはる)	弁護士
取締役	横山 邦男	(よこやま くにお)	日本郵政株式会社専務執行役

(注) 取締役 勝島敏明、越田弘志、日野正晴及び横山邦男の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2) 執行役

(平成20年7月1日現在)

代表執行役会長	進藤 丈介	(しんどう じょうすけ)	—
代表執行役社長	山下 泉	(やました いずみ)	—
執行役副社長	宮寄 和夫	(みやざき かずお)	運用企画部、資産運用部、事務企画部、システム企画部、 支払サービス改革推進本部事務局及びサービスセンター担当
専務執行役	伊藤 高夫	(いとう たかお)	監査部（コンプライアンス統括部の監査を除く。） 及びコンプライアンス統括部担当
専務執行役	杉本 政朗	(すぎもと まさろう)	パートナー営業推進部、法人営業推進部及び営業企画部担当
常務執行役	青木 幸治	(あおき ゆきはる)	CS推進部及び営業推進担当
常務執行役	篠田 政利	(しのだ まさとし)	総務部、人事部、法務部及び融資部担当
常務執行役	南方 敏尚	(みなかた としひさ)	経営企画部、財務部及び監査部 (コンプライアンス統括部の監査に限る。) 担当
執行役	栗倉 章仁	(あわくら しょうじ)	コンプライアンス統括部長
執行役	池田 佳史	(いけだ よしふみ)	東京サービスセンター所長 兼 事務企画部サービスセンター 改革室長
執行役	井本 浩	(いもと ひろし)	サービスセンター担当、事務企画部長
執行役	衣川 和秀	(きぬがわ かずひで)	人事部長
執行役	佐藤 正典	(さとう まさのり)	リスク管理統括部及び運用審査部担当、保険計理人
執行役	杉森 正彦	(すぎもり まさひこ)	事務・システム改革担当
執行役	竹内 昭博	(たけうち あきひろ)	麻布支店支店長
執行役	藤本 清貴	(ふじもと きよたか)	運用企画部及び資産運用部担当
執行役	細沼 雅時	(ほそぬま まさとき)	システム企画部長
執行役	堀金 正章	(ほりがね まさあき)	財務部長

10 会計参与の氏名又は名称

該当ありません。

11 従業員の在籍・採用状況

(単位：名、歳、年)

区 分	平成19年度末 在 籍 数	平成19年度末	
		平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	4,340	38.2	16.2
(男 子)	2,915	39.6	17.2
(女 子)	1,425	35.5	14.0
営業職員	900	39.8	16.3
(男 子)	872	40.1	16.7
(女 子)	28	29.6	4.2

(注1) 使用人数は、就業人員数（他社からの出向者を含め、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇を含んでいません。

(注2) 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び日本郵政公社から通算した勤続年数です。

(注3) 平均年齢及び平均勤続年数は、当期末現在の満年齢及び勤続年数の平均を記載しており、小数点第2位を切り捨てて、小数点第1位まで表示しています。

(注4) 平成19年度の新卒採用はありません。

(注5) 採用時を除き、一般職、総合職の社員区分を行っていないことから、同区分別の掲載は行っていない。

12 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	平成19年3月	平成20年3月
内勤職員	—	336

(注) 平均給与月額、平成20年3月現在の税定例給与（基準内給与）であり、時間外手当及び賞与を含んでいません。

13 平均給与（営業職員）

(単位：千円)

区 分	平成19年3月	平成20年3月
営業職員	—	317

(注) 平均給与月額、平成20年3月現在の税定例給与（基準内給与）であり、時間外手当及び賞与を含んでいません。



業績データ

1 直近 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	80
2 財産の状況	81
3 業務の状況を示す指標等	96
4 特別勘定に関する指標等	131
5 保険会社及びその子会社等の状況	131

※ 個別に注記している場合を除き、数値(％を除く。)は単位未満切捨てとしています。
※ 「－」は該当がないことを、「0」は単位未満であることを示しています。

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	80
2 財産の状況	81
2-1 貸借対照表	81
2-2 損益計算書	82
2-3 キャッシュ・フロー計算書	83
2-4 株主資本等変動計算書	84
2-5 債務者区分による債権の状況	89
2-6 リスク管理債権の状況	90
2-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	90
2-8 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	90
2-9 有価証券等の時価情報（会社計）	91
(1) 有価証券の時価情報	91
(2) 金銭の信託の時価情報	92
(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）	93
2-10 経常利益等の明細（基礎利益）	94
2-11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	95
2-12 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認 ...	95
3 業務の状況を示す指標等	96
3-1 主要な業務の状況を示す指標等	96
(1) 決算業績の概況	96
(2) 保有契約高及び新契約高	98
(3) 年換算保険料	98
(4) 保障機能別保有契約高	99
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	100
(6) 異動状況の推移	100
(7) 契約者配当の状況	101
3-2 保険契約に関する指標等	102
(1) 保有契約及び新契約増加率（件数、金額）	102
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	102
(3) 新契約率（対年度始）	102
(4) 解約失効率（対年度始）	103
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）	103
(6) 死亡率（個人保険主契約）	103
(7) 特約発生率（個人保険）	103
(8) 事業費率（対収入保険料）	104
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	104
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	104
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	104
(12) 未だ収受していない再保険金の額	104
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	104

3-3 経理に関する指標等	105	(13) 有価証券残存期間別残高	116
(1) 支払備金明細表	105	(14) 保有公社債の期末残高利回り	117
(2) 責任準備金明細表	105	(15) 地方債地域別内訳	117
(3) 責任準備金残高の内訳	106	(16) 業種別株式保有明細表	117
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	106	(17) 貸付金明細表	117
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	106	(18) 貸付金残存期間別残高	118
(6) 契約者配当準備金明細表	107	(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	118
(7) 引当金明細表	107	(20) 貸付金業種別内訳	119
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	108	(21) 貸付金使途別内訳	120
(9) 資本金等明細表	108	(22) 貸付金地域別内訳	120
(10) 保険料明細表	108	(23) 貸付金担保別内訳	120
(11) 保険金明細表	109	(24) 有形固定資産明細表	121
(12) 年金明細表	109	(25) 固定資産等処分益明細表	121
(13) 給付金明細表	110	(26) 固定資産等処分損明細表	121
(14) 解約返戻金明細表	110	(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	121
(15) 減価償却費明細表	110	(28) 海外投融資の状況	122
(16) 事業費明細表	111	(29) 海外投融資利回り	123
(17) 税金明細表	111	(30) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	123
(18) リース取引	111	(31) 各種ローン金利	123
3-4 資産運用に関する指標等（一般勘定）	112	(32) その他の資産明細表	123
(1) ポートフォリオの推移	112	3-5 有価証券等の時価情報（一般勘定）	124
(2) 運用利回り	113	(1) 有価証券の時価情報	124
(3) 主要資産の平均残高	113	(2) 金銭の信託の時価情報	125
(4) 資産運用収益明細表	114	(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）	129
(5) 資産運用費用明細表	114	4 特別勘定に関する指標等	131
(6) 利息及び配当金等収入明細表	114	5 保険会社及びその子会社等の状況	131
(7) 有価証券売却益明細表	115		
(8) 有価証券売却損明細表	115		
(9) 有価証券評価損明細表	115		
(10) 商品有価証券明細表	115		
(11) 商品有価証券売買高	115		
(12) 有価証券明細表	116		

1 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：億円)

項 目	一 年 度	一 年 度	一 年 度	一 年 度	平成19年度
経常収益	—	—	—	—	76,868
経常利益	—	—	—	—	119
基礎利益	—	—	—	—	2,672
当期純利益	—	—	—	—	76
資本金の額及び発行済株式の総数	—	—	—	—	5,000 (20,000千株)
総資産	—	—	—	—	1,125,246
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	—	—	—	—	1,047,353
貸付金残高	—	—	—	—	199,212
有価証券残高	—	—	—	—	855,688
ソルベンシー・マージン比率	—	—	—	—	1,116.3%
従業員数	—	—	—	—	5,240名
保有契約高	—	—	—	—	18,430
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高は、個人保険・個人年金保険の各保有契約高の合計であり、単位未満四捨五入です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2 財産の状況

2-1 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)	科 目	平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	—	2,080,139	保険契約準備金	—	108,479,918
現金	—	10,298	支払備金	—	888,173
預貯金	—	2,069,841	責任準備金	—	104,735,362
コールローン	—	788,686	契約者配当準備金	—	2,856,381
債券貸借取引支払保証金	—	1,454,885	再保険借	—	192
買入金銭債権	—	59,981	その他負債	—	2,528,971
金銭の信託	—	1,861,542	債券貸借取引受入担保金	—	1,636,572
有価証券	—	85,568,884	未払法人税等	—	26,300
国債	—	68,959,931	未払金	—	254,961
地方債	—	3,711,596	未払費用	—	6,963
社債	—	10,387,483	前受収益	—	0
外国証券	—	2,509,872	預り金	—	8,207
貸付金	—	19,921,240	機構預り金	—	565,804
保険約款貸付	—	17	仮受金	—	26,923
一般貸付	—	12,278	その他の負債	—	3,237
機構貸付	—	19,908,944	退職給付引当金	—	52,316
有形固定資産	—	97,892	役員退職慰労引当金	—	19
土地	—	40,726	価格変動準備金	—	559,002
建物	—	37,266	負債の部合計	—	111,620,419
建設仮勘定	—	9	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	—	19,890	資本金	—	500,000
無形固定資産	—	44,340	資本剰余金	—	500,044
ソフトウェア	—	44,326	資本準備金	—	500,044
その他の無形固定資産	—	13	利益剰余金	—	27,858
代理店貸	—	137,754	その他利益剰余金	—	27,858
その他資産	—	275,835	繰越利益剰余金	—	27,858
未収金	—	1,264	株主資本合計	—	1,027,902
前払費用	—	293	その他有価証券評価差額金	—	▲ 123,651
未収収益	—	255,925	評価・換算差額等合計	—	▲ 123,651
預託金	—	76	純資産の部合計	—	904,250
仮払金	—	17,219			
その他の資産	—	1,056			
繰延税金資産	—	234,196			
貸倒引当金	—	▲ 707			
資産の部合計	—	112,524,670	負債及び純資産の部合計	—	112,524,670

2-2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
経常収益	—	7,686,842
保険料等収入	—	3,886,601
保険料	—	3,886,601
資産運用収益	—	871,353
利息及び配当金等収入	—	839,559
預貯金利息	—	2,549
有価証券利息・配当金	—	546,885
貸付金利息	—	2
機構貸付金利息	—	285,570
その他利息配当金	—	4,551
有価証券売却益	—	30,779
有価証券償還益	—	16
その他運用収益	—	997
その他経常収益	—	2,928,888
責任準備金戻入額	—	2,922,887
退職給付引当金戻入額	—	666
その他の経常収益	—	5,334
経常費用	—	7,674,850
保険金等支払金	—	6,149,669
保険金	—	6,147,434
年金	—	960
給付金	—	13
解約返戻金	—	239
その他返戻金	—	1,021
責任準備金等繰入額	—	739,579
支払備金繰入額	—	726,697
契約者配当金積立利息繰入額	—	12,881
資産運用費用	—	494,801
支払利息	—	1,788
金銭の信託運用損	—	318,576
有価証券売却損	—	62,449
有価証券評価損	—	105,568
有価証券償還損	—	44
為替差損	—	6,231
その他運用費用	—	143
事業費	—	266,550
その他経常費用	—	24,249
税金	—	15,176
減価償却費	—	8,299
役員退職慰労引当金繰入額	—	19
その他の経常費用	—	754
経常利益	—	11,991
特別利益	—	113,552
価格変動準備金戻入額	—	113,536
その他特別利益	—	15
特別損失	—	168
固定資産等処分損	—	162
減損損失	—	6
契約者配当準備金繰入額	—	106,910
税引前当期純利益	—	18,465
法人税及び住民税	—	154,586
法人税等調整額	—	▲ 143,807
当期純利益	—	7,686

(注) この損益計算書には株式会社かんぼの計数が含まれています。

2-3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	平成19年度 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	—	18,465
減価償却費	—	8,299
減損損失	—	6
支払備金の増加額	—	723,725
責任準備金の増加額	—	▲ 2,922,887
契約者配当準備金積立利息繰入額	—	12,881
契約者配当準備金繰入額	—	106,910
貸倒引当金の増加額	—	▲ 37
退職給付引当金の増加額	—	▲ 583
役員退職慰労引当金の増加額	—	19
価格変動準備金の増加額	—	▲ 113,536
利息及び配当金等収入	—	▲ 839,559
金銭の信託の運用損益関係	—	318,576
有価証券関係損益	—	137,266
支払利息	—	1,788
為替差損益	—	6,231
有形固定資産関係損益	—	162
代理店貸の純増加額	—	82,245
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	—	105,463
再保険借の純増加額	—	192
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	—	▲ 619,120
その他	—	1,528
小 計	—	▲ 2,971,962
利息及び配当金等の受取額	—	1,228,276
利息の支払額	—	▲ 1,478
契約者配当金の支払額	—	▲ 197,883
法人税等の支払額	—	▲ 0
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	▲ 1,943,048
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	—	▲ 12,727,586
コールローンの償還による収入	—	11,938,900
買入金銭債権の取得による支出	—	▲ 139,906
買入金銭債権の売却・償還による収入	—	79,944
金銭の信託の減少による収入	—	667,812
有価証券の取得による支出	—	▲ 9,423,284
有価証券の売却・償還による収入	—	10,753,134
貸付けによる支出	—	▲ 1,574,636
貸付金の回収による収入	—	3,066,542
債券貸借取引受入担保金の純増加額	—	181,686
その他	—	93,986
II① 小 計	—	2,916,593
(I + II①)	—	973,545
有形固定資産の取得による支出	—	▲ 13,843
その他	—	▲ 10,197
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	2,892,552
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	—	949,504
VI 現金及び現金同等物の期首残高	—	77
VII 郵政民営化法第166条第1項の承継計画に定める現金及び現金同等物の承継額	—	1,130,557
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	—	2,080,139

(注) このキャッシュ・フロー計算書には株式会社かんばの計数が含まれています。

2-4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）					
	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
前事業年度末残高	50	50	50	▲ 22	▲ 22	77
当事業年度変動額						
新株の発行	499,950	499,994	499,994			999,944
民営化に伴う税効果調整額				20,194	20,194	20,194
当期純利益				7,686	7,686	7,686
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）						—
当事業年度変動額合計	499,950	499,994	499,994	27,880	27,880	1,027,825
当事業年度末残高	500,000	500,044	500,044	27,858	27,858	1,027,902

(単位：百万円)

	平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）		
	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前事業年度末残高	—	—	77
当事業年度変動額			
新株の発行			999,944
民営化に伴う税効果調整額			20,194
当期純利益			7,686
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	▲ 123,651	▲ 123,651	▲ 123,651
当事業年度変動額合計	▲ 123,651	▲ 123,651	904,173
当事業年度末残高	▲ 123,651	▲ 123,651	904,250

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表の注記)

平成18年度	平成19年度
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。）の評価は、次のとおりであります。 （1）満期保有目的の債券 ・・・移動平均法による償却原価法（定額法） （2）責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう） ・・・移動平均法による償却原価法（定額法） （3）その他有価証券 ① 時価のあるもの ・・・決算日の市場価格等による時価法（売却原価の算定は移動平均法） ② 時価のないもの ・・・移動平均法による償却原価法（定額法） なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）における信託財産の構成物の評価は、決算日の市場価格等（株式については期末日以前1ヶ月の市場価格等の平均）による時価法によっております。 信託財産を構成している不動産のうち建物部分については定額法、建物以外のものについては定率法による減価償却分を取得原価から除いております。 なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。 4. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・建物 定額法によっております。 ・建物以外 定率法によっております。 5. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。 なお、法人税法に規定する為替相場の著しい変動があり、かつ、回収の見込がない（又は重要）と判断される外貨建資産・負債については、決算日の為替相場により円換算しております。 6. 貸倒引当金の計上方法 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、Ⅳ分類に分類した債権のうち、直接償却を行っている金額は、74百万円であります。

平成18年度	平成19年度
	7. 退職給付引当金の計上方法 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 8. 役員退職慰労引当金の計上方法 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 9. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 10. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 11. その他採用した重要な会計方針 (1) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、標準純保険料式 (3) ソフトウェアの減価償却の方法 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。 12. 信託された有価証券を貸出運用し、収益を獲得する有価証券信託の設定により、当該信託に拠出している有価証券（国債）の貸借対照表価額は、2,012,804百万円であります。 13. 有形固定資産の減価償却累計額は3,148百万円であります。 14. 関係会社に対する金銭債権の総額は586百万円、金銭債務の総額は129,348百万円であります。 15. 繰延税金資産の総額は、260,101百万円、繰延税金負債の総額は、25,905百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、103百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、金銭の信託運用損88,467百万円、その他有価証券評価差額金90,907百万円及び支払備金55,670百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券評価差額金20,718百万円及び金銭の信託に係る未収配当5,187百万円であります。 16. 当年度における法定実効税率は36.21％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、日本郵政公社より承継された株式配当未収収益等損金不算入項目による影響28.66％であります。

平成18年度	平成19年度																														
	17. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機があります。 18. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。 <table> <tr> <td>日本郵政公社承継残高</td><td>2,932,089百万円</td></tr> <tr> <td>支払備金からの積み替えによる増加</td><td>2,972 /</td></tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td><td>197,883 /</td></tr> <tr> <td>利息による増加等</td><td>12,881 /</td></tr> <tr> <td>年金買増しによる減少</td><td>589 /</td></tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td><td>106,910 /</td></tr> <tr> <td>当年度末現在高</td><td>2,856,381 /</td></tr> </table> 19. 関係会社の株式はありません。 20. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額101,040,914百万円を積み立てております。 また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金3,076,245百万円、価格変動準備金559,002百万円を積み立てております。 21. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、当事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。 22. 当事業年度より、日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。 23. 1株当たりの純資産額は、45,212円54銭であります。 24. 退職給付債務に関する事項は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td colspan="2">(1) 退職給付債務及びその内訳</td></tr> <tr> <td>イ 退職給付債務</td><td>▲ 52,071百万円</td></tr> <tr> <td>ロ 未認識数理計算上の差異</td><td>▲ 244 /</td></tr> <tr> <td>ハ 退職給付引当金（イ＋ロ）</td><td>▲ 52,316 /</td></tr> <tr> <td colspan="2">(2) 退職給付債務等の計算基礎</td></tr> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>ロ 割引率</td><td>1.7%</td></tr> <tr> <td>ハ 数理計算上の差異の処理年数</td><td>14年</td></tr> </table>	日本郵政公社承継残高	2,932,089百万円	支払備金からの積み替えによる増加	2,972 /	当年度契約者配当金支払額	197,883 /	利息による増加等	12,881 /	年金買増しによる減少	589 /	契約者配当準備金繰入額	106,910 /	当年度末現在高	2,856,381 /	(1) 退職給付債務及びその内訳		イ 退職給付債務	▲ 52,071百万円	ロ 未認識数理計算上の差異	▲ 244 /	ハ 退職給付引当金（イ＋ロ）	▲ 52,316 /	(2) 退職給付債務等の計算基礎		イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	1.7%	ハ 数理計算上の差異の処理年数	14年
日本郵政公社承継残高	2,932,089百万円																														
支払備金からの積み替えによる増加	2,972 /																														
当年度契約者配当金支払額	197,883 /																														
利息による増加等	12,881 /																														
年金買増しによる減少	589 /																														
契約者配当準備金繰入額	106,910 /																														
当年度末現在高	2,856,381 /																														
(1) 退職給付債務及びその内訳																															
イ 退職給付債務	▲ 52,071百万円																														
ロ 未認識数理計算上の差異	▲ 244 /																														
ハ 退職給付引当金（イ＋ロ）	▲ 52,316 /																														
(2) 退職給付債務等の計算基礎																															
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																														
ロ 割引率	1.7%																														
ハ 数理計算上の差異の処理年数	14年																														

(損益計算書の注記)

平成18年度	平成19年度																
	1．関係会社との取引による収益の総額は262百万円、費用の総額は7,723百万円であります。 2．有価証券売却益の主な内訳は、外国証券30,779百万円であります。 3．有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券11,237百万円、外国証券51,212百万円であります。 4．有価証券評価損の主な内訳は、外国証券105,568百万円であります。 5．金銭の信託運用損には、評価損が244,317百万円含まれております。 6．1株当たり当期純利益は、768円54銭であります。 但し、平成19年10月1日民営化後の期間における当期純利益を、同日以降の普通株式の期中平均株式数で除して算定した1株当たり当期純利益は、385円37銭であります。 7．保険料には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険料が3,258,275百万円含まれております。 8．保険金には、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約に基づく保険金が6,147,407百万円含まれております。 9．独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当年度において契約者配当準備金へ106,910百万円を繰り入れております。 10．退職給付費用に関する事項は、次のとおりであります。 イ 勤務費用 1,375百万円 ロ 利息費用 449 〃 11．関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。 (1)兄弟会社等 <table><tr><th>属性</th><th>会社等の名称</th><th>議決権等の所有(被所有)割合(%)</th><th>関連当事者との関連</th><th>取引の内容</th><th>取引金額(百万円)</th><th>科目</th><th>期末残高(百万円)</th></tr><tr><td>兄弟会社</td><td>郵便局株式会社</td><td>なし</td><td>保険業務代理店</td><td>業務委託</td><td>207,942</td><td>代理店借</td><td>36,296</td></tr></table> 取引条件 1．委託業務に関連して発生する受託会社の総原価を基準に決定しております。 2．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。 (2)取締役との取引はございません。	属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関連	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	兄弟会社	郵便局株式会社	なし	保険業務代理店	業務委託	207,942	代理店借	36,296
属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関連	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)										
兄弟会社	郵便局株式会社	なし	保険業務代理店	業務委託	207,942	代理店借	36,296										

(株主資本等変動計算書の注記)

平成18年度	平成19年度			
	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項			
	(単位：千株)			
		前年度末株式数	当年度増加株式数	当年度減少株式数
	発行済株式 (普通株式)	2	19,998	—
	合 計	2	19,998	—
	2. その他			
	当社は、平成19年10月1日、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第128条第2項の規定により、同法第166条に規定する承継計画において定めるところに従い、日本郵政公社から財産の出資を受けました。出資を受けた財産の概要は以下のとおりであります。			
	株式会社 かんぽ生命保険（平成19年10月1日）			
	資産	113,737,248百万円	負債 純資産	112,737,304百万円 999,944百万円

2-5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、％)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (対合計比)	(—)	(—)
正常債権	—	19,957,398
合 計	—	19,957,398

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(注2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

(注3) 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。

なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。）です。

(注4) 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

2-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

2-7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

2-8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成18年度末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	—	4,515,352
資本金等	—	1,027,902
価格変動準備金	—	559,002
危険準備金	—	3,076,245
一般貸倒引当金	—	0
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	—	▲ 193,841
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	—	2,511
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	15,422
控除項目	—	—
その他	—	28,110
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	—	808,960
保険リスク相当額 R_1	—	192,794
予定利率リスク相当額 R_2	—	82,890
資産運用リスク相当額 R_3	—	600,940
経営管理リスク相当額 R_4	—	21,486
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	—	197,707
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	—	1,116.3%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。

2-9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

1) 売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は保有していません。

2) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	31,366,941	32,187,510	820,569	823,269	2,700
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	44,037,157	44,742,056	704,899	851,310	146,410
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—	—	11,816,976	11,623,135	▲193,841	57,216	251,057
公社債	—	—	—	—	—	7,610,356	7,654,912	44,556	50,335	5,778
株式	—	—	—	—	—	1,675,142	1,458,350	▲216,792	6,784	223,577
外国証券	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
公社債	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	87,221,076	88,552,702	1,331,626	1,731,796	400,169
公社債	—	—	—	—	—	83,014,455	84,584,480	1,570,024	1,724,915	154,890
株式	—	—	—	—	—	1,675,142	1,458,350	▲216,792	6,784	223,577
外国証券	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
公社債	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

(注2) 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、1,675,142百万円、▲216,792百万円です。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	—	1,014,581
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	1,014,581
合 計	—	1,014,581

(注) 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差 損 益			貸借対照表 計上額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
金銭の信託	—	—	—	—	—	1,861,542	1,861,542	—	—	—

・運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託は保有していません。

・満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の 金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の 金銭の信託	—	—	—	—	—	2,078,335	1,861,542	▲216,792	6,784	223,577
国内株式ファンド	—	—	—	—	—	1,997,592	1,780,799	▲216,792	6,784	223,577
不動産ファンド	—	—	—	—	—	80,743	80,743	—	—	—

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）

1) 定性的情報

① 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引です。

② 取組方針

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として為替予約取引に限定しています。デリバティブ取引を行う際は、ヘッジ目的に限り実施することとし、投機的な取引は行わない方針です。

ヘッジ会計の有効性の判定については、為替予約を実施する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨、同一期日でかつ外貨の想定元本が一致するように実施していることから、その後の為替相場変動による相関関係は完全に確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えています。

③ 利用目的

当社が行っている為替予約取引は、外貨債の償還金や利子などの外貨キャッシュ・フローの円貨額を確定させ、為替レートの変動によるリスクを軽減させるためのものです。

④ リスクの内容

為替予約取引は為替レートの変動によるリスクを有しています。また、為替予約取引の契約先は信用度の高い取引機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しています。

⑤ リスク管理体制

当社のリスク管理基本方針において、金融派生商品の利用についてはヘッジ目的に限るものとし、投機目的には利用しないこととしています。

為替予約取引については、同基本方針を遵守して策定した資産運用方針に従い約定を実施しており、約定結果は、バック事務を委託している資産管理銀行及びミドル事務担当部署において確認し、また、ヘッジ対象及びヘッジ手段のポジションについては、毎月、リスク管理関連部署において確認を行っております。なお、信用リスクについては、取引先ごとに取引の与信限度額を設定することなどにより管理しています。

⑥ 定量的情報に関する補足説明

特にありません。

2) 定量的情報

【平成19年度末】

① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

該当ありません。

② 金利関連

該当ありません。

③ 通貨関連

該当ありません。

④ 株式関連

該当ありません。

⑤ 債券関連

該当ありません。

⑥ その他

該当ありません。

2-10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	平成18年度	平成19年度
基礎利益 A	—	267,278
キャピタル収益	—	30,779
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	30,779
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	526,066
金銭の信託運用損	—	318,576
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	62,449
有価証券評価損	—	105,568
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	6,231
その他キャピタル費用	—	33,240
キャピタル損益 B	—	▲ 495,286
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	—	▲ 228,008
臨時収益	—	240,000
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	240,000
その他臨時収益	—	—
臨時費用	—	—
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	—	—
臨時損益 C	—	240,000
経常利益（損失） A+B+C	—	11,991

（注）平成19年度については、金銭の信託運用損のうちインカム・ゲインに相当する額（33,240百万円）を、「その他キャピタル費用」に計上し「その他基礎収益」として基礎利益に含めています。

2-11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに附属明細書について、あずさ監査法人の監査を受けています。

2-12 代表者による財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

当社代表者は、財務諸表等についての適正性、及び財務諸表等作成にかかる内部統制の有効性について確認しています。平成19年度の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

平成 20 年 7 月 10 日

株式会社 かんぽ生命保険

代表執行役会長

進 厚 文 介 (印)

1. 私は、当社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表等の適正性の確保を図っております。
 - (1) 財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切な業務体制を整備しております。
 - (2) 独立した内部監査部門が所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については、取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
 - (3) 重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

3 業務の状況を示す指標等

3-1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油高や米国のサブプライムローン問題に端を発した海外経済の減速懸念や景気の先行き警戒感により、株価下落や円高が進み、平成20年3月には日経平均株価が一時11,000円台に低下、為替もドルが100円割れとなるなど不安定な展開となりました。

生命保険業界では、市場の縮小、新契約高の低迷が続く中で、お客さまニーズの多様化や、通信販売、来店型保険ショップの台頭、銀行窓販の全面解禁など販売チャネルの多様化が進み、競争環境は一層厳しいものとなりました。

当社は、郵政民営化法に基づき、平成18年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、平成19年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行ってまいりました。同年10月1日に、生命保険業の免許を受けたものとみなされ、商号を「株式会社かんぽ」から「株式会社かんぽ生命保険」に変更いたしました。同日以降は、日本郵政公社の業務・機能の一部を引き継ぎ、生命保険業及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を行っております。

なお、平成19年10月1日に、第三者割当により19,998,000株の募集株式を発行し、日本郵政公社から9,999億円の財産の現物出資を受けております。

当社は、生命保険会社として、大正5年に創設された簡易生命保険の「簡易にご利用可能な基礎的生活保障サービスをご提供する」といった社会的使命を引き継ぎつつ、「お客さまとともに未来を見つめて『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」との経営理念の下、お客さまの多様なニーズにおこたえできる商品・サービスの提供に向けた取組を行うなど、経営基盤の強化を行ってまいりました。

具体的な取組は以下のとおりです。

商品・サービスの提供につきましては、近年の医療保障へのニーズの多様化を踏まえ、入院特約を見直すこととし、日帰り入院からの保障、手術保険金の支払対象の拡大等を内容とする商品の開発を進めてまいりました。また、法人向け市場への対応として、当社の商品だけでは提供できない高額な保障ニーズにおこたえするため、平準定期保険、逡増定期保険などの受託販売に向けた準備を行ってまいり

ました。これらは、金融庁及び総務省の認可を受ける必要があることから、認可申請を行い、平成20年4月に認可を受けております。

また、当社は郵政民営化法により資産の運用方法の制限を受けており、その自由化にあたっては金融庁及び総務省の認可を受ける必要があることから、シンジケートローン（参加型）、有価証券関連デリバティブ取引等の運用方法に係る認可申請を行い、平成19年12月に認可を受けております。これにより、収益力の強化につながる、新たな資産運用が可能となりました。

さらに、今後の当社の経営基盤の強化に向けて、平成20年2月には、日本生命保険相互会社と一部業務の提携を行うことで合意いたしました。これにより、新商品の開発、事務・システムの構築等における両社の業務提携が可能となりました。

これらの取組に加え、地域社会のみなさまの健康づくりに貢献することを目的として、日本放送協会及び全国ラジオ体操連盟と共同で、「ラジオ体操」「みんなの体操」の普及・推進に努めてまいりました。

以上の結果、当期における損益の状況は以下のとおりとなりました。

収益面におきましては、保険料等収入は38,866億円、資産運用収益は8,713億円となり、保険金支払などに充てるための責任準備金戻入額29,228億円等を含めた経常収益は76,868億円となりました。

費用面におきましては、平成19年10月1日に日本郵政公社から郵政民営化承継財産評価委員会の評価に基づきその他有価証券区分の資産を時価で承継したことに伴い、リスク性資産の圧縮に努めたものの、その後の株安・円高の影響を受け、有価証券の減損・売却損失等が生じたため、資産運用費用4,948億円を計上しました。また、保険金等支払金は61,496億円、事業費は2,665億円となり、その他経常費用等を含めた経常費用は76,748億円となりました。

この結果、経常利益は119億円となり、経常利益に特別利益、特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減した当期純利益は76億円となりました。

主要な業績等の詳細については、本誌P13～P21の「事業の概況・業績」をご参照ください。

2) 対処すべき課題

市場の縮小、新契約高の低迷が続く中で、お客さまニーズの多様化、少子高齢化の進展など生命保険会社を取り巻く環境は厳しいものとなっております。また、通信販売、来店型保険ショップの台頭、銀行窓販の全面解禁など販売チャネルの多様化が進み、競争が一段と激化しております。

このような経営環境の中で、当社では、平成22年度から平成23年度における上場を目指し、経営基盤の強化に向けた取組を行ってまいります。

推進が低迷している新契約業績につきましては、日帰り入院からの保障、手術保険金の支払対象の拡大等を内容とする入院特約の販売や、平準定期保険、逡増定期保険などの法人向け商品の受託販売といった新たな商品・サービスの提供を開始するとともに、当社のメインチャネルである郵便局株式会社との連携強化を図りつつ、販売チャネルの拡大・多様化に向けた検討を行うなど、業績の回復に向けて取り組んでまいります。

運用面につきましては、平成19年12月に運用対象の自由

化の認可を受けておりますので、今後、適切な収益管理・リスク管理の下でシンジケートローン（参加型）等の新規運用を開始し、収益力の強化を図ってまいります。

また、当社は、すべての業務運営の前提となるコンプライアンス態勢の強化に努めてまいりましたが、経営理念で掲げる「最も身近で、最も信頼される保険会社」の実現のためには、コンプライアンスの更なる徹底が必要不可欠であると認識しており、引き続きコンプライアンス推進のための施策を実施するとともに、体制面での強化を図ってまいります。

その他、保険金の支払管理態勢につきましても、生命保険会社として優先的に取り組むべき課題の一つとして認識しており、日本郵政公社において支払を行った事案の検証等を実施するとともに、今後の適切な支払の実施のための態勢構築に向けて取り組んでまいります。

これらの取組を通じて、企業価値の持続的な向上を図り、「最も身近で、最も信頼される保険会社」として、株主のみなさまのご期待にこたえる会社となることを目指してまいります。

(2) 保有契約高及び新契約高

1) 保有契約高

(単位：件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度末				平成19年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	—	—	—	—	588,970	—	1,626,980	—
個人年金保険	—	—	—	—	61,985	—	216,033	—

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2) 新契約高

(単位：件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度				平成19年度			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	—	—	—	—	591,599	—	1,635,047	—
個人年金保険	—	—	—	—	62,080	—	217,262	—

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

1) 保有契約

(単位：百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
		前年度比		前年度比
個人保険	—	—	109,403	—
個人年金保険	—	—	68,232	—
合 計	—	—	177,635	—
うち医療保障・生前給付保障等	—	—	11,326	—

2) 新契約

(単位：百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度		平成19年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	—	—	109,974	—
個人年金保険	—	—	68,319	—
合 計	—	—	178,293	—
うち医療保障・生前給付保障等	—	—	11,401	—

(注1) 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。

(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)

(注2) 医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がい事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

区 分			保有金額	
			平成18年度末	平成19年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	—	1,626,980
		個人年金保険	—	—
		その他共計	—	142,063,844
	災害死亡	個人保険	(—)	(1,357,419)
		個人年金保険	(—)	(1,053)
		その他共計	(—)	(228,299,717)
	その他の 条件付死亡	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(—)	(—)
		その他共計	(—)	(—)
生存保障	満期・生存 給付	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	155,685
		その他共計	—	8,621,168
	年金	個人保険	(—)	(2,096)
		個人年金保険	(—)	(21,711)
		その他共計	(—)	(2,754,041)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	—	60,349
		その他共計	—	12,591,428
入院保障	災害入院	個人保険	(—)	(704)
		個人年金保険	(—)	(1)
		その他共計	(—)	(179,032)
	疾病入院	個人保険	(—)	(687)
		個人年金保険	(—)	(0)
		その他共計	(—)	(176,612)
	その他の 条件付入院	個人保険	(—)	(28,188)
		個人年金保険	(—)	(24)
		その他共計	(—)	(2,039,277)

(注1) () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

(注2) 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。

(注3) 生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。

(注4) 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）の責任準備金額を表します。

(注5) 入院保障の災害入院欄及び疾病入院欄の金額は入院給付金日額を表します。

(単位：件)

区 分		保有件数	
		平成18年度末	平成19年度末
障がい保障	個人保険	(—)	(507,424)
	個人年金保険	(—)	(287)
	その他共計	(—)	(46,487,017)
手術保障	個人保険	(—)	(496,324)
	個人年金保険	(—)	(329)
	その他共計	(—)	(45,097,298)

(注) () 内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
死亡保険	終身保険	—	301,650
	定期保険	—	715
	その他共計	—	302,365
生死混合保険	養老保険	—	1,217,478
	その他共計	—	1,324,615
年金保険	個人年金保険	—	216,033
災害・疾病関係特約	災害特約	—	1,352,591
	介護特約	—	51
	傷害入院特約	—	18
	疾病入院特約	—	0
	疾病傷害入院特約	—	687

(注1) 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

(注2) 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

1) 個人保険

(単位：件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	—	—	—	—
新契約	—	—	591,599	1,635,047
復活	—	—	8	12
保険金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
死亡	—	—	21	62
満期	—	—	—	—
保険金額の減少	—	—	—	—
転換による減少	—	—	—	—
解約	—	—	1,758	5,340
失効	—	—	830	2,616
その他の異動による減少	—	—	28	62
年末現在	—	—	588,970	1,626,980
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)
純増加	—	—	588,970	1,626,980
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険の主たる保障部分の合計です。

2) 個人年金保険

(単位：件、百万円、%、単位未満四捨五入)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	—	—	—	—
新契約	—	—	62,080	217,262
復活	—	—	—	—
金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
死亡	—	—	6	18
支払満了	—	—	—	—
金額の減少	—	—	—	—
転換による減少	—	—	—	—
解約	—	—	85	332
失効	—	—	3	17
その他の異動による減少	—	—	1	862
年末現在	—	—	61,985	216,033
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)
純増加	—	—	61,985	216,033
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

(7) 契約者配当の状況

平成19年度決算に基づき、106,910百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。

- 1) この金額は、管理機構との再保険契約に基づき、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、繰り入れたものです。

なお、簡易生命保険契約（平成19年9月30日までにご契約された簡易生命保険契約のことをいいます。）に対する契約者配当は、管理機構が決定しています。

- 2) かんぽ生命の保険契約（平成19年10月1日以降にご契約された個人保険・個人年金保険等のことをいいます。）に対する契約者配当はありません。

【参考】簡易生命保険契約の契約者配当

簡易生命保険契約の契約者配当は、管理機構が定めることとなります。

管理機構は、新たな配当基準を設定し、平成20年4月1日より簡易生命保険のご契約者に配当金を分配することとしました。

【配当基準】

基本契約・特約ごとに、死差配当（特約支払差配当）、費差配当及び利差配当の合計額（利源別配当金額）に、配当利息を加算した額を分配します。

ただし、利源別配当金額がマイナスとなる場合は、配当利息の額とします。

【平成20年度の契約者配当の例示】

40歳加入、平成20年9月満期、満期保険金額100万円

基本契約加入時に災害特約及び疾病傷害入院特約を付加

	月額保険料	当年度配当金額	配当金額累計
●普通養老保険	8,920円	1,326円	5,347円
(10年満期)	8,760円	1,142円	4,839円
●普通養老保険	5,060円	902円	7,795円
(15年満期)	4,870円	1,362円	8,761円
●普通定期保険	1,030円	1,703円	5,443円
(10年満期)	800円	1,378円	4,437円
●特別養老保険	9,840円	2,642円	9,602円
(10年満期2倍型)	9,480円	2,275円	8,583円
●特別養老保険	12,600円	6,589円	22,359円
(10年満期5倍型)	11,600円	5,672円	19,790円
●学資保険	4,740円	920円	8,823円
(15歳満期)	4,630円	929円	9,136円

(注1) 表の上段は被保険者が男性の場合、下段は女性の場合です。

(注2) 普通定期保険にあっては、死亡保険金100万円の場合です。

(注3) 学資保険は被保険者0歳、契約者40歳加入で、契約者の性別が被保険者と同じ場合です。

(注4) 特約保険金額は100万円（特別養老保険は2倍型200万円、5倍型500万円）の場合です。

3-2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約及び新契約増加率（件数、金額）

1) 保有契約

（単位：件、百万円、％、単位未満四捨五入）

区 分	平成18年度末				平成19年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	—	—	—	—	588,970	—	1,626,980	—
死亡保険	—	—	—	—	100,893	—	302,365	—
生死混合保険	—	—	—	—	488,077	—	1,324,615	—
個人年金保険	—	—	—	—	61,985	—	216,033	—
財形保険	—	—	—	—	61	—	5	—
財形年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

（注2）個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

（注3）財形保険、財形年金保険の金額は、責任準備金額です。

2) 新契約

（単位：件、百万円、％、単位未満四捨五入）

区 分	平成18年度				平成19年度			
	件数		金額		件数		金額	
		増加率		増加率		増加率		増加率
個人保険	—	—	—	—	591,599	—	1,635,047	—
死亡保険	—	—	—	—	101,557	—	304,437	—
生死混合保険	—	—	—	—	490,042	—	1,330,610	—
個人年金保険	—	—	—	—	62,080	—	217,262	—
財形保険	—	—	—	—	61	—	1	—
財形年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—

（注1）財形保険、財形年金保険の件数は被保険者数です。

（注2）個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資です。

（注3）財形保険、財形年金保険の金額は、第1回保険料です。

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円、単位未満四捨五入）

区 分	新契約		保有契約	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度末	平成19年度末
個人保険	—	2,764	—	2,762
死亡保険	—	2,998	—	2,997
生死混合保険	—	2,715	—	2,714

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率（対年度始）

該当ありません。

(4) 解約失効率（対年度始）

該当ありません。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位：円、単位未満四捨五入）

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	—	204,495

（注）転換契約は含みません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：％）

区 分	平成18年度	平成19年度
件数率	—	0.07
金額率	—	0.08

（注1）死亡率は、分子を死亡発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

（注2）経過契約は、（年度始保有＋年度末保有＋死亡発生契約）÷ 2 を使用しています。

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：％）

区 分		平成18年度	平成19年度
災害死亡保障	件数	—	0.01
	金額	—	0.01
傷害保障	件数	—	0.00
	金額	—	0.00
傷害入院保障	件数	—	0.21
	金額	—	0.00
疾病入院保障	件数	—	0.97
	金額	—	0.01
傷害手術保障	件数	—	0.12
	金額	—	0.00
疾病手術保障	件数	—	0.47
	金額	—	0.00
傷害通院保障	件数	—	0.02
	金額	—	0.00
疾病通院保障	件数	—	0.00
	金額	—	0.00
介護保障	件数	—	0.00
	金額	—	0.00

（注1）特約発生率は、分子を特約保障発生契約、分母を経過契約として算出した率です。

（注2）経過契約は、（年度始特約保有＋年度末特約保有＋特約保険金額の支払額が限度に達した契約）÷ 2 を使用しています。

(8) 事業費率（対収入保険料）

（単位：％）

平成18年度	平成19年度
—	6.86

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

該当ありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

該当ありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

該当ありません。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

該当ありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

（単位：％）

	平成18年度	平成19年度
第三分野発生率	—	35.8
医療（疾病）	—	32.4
がん	—	—
介護	—	9.6
その他	—	46.8

（注）保険種類（特約）単位で主要な第三分野給付の属する区分に分類しています。

3-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
保 険 金	死亡保険金	—	43
	災害保険金	—	4
	高度障がい保険金	—	—
	満期保険金	—	—
	その他	—	888,064
	小計	—	888,111
年金		—	29
給付金		—	9
解約返戻金		—	25
保険金据置支払金		—	—
その他共計		—	888,173

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個人保険	—	430,349
	(一般勘定)	(—)	(430,349)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	個人年金保険	—	187,846
	(一般勘定)	(—)	(187,846)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	財形保険	—	5
	財形年金保険	—	5
	(一般勘定)	(—)	(5)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	その他	—	101,040,914
	(一般勘定)	(—)	(101,040,914)
	(特別勘定)	(—)	(—)
	小計	—	101,659,116
	(一般勘定)	(—)	(101,659,116)
	(特別勘定)	(—)	(—)
危険準備金		—	3,076,245
合 計		—	104,735,362
(一般勘定)		(—)	(104,735,362)
(特別勘定)		(—)	(—)

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	平成19年度末 合 計
残高	87,296,571	14,362,545	—	3,076,245	104,735,362

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

1) 責任準備金の積立方式、積立率

		前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
積立方式	標準責任準備金 対象契約	—	平成8年大蔵省告示第48号に定める 方式（標準責任準備金）
	標準責任準備金 対象外契約	—	—
積立率（危険準備金を除く）		—	100.0%

(注1) 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、財形保険、財形年金保険及び管理機構の受再保険は上記には含んでいませんが、平準純保険料式により積み立てています。

(注2) 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する実際の責任準備金残高（危険準備金を除く）の割合を記載しています。

2) 責任準備金残高（契約年度別）

(単位：百万円)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2007年度	618,196	1.00%～1.50%

(注1) 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しています。

(注2) 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保険	財形保険 財形年金保険	その他の 保険	合 計
平成 18 年度	前年度末現在	—	—	—	—	—
	利息による増加	—	—	—	—	—
	配当金支払による減少	—	—	—	—	—
	当年度繰入額	—	—	—	—	—
	当年度末現在	—	—	—	—	—
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
平成 19 年度	前年度末現在	—	—	—	—	—
	日本郵政公社承継残高	—	—	—	2,932,089	2,932,089
	支払備金の積替による増加	—	—	—	2,972	2,972
	利息による増加	—	—	—	12,881	12,881
	配当金支払による減少	—	—	—	▲197,883	▲197,883
	年金買増しによる減少	—	—	—	▲589	▲589
	当年度繰入額	—	—	—	106,910	106,910
	当年度末現在	—	—	—	2,856,381	2,856,381
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) () 内はうち積立配当金額です。なお、管理機構の受再保険に係る配当準備金2,856,381百万円は再保険契約に基づき管理機構へ分配・支払をすることとしています。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成19年度	
		前期末残高	当期末残高
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	—	0
	個別貸倒引当金	—	707
	特定海外債権引当勘定	—	—
退職給付引当金		—	52,316
役員退職慰労引当金		—	19
価格変動準備金		—	559,002

(注) 計上の理由及び算定方法については、個別注記表に記載しているため省略しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分			前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金			50	499,950	—	500,000	
うち既 発行株式	(普通株式)	(2千株)	(19,998千株)	—	—	(20,000千株)	
		50	499,950	—	—	500,000	
	計		50	499,950	—	500,000	
資本剰余金	(資本準備金)		50	499,994	—	500,044	
	計		50	499,994	—	500,044	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
個人保険	—	436,075
（うち一時払）	—	—
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	—	436,075
個人年金保険	—	192,243
（うち一時払）	—	153,239
（うち年払）	—	—
（うち半年払）	—	—
（うち月払）	—	39,003
その他共計	—	3,886,601

(注) その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

・収入年度別保険料明細表

(単位：百万円)

個人保険 個人年金保険	初年度保険料	236,945
	次年度以降保険料	391,373
	小計	628,319
その他共計	初年度保険料	3,035,477
	次年度以降保険料	851,124
	合 計	3,886,601

(注) その他共計には財形保険、財形年金保険、受再保険を含みます。

(11) 保険金明細表

1) 保険金明細表 (金額)

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度				
	合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
死亡保険金	—	27	—	—	—	27
災害保険金	—	—	—	—	—	—
高度障がい保険金	—	—	—	—	—	—
満期保険金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	6,147,407	6,147,407
合 計	—	27	—	—	6,147,407	6,147,434

(注) その他の保険には受再保険を含みます。

2) 保険金明細表 (件数)

(単位：件)

区 分	平成18年度	平成19年度				
	合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
死亡保険金	—	12	—	—	—	12
災害保険金	—	—	—	—	—	—
高度障がい保険金	—	—	—	—	—	—
満期保険金	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	18,857,995	18,857,995
合 計	—	12	—	—	18,857,995	18,858,007

(注) その他の保険には受再保険を含みます。

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

平成18年度	平成19年度				
合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
—	—	960	—	—	960

(13) 給付金明細表

1) 給付金明細表（金額）

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度				
	合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—
入院給付金	—	8	—	—	—	8
手術給付金	—	5	—	—	—	5
障がい給付金	—	—	—	—	—	—
生存給付金	—	—	—	—	—	—
その他	—	0	—	—	—	0
合 計	—	13	—	—	—	13

2) 給付金明細表（件数）

（単位：件）

区 分	平成18年度	平成19年度				
	合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
死亡給付金	—	—	—	—	—	—
入院給付金	—	252	—	—	—	252
手術給付金	—	127	—	—	—	127
障がい給付金	—	—	—	—	—	—
生存給付金	—	—	—	—	—	—
その他	—	4	—	—	—	4
合 計	—	383	—	—	—	383

(14) 解約返戻金明細表

（単位：百万円）

平成18年度	平成19年度				
合 計	個人保険	個人年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
—	47	192	—	—	239

(15) 減価償却費明細表

（単位：百万円、％）

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	60,311	3,170	3,148	57,156	5.2
建物	38,808	1,551	1,542	37,266	4.0
その他の有形固定資産	21,503	1,618	1,606	19,890	7.5
無形固定資産	49,468	5,129	5,128	44,340	10.4
その他	—	—	—	—	—
合 計	109,779	8,299	8,276	101,496	7.5

（注1）建物は、建物、建物付属設備及び構築物の合計額を計上しています。

（注2）無形固定資産にはソフトウェア仮勘定を含めています。

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
営業活動費	—	103,021
営業管理費	—	4,954
一般管理費	—	158,575
合 計	—	266,550

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国税	—	10,479
消費税	—	10,264
印紙税	—	211
登録免許税	—	0
その他の国税	—	2
地方税	—	4,696
地方消費税	—	2,566
法人事業税	—	2,031
固定資産税	—	—
不動産取得税	—	—
事業所税	—	99
自動車税	—	—
その他の地方税	—	—
合 計	—	15,176

(18) リース取引

該当ありません。

3-4 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) ポートフォリオの推移

・資産の構成と増減

(単位：百万円、%)

区 分	事業開始時		平成19年度末		
	金額	占率	金額	占率	増減
現預金・コールローン	1,130,604	1.0	2,868,825	2.5	1,738,220
買現先勘定	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	1,454,885	1.3	1,454,885
買入金銭債権	—	—	59,981	0.1	59,981
商品有価証券	—	—	—	—	—
金銭の信託	5,932,964	5.2	1,861,542	1.7	▲4,071,421
有価証券	84,289,840	74.1	85,568,884	76.0	1,279,043
公社債	82,895,685	72.9	83,059,012	73.8	163,326
株式	—	—	—	—	—
外国証券	1,394,155	1.2	2,509,872	2.2	1,115,716
公社債	1,394,155	1.2	2,509,872	2.2	1,115,716
株式等	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—
貸付金	21,413,175	18.8	19,921,240	17.7	▲1,491,935
保険約款貸付	—	—	17	0.0	17
一般貸付	—	—	12,278	0.0	12,278
機構貸付	21,413,175	18.8	19,908,944	17.7	▲1,504,231
不動産	79,018	0.1	78,002	0.1	▲1,016
うち投資用不動産	—	—	—	—	—
繰延税金資産	13	0.0	234,196	0.2	234,182
その他	892,436	0.8	477,820	0.4	▲414,616
貸倒引当金	▲745	▲0.0	▲707	▲0.0	37
一般勘定計	113,737,309	100.0	112,524,670	100.0	▲1,212,638
うち外貨建資産	1,205,622	1.1	2,354,081	2.1	1,148,458

(注1)「機構貸付」とは、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付です。

(注2)「不動産」については、土地、建物、建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(注3)増減については、事業開始時との差額を計上しています。

（２）運用利回り

（単位：％）

区 分	平成18年度末	平成19年度末
現預金・コールローン	—	0.45
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	0.68
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	▲18.33
有価証券	—	0.94
うち公社債	—	1.16
うち株式	—	—
うち外国証券	—	▲5.95
貸付金	—	2.77
うち一般貸付	—	1.30
不動産	—	—
一般勘定計	—	0.67
うち海外投融資	—	▲5.95

（注1） 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

（注2） 一般勘定計の利回りは有価証券信託も含めて算出しています。

（３）主要資産の平均残高

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末	平成19年度末
現預金・コールローン	—	1,939,463
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	21,624
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	3,465,946
有価証券	—	85,884,509
うち公社債	—	83,219,847
うち株式	—	—
うち外国証券	—	2,664,661
貸付金	—	20,646,809
うち一般貸付	—	418
不動産	—	78,258
一般勘定計	—	112,985,334
うち海外投融資	—	2,664,661

（注1） 一般勘定計は有価証券信託に係る資産を含めています。

（注2） 「不動産」については、土地、建物、建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

（注3） 「海外投融資」とは外貨建資産と円建資産の合計です。

（４）資産運用収益明細表

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度
利息及び配当金等収入	—	839,559
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	30,779
有価証券償還益	—	16
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	—	997
合 計	—	871,353

（５）資産運用費用明細表

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度
支払利息	—	1,788
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	318,576
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	62,449
有価証券評価損	—	105,568
有価証券償還損	—	44
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	6,231
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	—	143
合 計	—	494,801

（６）利息及び配当金等収入明細表

（単位：百万円）

区 分	平成18年度	平成19年度
預貯金利息	—	2,549
有価証券利息・配当金	—	546,885
公社債利息	—	494,498
株式配当金	—	—
外国証券利息配当金	—	52,386
貸付金利息	—	2
機構貸付金利息	—	285,570
その他共計	—	839,559

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	30,779
その他共計	—	30,779

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	—	11,237
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	51,212
その他共計	—	62,449

(9) 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
国債等債券	—	—
株 式 等	—	—
外 国 証 券	—	105,568
その他共計	—	105,568

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	—	—	83,059,012	97.1
国債	—	—	68,959,931	80.6
地方債	—	—	3,711,596	4.3
社債	—	—	10,387,483	12.1
うち公社・公団債等	—	—	8,061,887	9.4
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	2,509,872	2.9
公社債	—	—	2,509,872	2.9
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	—	—	85,568,884	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めないものを含む)	合 計
平成18年度末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—	—
	株式						—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—	—
	公社債	—	—	—	—	—	—	—
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—	—
平成19年度末	国債	6,887,620	11,291,053	12,802,344	13,370,444	16,455,901	8,152,568	68,959,931
	地方債	210,006	830,240	117,147	836,672	1,671,646	45,883	3,711,596
	社債	2,614,199	3,695,044	1,053,367	889,193	1,740,338	395,340	10,387,483
	株式						—	—
	外国証券	135,683	481,727	361,650	374,213	498,664	657,932	2,509,872
	公社債	135,683	481,727	361,650	374,213	498,664	657,932	2,509,872
	株式等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	9,847,509	16,298,065	14,334,509	15,470,524	20,366,551	9,251,724	85,568,884

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：％)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
公 社 債	—	1.20
外国公社債	—	3.58

(15) 地方債地域別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
北海道	—	89,022
東 北	—	44,508
関 東	—	1,520,939
中 部	—	373,549
近 畿	—	195,659
中 国	—	77,805
四 国	—	—
九 州	—	164,642
その他	—	1,245,470
合 計	—	3,711,596

(注)「その他」は共同発行市場公募地方債の残高です。

(16) 業種別株式保有明細表

該当ありません。

(17) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
保険約款貸付	—	17
契約者貸付	—	17
保険料振替貸付	—	—
一般貸付	—	19,921,223
(うち非居住者貸付)	(—)	(—)
企業貸付	—	19,908,944
(うち国内企業向け)	(—)	(19,908,944)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公共団体・公企業貸付	—	12,278
住宅ローン	—	—
消費者ローン	—	—
その他	—	—
合 計	—	19,921,240

(注) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分類一覧表において、「金融・保険業」に区分されているため、「企業貸付」に計上しています。

(18) 貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
平成18年度末							
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	—	—	—	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	—	—	—	—	—
平成19年度末							
変動金利	—	—	—	—	—	—	—
固定金利	1,666,015	4,894,898	2,417,221	2,179,818	2,797,206	5,966,062	19,921,223
一般貸付計	1,666,015	4,894,898	2,417,221	2,179,818	2,797,206	5,966,062	19,921,223

(注)「固定金利」には、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金を含んでいます。

(19) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位：件、百万円、%)

区 分		平成18年度末		平成19年度末	
			占率		占率
大企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	—	—	1	100.0
	金額	—	—	19,908,944	100.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	—	—	1	100.0
	金額	—	—	19,908,944	100.0

(注1) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の企業規模別区分に基づき「中小企業」に区分しています。

(注2) 業種の区分は以下のとおりです。

(注3) 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員	資本金 10億円以上	従業員	資本金 10億円以上	従業員	資本金 10億円以上	従業員	資本金 10億円以上
中堅企業	300名超 かつ	資本金 3億円超 10億円未満	50名超 かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	100名超 かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	100名超 かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

(20) 貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区 分		平成18年度末		平成19年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	—	—	—	—
	食料	—	—	—	—
	繊維	—	—	—	—
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	印刷	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	石油・石炭	—	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	一般機械	—	—	—	—
	電気機械	—	—	—	—
	輸送用機械	—	—	—	—
	精密機械	—	—	—	—
	その他の製造業	—	—	—	—
	農業	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	情報通信業	—	—	—	—
	運輸業	—	—	—	—
	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	19,908,944	99.9
	不動産業	—	—	—	—
	各種サービス	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	12,278	0.1
	個人（住宅・消費・納税資金等）	—	—	—	—
	合 計	—	—	19,921,223	100.0
海外向け	政府等	—	—	—	—
	金融機関	—	—	—	—
	商工業（等）	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
総合計		—	—	19,921,223	100.0

(注) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、日本銀行調査統計局が定める「金融統計調査表の記入要領」の業種別貸出金調査表の業種分類一覧表に基づき、「金融・保険業」に区分しています。

(21) 貸付金使途別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
設備資金	—	—	12,278	0.1
運転資金	—	—	19,908,944	99.9
合 計	—	—	19,921,223	100.0

(注) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、「運転資金」に区分しています。

(22) 貸付金地域別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	—	—	—	—
東 北	—	—	—	—
関 東	—	—	19,913,210	99.9
中 部	—	—	6,465	0.0
近 畿	—	—	—	—
中 国	—	—	1,547	0.0
四 国	—	—	—	—
九 州	—	—	—	—
合 計	—	—	19,921,223	100.0

(注) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、同機構の所在地が東京都であることから、「関東」に区分しています。

(23) 貸付金担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	—	—	12,278	0.1
その他	—	—	19,908,944	99.9
合 計	—	—	19,921,223	100.0
うち劣後特約付貸付	—	—	—	—

(注) 管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付金は、「その他」に区分しています。

(24) 有形固定資産明細表

1) 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分		前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
平成 18 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	—	—	—	—	—	—	—
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—	—
平成 19 年度	土 地	—	40,726	—	—	40,726	—	—
	建 物	—	38,893	76	1,551	37,266	1,542	4.0
	建設仮勘定	—	906	896	—	9	—	—
	その他の有形固定資産	—	21,883	374 (6)	1,618	19,890	1,606	7.5
	合 計	—	102,409	1,347 (6)	3,170	97,892	3,148	—

(注)「当期減少額」欄の括弧内には、減損損失の計上額を再掲しています。

2) 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分		平成18年度末	平成19年度末
不動産残高		—	78,002
営業用		—	78,002
賃貸用		—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

(注)「不動産」(営業用)については、土地、建物(建物付属設備及び構築物を含む。)、建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(25) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(26) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度
有形固定資産		—	162
土地		—	—
建物		—	109
その他		—	52
無形固定資産		—	—
その他		—	—
合 計		—	162

(注)「建物」については、建物、建物付属設備、構築物を合計した金額を計上しています。

(27) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(28) 海外投融資の状況

1) 資産別内訳

(単位：百万円、%)

区 分		平成18年度末		平成19年度末	
		金額	占率	金額	占率
外貨建資産	公社債	—	—	2,354,081	93.8
	株式	—	—	—	—
	現預金・その他	—	—	—	—
	小 計	—	—	2,354,081	93.8
円貨額が確定した 外貨建資産	公社債	—	—	—	—
	現預金・その他	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—
円貨建資産	非居住者貸付	—	—	—	—
	公社債（円建外債）・その他	—	—	155,790	6.2
	小 計	—	—	155,790	6.2
海外投融資合計		—	—	2,509,872	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

2) 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分		外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
平成18年度末	北米	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—
	オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—
平成19年度末	北米	906,949	36.1	906,949	36.1	—	—	—	—
	ヨーロッパ	1,407,979	56.1	1,407,979	56.1	—	—	—	—
	オセアニア	11,012	0.4	11,012	0.4	—	—	—	—
	アジア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中南米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中東	—	—	—	—	—	—	—	—
	アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国際機関	183,931	7.3	183,931	7.3	—	—	—	—
	合 計	2,509,872	100.0	2,509,872	100.0	—	—	—	—

3) 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	—	—	951,634	40.4
ユーロ	—	—	1,085,715	46.1
スターリングポンド	—	—	232,595	9.9
カナダドル	—	—	72,885	3.1
オーストラリアドル	—	—	11,250	0.5
合 計	—	—	2,354,081	100.0

(29) 海外投融資利回り

(単位：%)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
海外投融資利回り	—	▲5.95

(30) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

(単位：百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度
公共債	国債	—	248,290
	地方債	—	—
	公社・公団債	—	49
	小 計	—	248,340
貸 付	政府関係機関	—	—
	公共団体・公企業	—	12,278
	小 計	—	12,278
合 計		—	260,618

(31) 各種ローン金利

該当ありません。

(32) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類		取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘 要
平成18年度	その他	—	—	—	—	—	
	合 計	—	—	—	—	—	
平成19年度	その他	1,431	6,123	5,067	—	1,056	
	合 計	1,431	6,123	5,067	—	1,056	

3-5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報

1) 売買目的有価証券の評価損益

売買目的有価証券は保有していません。

2) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	31,366,941	32,187,510	820,569	823,269	2,700
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	44,037,157	44,742,056	704,899	851,310	146,410
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—	—	11,816,976	11,623,135	▲193,841	57,216	251,057
公社債	—	—	—	—	—	7,610,356	7,654,912	44,556	50,335	5,778
株式	—	—	—	—	—	1,675,142	1,458,350	▲216,792	6,784	223,577
外国証券	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
公社債	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	87,221,076	88,552,702	1,331,626	1,731,796	400,169
公社債	—	—	—	—	—	83,014,455	84,584,480	1,570,024	1,724,915	154,890
株式	—	—	—	—	—	1,675,142	1,458,350	▲216,792	6,784	223,577
外国証券	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
公社債	—	—	—	—	—	2,531,477	2,509,872	▲21,605	96	21,701
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

(注2) 「金銭の信託」のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、1,675,142百万円、▲216,792百万円です。

・時価のない有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末	平成19年度末
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	—	—
その他有価証券	—	1,014,581
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	1,014,581
合 計	—	1,014,581

（注）本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

（２）金銭の信託の時価情報

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差 損 益			貸借対照表 計上額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
金銭の信託	—	—	—	—	—	1,861,542	1,861,542	—	—	—

１）運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託は保有していません。

２）満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

（単位：百万円）

区 分	平成18年度末					平成19年度末				
	帳簿価額	時価	差 損 益			帳簿価額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の 金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の 金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の 金銭の信託	—	—	—	—	—	2,078,335	1,861,542	▲216,792	6,784	223,577
国内株式ファンド	—	—	—	—	—	1,997,592	1,780,799	▲216,792	6,784	223,577
不動産ファンド	—	—	—	—	—	80,743	80,743	—	—	—

3) 金銭の信託の有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

残存期間別 運用種目		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	合 計
平成18年度末	国内株式						—	—
平成19年度末	国内株式						1,458,350	1,458,350

4) 外国証券の地域別、発行国別、通貨別構成

該当ありません。

5) 金銭の信託の国内株式の業種別構成

(単位：百万円、%)

業種別		年度末	平成18年度末			平成19年度末		
			時価	構成比	TOPIX 構成比	時価	構成比	TOPIX 構成比
	水産・農林業		—	—	—	1,037	0.1	0.1
	鉱業		—	—	—	6,089	0.4	0.4
	建設業		—	—	—	24,562	1.7	1.7
製造業	食料品		—	—	—	44,896	3.1	3.3
	繊維製品		—	—	—	10,798	0.7	0.9
	パルプ・紙		—	—	—	3,785	0.3	0.3
	化学		—	—	—	80,883	5.5	5.5
	医薬品		—	—	—	61,242	4.2	4.1
	石油・石炭製品		—	—	—	10,834	0.7	0.7
	ゴム製品		—	—	—	6,620	0.5	0.5
	ガラス・土石製品		—	—	—	17,286	1.2	1.2
	鉄鋼		—	—	—	45,299	3.1	3.1
	非鉄金属		—	—	—	20,219	1.4	1.2
	金属製品		—	—	—	7,073	0.5	0.5
	機械		—	—	—	64,717	4.4	4.5
	電気機器		—	—	—	209,833	14.4	14.0
	輸送用機器		—	—	—	142,458	9.8	9.5
	精密機器		—	—	—	18,447	1.3	1.4
	その他製品		—	—	—	42,880	2.9	3.0
	電気・ガス業		—	—	—	63,515	4.4	4.6
運輸・情報通信業	陸運業		—	—	—	53,288	3.7	3.7
	海運業		—	—	—	14,323	1.0	1.0
	空運業		—	—	—	6,128	0.4	0.5
	倉庫・運輸関連業		—	—	—	3,057	0.2	0.2
	情報・通信業		—	—	—	80,010	5.5	5.3
商業	卸売業		—	—	—	83,751	5.7	5.2
	小売業		—	—	—	43,382	3.0	3.3
金融・保険業	銀行業		—	—	—	156,350	10.7	10.6
	証券・商品先物取引業		—	—	—	24,351	1.7	1.6
	保険業		—	—	—	38,029	2.6	2.6
	その他金融業		—	—	—	18,459	1.3	1.3
	不動産業		—	—	—	33,393	2.3	2.5
	サービス業		—	—	—	21,340	1.5	1.5
合 計			—	—	—	1,458,350	100.0	100.0

6) 金銭の信託の委託先別時価残高及び運用実績

【平成19年度】

■国内株式アクティブファンド

(単位：百万円、%)

投資一任契約先	時価総額	計測期間の 時間加重収益率	超過収益率
バークレイズ・グローバル・インベスターズ	57,815	▲25.75	▲1.57
住友信託銀行	56,824	▲29.20	▲5.02
中央三井アセット信託銀行	55,416	▲27.88	▲3.70
大和住銀投信投資顧問	38,289	▲27.51	▲3.33
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	29,100	▲25.41	▲1.23
ステート・ストリート投信投資顧問	18,426	▲26.44	▲2.26
合 計	255,872	▲27.72	▲3.54

■国内株式パッシブファンド

(単位：百万円、%)

投資一任契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
住友信託銀行①	629,995	▲23.98
中央三井アセット信託銀行①	547,377	▲24.09
三菱UFJ信託銀行①	225,151	▲24.10
中央三井アセット信託銀行②	105,900	▲24.09
三菱UFJ信託銀行②	10,560	▲21.68
住友信託銀行②	5,942	▲22.62
合 計	1,524,926	▲24.22

■不動産ファンド

(単位：百万円、%)

単独運用指定金銭信託契約先	時価総額	計測期間の時間加重収益率
三菱UFJ信託銀行	40,463	1.85
中央三井アセット信託銀行	40,279	2.06
合 計	80,743	1.96

(注) 時間加重収益率は、ファンドの資産のうち、短期資産を除いた部分で計測しています。

◆計測期間、ベンチマーク等

(単位：%)

	計測期間	ベンチマーク収益率	ベンチマーク名称
国内株式	平成19年10月～平成20年3月	▲24.18	TOPIX配当込み

7) 金銭の信託の報酬額

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度
運用受託機関分	—	569
資産管理機関分	—	287
合 計	—	856

(注) 不動産ファンドの信託報酬が含まれています。

(3) デリバティブ取引の時価情報（ヘッジ会計適用・非適用の合算値）

1) 定性的情報

① 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引です。

② 取組方針

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として為替予約取引に限定しています。デリバティブ取引を行う際は、ヘッジ目的に限り実施することとし、投機的な取引は行わない方針です。

ヘッジ会計の有効性の判定については、為替予約を実施する場合に、ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨、同一期日でかつ外貨の想定元本が一致するように実施していることから、その後の為替相場変動による相関関係は完全に確保されているため、その判定をもって有効性の判定に代えています。

③ 利用目的

当社が行っている為替予約取引は、外貨債の償還金や利子などの外貨キャッシュ・フローの円貨額を確定させ、為替レートの変動によるリスクを軽減させるためのものです。

④ リスクの内容

為替予約取引は為替レートの変動によるリスクを有しています。また、為替予約取引の契約先は信用度の高い取引機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しています。

⑤ リスク管理体制

当社のリスク管理基本方針において、金融派生商品の利用についてはヘッジ目的に限るものとし、投機目的には利用しないこととしています。

為替予約取引については、同基本方針を遵守して策定した資産運用方針に従い約定を実施しており、約定結果は、バック事務を委託している資産管理銀行及びミドル事務担当部署において確認し、また、ヘッジ対象及びヘッジ手段のポジションについては、毎月、リスク管理関連部署において確認を行っております。なお、信用リスクについては、取引先ごとに取引の与信限度額を設定することなどにより管理しています。

⑥ 定量的情報に関する補足説明

特にありません。

2) 定量的情報

【平成19年度末】

- ① 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）
該当ありません。
- ② 金利関連
該当ありません。
- ③ 通貨関連
該当ありません。
- ④ 株式関連
該当ありません。
- ⑤ 債券関連
該当ありません。
- ⑥ その他
該当ありません。

4 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

5 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

I) 貸借対照表の用語

■資産の部

1. 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金等で運用していますが、保険金等の支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金や預金として保有しています。

2. コールローン

他の金融機関に対して行う短期間の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3. 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として差し入れた額を計上します。

4. 買入金銭債権

「有価証券」に該当しない証券等を計上します。具体的には、コマーシャル・ペーパー（CP）や住宅抵当証券、商品投資受益権証券、一般貸付債権信託受益権証券等があります。

5. 金銭の信託

生命保険会社が信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、投資顧問会社等の指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

6. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、建物、建設仮勘定、その他の有形固定資産が含まれます。

7. 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用でき、収益をもたらす財産を指します。

8. 代理店貸

「代理店貸」は、当社が郵便局株式会社に委託している保険金等の支払いに充てるために前渡している資金です。

9. その他資産

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金等を計上する預託金等です。

10. 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

11. 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産等により回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

■負債の部

1. 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金等の支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払備金、責任準備金、契約者配当準備金があります。

* 支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。

* 責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積み立てが義務づけられている準備金です。

* 契約者配当準備金

契約者配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

2. その他負債

他のいずれの科目にも属さない負債です。

* 債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引（レポ取引）により担保として受け入れた額を計上します。

3. 価格変動準備金

株式等の価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

■純資産の部

1. 資本剰余金

資本剰余金とは、株主等からの出資額（または負担額）のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。

2. 利益剰余金

利益剰余金とは、企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。

3. その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

Ⅱ) 損益計算書の用語

■経常損益

1. 経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

2. 保険料等収入

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。

3. 資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益等も含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息です。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額（金利調整差額を除く）を計上します。

4. その他経常収益

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します。

5. 経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

6. 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。

7. 責任準備金等繰入額

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末（3月末）に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法（洗い替え方式）により積み立てられます。損益計算書の表示は、（繰入額－戻入額）の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求等により実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中

に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

8. 資産運用費用

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額等を計上します。

*金銭の信託運用損

信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。

*有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。

*有価証券評価損

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。

9. 事業費

新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。

10. その他経常費用

主に、税金、減価償却費等を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係わるものは資産運用費用に計上します。

11. 経常利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。

■特別損益

1. 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。

2. 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。

■その他

1. 契約者配当準備金繰入額

保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。

2. 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額（その他有価証券にかかるものを除く）を期首と期末で比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナスで表示します。

生命保険協会統一開示項目索引

*印は、保険業法で開示することが定められている項目です。

I 保険会社の概況及び組織*

1 沿革	70
2 経営の組織*	71
3 店舗網一覧	72
4 資本金の推移	74
5 株式の総数	74
6 株式の状況	74
(発行済株式の種類等)	
(大株主〈上位10以上の株主の氏名、持株数、発行済株式総数に占める割合〉*)	
7 主要株主の状況	74
8 取締役及び執行役(役職名・氏名)*	75
9 会計参与の氏名又は名称*	76
10 従業員の在籍・採用状況	76
11 平均給与(内勤職員)	76
12 平均給与(営業職員)	76

II 保険会社の主要な業務の内容*

1 主要な業務の内容*	70
2 経営方針	7

III 直近事業年度における事業の概況*

1 直近事業年度における事業の概況*	13
2 契約者懇談会開催の概況	36
3 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、及び苦情からの改善事例	36
4 契約者に対する情報提供の実態	53
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	49
6 営業職員・代理店教育・研修の概略	51
7 新規開発商品の状況	59
8 保険商品一覧	46
9 情報システムに関する状況	39
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	40

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標* 80

V 財産の状況*

1 貸借対照表*	81
2 損益計算書*	82
3 キャッシュ・フロー計算書*	83
4 株主資本等変動計算書*	84
5 債務者区分による債権の状況*	89
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)*	
(危険債権)*	
(要管理債権)*	
(正常債権)*	
6 リスク管理債権の状況*	90
(破綻先債権)*	
(延滞債権)*	
(3カ月以上延滞債権)*	
(貸付条件緩和債権)*	
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況*	90
8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	90
9 有価証券等の時価情報(会社計)*	
(有価証券)*	91
(金銭の信託)*	92

(デリバティブ取引)*	93
10 経常利益等の明細(基礎利益)	94
11 計算書類等について会社法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨*	95
12 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず
13 代表者が財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	95

VI 業務の状況を示す指標等*

1 主要な業務の状況を示す指標等	
(1) 決算業績の概況	96
(2) 保有契約高及び新契約高*	98
(3) 年換算保険料	98
(4) 保障機能別保有契約高*	99
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高*	100
(6) 異動状況の推移	100
(7) 契約者配当の状況*	101
2 保険契約に関する指標等	
(1) 保有契約増加率*	102
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)*	102
(3) 新契約率(対年度始)	102
(4) 解約失効率(対年度始)*	103
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)*	103
(6) 死亡率(個人保険主契約)	103
(7) 特約発生率(個人保険)	103
(8) 事業費率(対収入保険料)	104
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数*	104
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合*	104
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合*	104
(12) 未収受再保険金の額*	104
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合*	104
3 経理に関する指標等	
(1) 支払備金明細表	105
(2) 責任準備金明細表*	105
(3) 責任準備金残高の内訳*	106
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)*	106
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数*	106
(6) 契約者配当準備金明細表*	107
(7) 引当金明細表*	107
(8) 特定海外債権引当勘定の状況*	
(特定海外債権引当勘定)*	108
(対象債権額国別残高)*	108
(9) 資本金等明細表	108
(10) 保険料明細表	108

(11) 保険金明細表	109
(12) 年金明細表	109
(13) 給付金明細表	110
(14) 解約返戻金明細表	110
(15) 減価償却費明細表	110
(16) 事業費明細表*	111
(17) 税金明細表	111
(18) リース取引	111
4 資産運用に関する指標等	
(1) 資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	20
(ポートフォリオの推移〈資産の構成及び資産の増減〉)*	112
(2) 運用利回り*	113
(3) 主要資産の平均残高*	113
(4) 資産運用収益明細表*	114
(5) 資産運用費用明細表*	114
(6) 利息及び配当金等収入明細表*	114
(7) 有価証券売却益明細表	115
(8) 有価証券売却損明細表	115
(9) 有価証券評価損明細表	115
(10) 商品有価証券明細表*	115
(11) 商品有価証券売買高	115
(12) 有価証券明細表*	116
(13) 有価証券残存期間別残高*	116
(14) 保有公社債の期末残高利回り	117
(15) 業種別株式保有明細表*	117
(16) 貸付金明細表*	117
(17) 貸付金残存期間別残高	118
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳*	118
(19) 貸付金業種別内訳*	119
(20) 貸付金使途別内訳*	120
(21) 貸付金地域別内訳	120
(22) 貸付金担保別内訳*	120
(23) 有形固定資産明細表*	
(有形固定資産の明細)*	121
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)*	121
(24) 固定資産等処分益明細表*	121
(25) 固定資産等処分損明細表*	121
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	121
(27) 海外投融資の状況	
(資産別明細)*	122
(地域別構成)*	122
(外貨建資産の通貨別構成)	123
(28) 海外投融資利回り*	123
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額・貸出額)	123
(30) 各種ローン金利	123
(31) その他の資産明細表	123
5 有価証券等の時価情報 (一般勘定)	
(有価証券)	124
(金銭の信託)	125
(デリバティブ取引)	129

Ⅶ 保険会社の運営

1 リスク管理の体制*	30
2 法令遵守の体制*	28
3 法第二百一十一条第一項第一号の確認 (第三分野保険に係る	

ものに限る。)の合理性及び妥当性	34
4 個人データ保護について	35

Ⅷ 特別勘定に関する指標等*

1 特別勘定資産残高の状況*	131
2 個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	131
3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況*	
(1) 保有契約高	131
(2) 年度末資産の内訳*	131
(3) 運用収支状況*	131
(4) 有価証券等の時価情報	
(有価証券)	131
(金銭の信託)	131
(デリバティブ取引)	131

Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況*

1 保険会社及びその子会社等の概況*	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成*	131
(2) 子会社等に関する事項*	131
(名称)*	131
(主たる営業所又は事務所の所在地)*	131
(資本金又は出資金の額)*	131
(事業の内容)*	131
(設立年月日)*	131
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	131
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合)*	131
2 保険会社及びその子会社等の主要な業務*	
(1) 直近事業年度における事業の概況*	131
(2) 主要な業務の状況を示す指標*	131
(経常収益)*	
(経常利益又は経常損失)*	
(当期純利益又は当期純損失)*	
(総資産額)*	
3 保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
(1) 連結貸借対照表*	131
(2) 連結損益計算書*	131
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書*	131
(4) 連結株主資本等変動計算書*	131
(5) リスク管理債権の状況*	131
(破綻先債権)*	
(延滞債権)*	
(3カ月以上延滞債権)*	
(貸付条件緩和債権)*	
(6) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	131
(7) セグメント情報*	131
(8) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨*	131
(9) 代表者が連結財務諸表の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	131

あ

インターネット（ホームページ）	43
ウォーキング大会	41
沿革	70
お客さま相談窓口	62
「お客さまの声」を経営に活かす取組み	36

か

会社概要	表紙裏
加入限度額	47
勧誘方針	52
基礎利益	17
逆ざや	17
クーリング・オフ制度	50
経営の基本方針	7
経営の組織	71
経営理念	6
契約期間中の情報提供	53
告知義務違反	50
告知をしていただく義務	49
個人情報保護	35
コンサルティングセールスの充実	51
コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底	28

さ

災害時の特別な取扱い	42
査定審査会	38
CSR（企業の社会的責任）の取組み	40
資産運用の概況	20
システム開発への取組み	39
実質純資産額	19
「指定代理請求特則」の取扱い	59
従業員の在籍・採用状況	76
新規開発商品・サービスの状況	59
ストレステストの実施	30
生命保険契約者保護機構	66
ソルベンシー・マージン比率	18
損益計算書	82

た

貸借対照表	81
代理店チャンネル	8
ディスクロージャーの充実	43
店舗網一覧	72
トップメッセージ	2
取締役及び執行役	75

な

内部管理態勢	24
日本郵政グループの発足	10

は

引受・支払体制の強化	58
プライバシーポリシー	35
保険金のお支払い	55
保険種類一覧	46

ま

民営・分社化についてのかんぽ生命からのお知らせ ...	63
-----------------------------	----

ら

ラジオ体操の普及推進	40
リスク管理体制	30

かんぽ生命の現状2008

平成20年7月発行

株式会社かんぽ生命保険 経営企画部 調査広報室

〒100-8798 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

TEL 03-3504-4411(代表)

URL <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

